

を撰定せり。

土地區劃 撰定を終へたる殖民地は土地の整理並に移住民の收容に便せんが爲め、農耕地は五町歩乃至七町七反歩を普通農家一戸の收容に充つること、して明治三十九年初めて事業を開始し、大正十三年末に於て其の面積十九萬一千八百八十一町歩餘に達せり。

市街地は樞要の地に之を施設し、普通七十坪乃至百五十六坪を一戸分となし、明治三十八年本島領有後直に大泊に區劃を新設せり。爾來新設又は増設を行ひたるもの大泊、豊原、眞岡、久春内、野田、泊居、敷香、名好、本斗、東知取、内路、鶴城、落合、留多加及川口の十五箇所あり、大正十三年末に於ける區劃面積三百五十一町歩餘に及べり。

部落宅地は移住の密居を必要と認めたる土地に之を施設し、殖民地にありては一戸の標準を普通九百坪となし、て専ら農民の收容に便し之を農村宅地と通稱す。又海岸に於ける必要なる土地には一戸の標準二百坪乃至六百坪となし、て専ら漁民の收容に便し之を漁村宅地と通稱せり。尙ほ漁村には明治四十二年より六百坪乃至一町歩内外の附屬畑を測設し漁閑を利用して農耕を奨励せり、大正十三年末に於ける區劃面積七百九十四

殖民及農業

町歩に達せり。

土地改良 本島の河川は概して迂曲蛇行せるもの多くして疏水を妨げ、爲めに河水氾濫して農耕地を浸害するもの亦尠からず。大正十年より鈴谷川、留多加川、内淵川及列丹川の四大流域に對し土地改良基本調査を開始し、大正十四年迄に約四萬四千五百町歩の調査を爲せり。殊に地味肥沃なれども低濕地にして直接農牧に利用し得ざる土地に對しては、官營又は補助金を給して大小排水溝の開鑿を企圖して専ら土地の乾燥を計り、明治四十三年以來官營施設したる大排水溝の延長十萬四千四百三十四間に達し、又大正二年より農業者に補助金を給して各自の農耕地内に小排水溝を掘鑿せしめたるもの延長十七萬九千四百二十四間に及べり。以上排水溝の施設と相俟つて一方農耕道路の開鑿を計畫し、先づ殖民地内及殖民地相互間に所謂幹線農耕道路を開鑿することとし、其の工事の困難なるもの又は急務を要するものは之を官營とし、簡易なるものは農村住民に補助金を給して之を開鑿せしむる等専ら農村交通の便を計れり、大正十三年末に於ける農耕道路延長官營七萬一千七十間、補助四十六萬七千八百四十四間に達せり。

土地處分 樺太國有未開地は隨意契約を以て賣拂又は貸付することを得るも、直に賣拂を爲すは殆ど特殊

の事業に供する場合に限り、他は何れも貸付の際附したる一定の條件を成功したる後に於て賣拂又は讓與に因り民有に歸するを通則とせり。

土地の貸付は有償を以て原則とするも農耕、牧畜及之に直接附隨の用途に供する場合は拓地殖民の見地より之を無償にて貸付し、専ら農牧業を目的とするを移住者の便益を計りつゝあり。

賣拂又は貸付すべき地積の制限は其の使用目的に依り一定せざるも、一人に付、耕作及之に直接附隨の用途に供する土地は三萬坪、牧畜及之に直接附隨の用途に供する土地は五十萬坪、市街宅地及部落宅地に供する土地は千五百坪、其の他の事業に供する土地は一萬坪を各限度とす。但し農耕目的地は借地人に於て一萬五千坪に對し一戸の割合を以て移住農民を收容するときは九萬坪迄を貸付し、其の他の事業に供する土地は會社又は組合に對する場合其の所定面積の五倍迄増加することを得せしむ。大正十三年末に於ける處分面積は貸付地六萬二千六百六十九町歩餘、讓與及賣拂に依り民有に歸したる土地八萬四千七百八十五町歩餘に達せり。

第二節 移民

第一款 概説

交換前の殖民概況 樺太に於ける移民事業は既往文化、文政以後多少の施設經營なきにあらざりしも、所謂殖民としての事蹟に至りては素より論ずるに足るものなかりき。

明治維新後北海道に開拓使の置かる、や本島の開拓にも亦意を用ひられたるは一帯帯水の地理的關係上當然の事と謂はざるべからず。當時の施設概況を察するに農工業に従事するもの數百名を募りて之に賄料及手當を給し専ら開墾土木の事業に従事せしめ、永住者には三年間一日一人に付支米五合、手當金一箇月三分、被服料一箇年金五兩を支給するの外畑地並に漁業共有地を割渡し、又永住者に對しては終身無税、寄留出稼者には三箇年無税とし四箇年目より收穫高の三分五厘を納めしむ、而して開墾目的の移住民に對しては一人に付三百坪の地を下附し、次年検査の際に耕作を勵むものには更に土地を増給する等種々獎勵方法を定めて

其の實蹟を擧ぐる事に易めたりしも遂に成功を見るに至らず、明治七年迄に開墾せし地積は僅に二十一町歩に過ぎざる有様にて従つて農作物の收穫亦意の如くならざりき。

今開拓使が本島開發に苦心せる跡を尋ねるに、或は人馬繼立所を設け、或は宗谷樺太間の渡航船を増加し、或は道路を開鑿し漁場を官營となす等、直接間接に移住者の保護獎勵に對する苦心の跡然たるものありしと雖も、移住者は風土に慣れざる結果罹病者並に死亡者増加し、一方露人との紛擾亦常に絶えず所謂内憂外患に堪ふる能はずして種々の口實のもとに歸郷せむとするもの續出し、遂に明治八年千島樺太交換條約を俟たずして移民は殆ど其の影を留めざるに至れり。

以上の如く開拓使に於ては其の殖民事業に關し相當保護獎勵に努めたるも遂に失敗に終れり。是れ移住民の選擇を誤りしと、交通不便なりしとに基因せるは勿論なるも、日露交渉の荏苒決せざる間に露人の勢力愈々増加し、爲に其の事業に安んずること能はざりしことも主要なる原因の一と謂はざるべからず。

露領時代の殖民概況 明治八年樺太を露國に讓渡するや露國は同島を以て流刑囚徒の監獄場となし、囚人を此の地に收容し其の改心せるものは之を放免して開拓に従事せしむるの政策を執れり。即ち年々本國より

數百名の囚人を送致し、一年乃至三年の後一定の制度の下に監獄外の居住結婚を許可し、更に一定の時期を経て農商其の他の事業に従事するを得せしめ、刑期満了後六箇年間品行方正なるときは所轄長官の上申によりて之れを農民に編入し、一定條件の下に遂に自由民たるの權利を恢復せしむる等種々獎勵法を設けて大に本島の開發に力を致せり。

然れども彼等は刑餘の民にして概ね着實持久の性を缺き、従つて開拓の事業進捗せざるのみならず一旦刑期満ちて自由の身となれば何れも島外に退散し、此の地に定著せんとする者は寔に寥々たるものなりき、従つて三十有餘年間曾て著しき人口の増加なく、其の産業も些の發達を見るに至らずして終れり。

領有後の移民概況 最初の移住者たる漁業移民に對しては沿岸各地に一定の區劃を設け、漁業鑑札規則に依り一箇年を限りて漁業を許可し、商工業者に對しては市街宅地を區劃測設して之を貸付し或は拂下ぐる等定住の途を講じたり。

爾來樺太に於ける移民は逐年著しく増加しつゝありき雖も、今尙漁業期節にのみ出稼する漁民及夏季間のみ渡來する労働者等尠からず。本島に移住する者は致て其の職業を問はずき雖も、凡そ處女未開の國土を開き國産の興起を圖らむとせば先づ以て指を農業に屈すると共に、移動性に乏しき農業移民を招致せざるべからず、依つて此の見地より農業移民に對しては特殊の保護を與へ以て之が招來に努めつゝあり。

第二款 農業移民

本島の邦領に歸するや直に専門の學者並に技術者に委嘱して實地を踏査せしめ、或は露領時代の經營法を斟酌すると共に北海道に於ける殖事業の實蹟に鑑み、自作農者をして有畜組織により農業を經營せしむるの最も適當なるを認め、土地處分の規定を定め諸種の施設も亦此の方針を以て行ひ、明治三十九年以來農民の移住を獎勵せり。

今過去に於ける移住の状況を見るに、領有以來増加し來りたる移民は歐洲大戰による内地財界の好況に影響せられて大正四年以降其の數頓に減少し、大正十年迄は大なる増加を見ざりしが、大正十二年稚泊連絡開始以來再び激増し收容戸數年々二千戸を下らざるに至れり。今既往十餘年の收容戸口を舉れば左の如し。

區別	大正四年同	五年同	六年同	七年同	八年同	九年同	十年同	十一年同	十二年同	十三年
戶數	六六七	二九五	二八四	三八八	六七三	六六六	六二七	一、〇四六	二、六五七	二、七四九
人口	一、九〇八	九四六	八九〇	一、四七四	二、六二六	二、五六九	一、〇四六	三、九四九	九、三四〇	九、二一八

第三節 農業

第一款 概説

本島開拓の行程は露領時代にありては成績の見るべきもなく、無盡の寶庫に空しく荆棘の蔓るに委して顧るものなかりき。

明治三十八年我が有に歸するや開拓の基礎創りて樹ち、爾來茲に二十有餘年其の間各種産業の發達に伴ひ農業に關する施設亦着々其の緒に就き、農産物生産年額三百餘萬圓を算し十年前に比し實に二百餘萬圓の増

加なりき。然れども耕地反別は僅に一萬八千町歩に過ぎず、農耕適地二十萬町歩に比すれば未だ其の一分にも達せず、尙容易に數萬戸の農民を收容し得べく、是等耕作地開發の曉には蓋し優に他産業を凌駕すべし、以上の如く拓殖の餘地極めて廣く本島農業の發展は寧ろ今後の經營に俟つこころ一層大なるを知るべし。
 耕地 本島の耕地面積は年を逐て非常なる發達をなせり、其の増加の程度は年に依りて多少の差あるも年々千町歩内外の新墾地を増加しつゝあり、今既往十箇年に於ける作付地積、不作地積及全耕地の状況を見るに左の如し。

種別	年次	大正四年同	五年同	六年同	七年同	八年同	九年同	十年同	十一年同	十二年同	十三年		
全開墾地		六、八五四町	八、〇〇八町	八、〇八九町	五、六三三町	七、五三三町	三、三二二町	三、九三三町	九、三六四町	〇、三七九町	四、〇〇二町	三、五三三町	九、九三三町
作付反別		五、二九〇町	三、六五四町	二、七五七町	四、八九一町	五、三九一町	六、二八二町	四、五五九町	八、九六六町	一、七四七町	三、四九〇町	三、〇九〇町	七、〇九〇町
不作付地		一、五六四町	四、三四四町	五、三三二町	一、〇六五町	二、一八二町	三、三七四町	二、三〇四町	四、七七五町	一、四一四町	一、二八七町	三、五三三町	二、八四三町

同	七年	二、二〇、四七七	四、六九〇、八四四	一〇、八八八、六〇六	一、七九〇、六二七	二七、九八七、八四三	三七、五六九、三六六	五、九
同	八年	三、四八七、二六八	六、四〇五、三八九	二二、八八八、九六七	一、九八〇、三五〇	一五、五八九、九二一	六六、三	八、七
同	九年	一、三〇〇、五四三	八、四九七、一九四	一〇、七二〇、六九一	三、三六〇、〇三四	二一、九五二、八三七	四四、八四一、二九七	二、九
同	十年	二、七五三、〇六五	三、四三三、三八二	八、七七九、七九一	一、三三八、五二二	二五、〇八五、七三一	五五、五、六〇七	八、十
同	十一年	二、七五三、七五三	四、一五八、六三九	三、四八七、八二九	一、三三八、一九八	二一、八三三、五六〇	四二、四六一、九七九	六、五
同	十二年	三、五三五、一四九	四、五五八、八八七	三、二六二、三九三	一、八〇九、四三三	二五、八四二、七五五	四八、九九八、六二六	七、二
同	十三年	三、八四六、九九三	〇、六〇五、四六四	二、九〇〇、六二〇	二、二五五、七二三	二七、七〇六、八三七	五七、三三五、六二六	六、八

●●●●●
 作物の種類 本島は北緯四十五度以北に位するを以て気温は内地北海道に比し低しと雖も、栽培せらるる作物の種類に至りては北海道に於けると大差なく、殊に從來不可能せられたる水稻栽培も漸く其の曙光を認むるに至れり。

食糧作物中到處栽培せられつゝ、あるは麥類、豆類、馬鈴薯、根菜類、葉菜類の各種にして麥類中最も多く栽培せられつゝ、あるは裸麥なり。其の範圍は全島に亘り作付面積六百五十餘町歩十一萬九千二百餘圓に達す。

大小麥は能く本島の風土に適し生育良好なれども販路の關係等により年々減少の傾向にあるを以て、之が栽培を促して食糧の自給を期すると共に、一面副業の發展を圖らんが爲め製粉、精麥事業を奨励しつゝあり。大正十三年末現在作付反別は大麥三十九町歩六千五百二十四圓、小麥百四十町歩二萬四千二百九十六圓なり。豆類中最も廣く栽培せらるゝは豌豆にして、其の作付反別三百二十六町歩産額七萬九千六百六十圓に達し品質又優良なり、豌豆に次ぐは菜豆の百三十五町歩二萬七千四百七十二圓にして、大小豆蠶豆に至りては何れも五十町歩内外にして未だ大なる生産を見ず、之れ大小豆は未だ廣く栽培せられざるが爲めなるも、蠶豆にありては全島到處生産せらるゝを以て家畜の増加と相俟つて其の飼料として將來倍々増加すべし。穀類としては以上の外蕎麥、粟黍、玉蜀黍も生産せらるゝも蕎麥を除いては栽培普及せず生産額又僅少なり、馬鈴薯は燕麥と共に本島に於ける重要作物にして、其の作付反別一千三百五十二町歩産額五十一萬圓

に達せり。主として自家消費に充當しつゝあるも澱粉を製造するの外其の儘市場に搬出するものも亦尠からず。現在澱粉製造者四百七十製造島四萬五千九百貫を算するも、何れも小規模のものにして家内工業と稱するが至當なるべし。

蘿蔔は全島に亘りて廣く栽培せらるゝも大根蛆の發生甚しく、農業者は其の虫害を避くる爲め被害少き新墾地栽培を行ひつゝあるを以て、其の作付反別四百町歩年産額僅に二十五萬圓にして、島内需要を充たす能はず遠く北海道より移入しつゝあり。

甘藍は清涼温和なる氣候を好みて生育するものなれば、本島に於ては特に優良のもの生産せられ一箇二貫匁内外の結球は珍しからず、而して之が必要又尠からざるを以て作付反別逐年増加し、現在三百町歩年産額二十萬圓に達せり。

以上の外牛蒡、人參、胡瓜、茄子、南瓜等の蔬菜生産せらるゝも廣く栽培せらるゝは市街地附近にして、其の他の地方に於ては自家用を充たす程度に過ぎず、従つて其の作付反別は何れも尠く百町歩に達するものなし。

工藝作物中本島に適するものはライ麥、亞麻、甜菜、薄荷等なれども、是等の内現在利用せられつゝあるはライ麥及亞麻のみなり。

農業者は大泊製業會社と一定の契約のもとにライ麥を栽培し、酒精原料として之れを該會社に販賣しつゝあり。其の作付範圍は大泊及豊原支廳管内に過ぎざるを以て作付反別も又百八十五町歩に過ぎず。

亞麻は現在主として豊原支廳管内に栽培せられつゝあり、作付反別五十町歩年産額三千八百四十圓内外に過ぎざるも漸次増加すべきは想像に難からず。而して生産品は主として製線工場を経て北海道帝國製業會社に供給されつゝあり。

甜菜は現在農事試験場に於て栽培しつゝあるに過ぎざるも、過去の試験成績に徴すれば品質遙かに北海道産品を凌駕し、含糖量平均十八乃至二十%純糖率八十五乃至九十%を示せり。

薄荷、藝苔等は嘗て相當栽培せられたる作物なるも販路の關係上漸次減少し現在に於ては栽培皆無の状態なり。

飼料作物としては燕麥、牧草、根菜類、デントコーン等何れも生育良好にして反當收量又少なからず、就中

燕麥、チモシー、オチャード、瑞典燕、家畜ビートに至りては品質優良にして他の追従を許さざるものあり。燕麥は家畜飼料たるの外一般需要亦尠からず、其の作付反別は作物中第一に位し、現在に於ては五千六百町歩年産額八十八萬八千九百八十三圓に達し尙年々増加の趨勢にあり、然れども未だ島内需要を充たすに足らず年々北海道及沿海州等より移輸入するもの尠からず。

牧草も燕麥と同様相當需要あり且つ耕作容易なるを以て栽培者多く、作付面積二千町歩年産額四十五萬九千二百八十三圓に達せり。

其の他瑞典燕、家畜ビード、デントコーン等に至りては未だ栽培普及せざるも、酪農業の勃興と共に濃厚飼料として栽培面積漸次擴張せらるべし。

果樹としては一般的に栽培し居るものなきも將來有望なるは苹果なるべし。苹果は現在西海岸に於ける農事試験場分場及同地方の二三有志によりて栽培せらるるに過ぎざるも其の成績良好なり。

第四節 畜産



(塚貝大村農干郡泊大社會式株狐差北大) 場 狐 差

本島の氣候風土は家畜の飼養に適し飼料作物の生育亦良好にして寒氣も何等恐るゝに足らず、其の施設宜しきを得ば大に斯業發展の要素を具備せり。然るに露領時代に於ける飼養家畜類は一般に品位能力共に劣惡にして、加ふるに之が改良増殖に關する施設としては清川に官營牧場を設置種牡牛二頭を置き、荒栗の私設牧場に於ける種牡馬二頭と共に民有牝牛馬の種付に供用したる外何等見るべき施設なく、其の飼養法亦甚だ粗放にして放牧を主とし。牝牡混牧の結果自由交配に因り不規則なる近親蕃殖繼續せられ、遂に體格矮少となりたるもの、如し。

明治三十八年我軍の樺太を占領するや露人の多くは其の飼養せる家畜を遺棄して本國に引揚げたるを以て牛馬は群を爲して山野に彷徨し島内は宛然一大牧場の觀を呈せり、依て隨機の策として軍令を以て移住民の之を自由に捕繋するを許すと共に、其の半數を上納せしめ他の半數は之を捕繋者に拂下ぐることをし。一方貝塚、並川、一ノ澤、古牧、軍川に牛馬收容所を設置して上納牛馬を收容すると同時に、島内家畜の減少を防ぐ爲め牛馬の島外輸出を禁止せり。當時收容所に收容したる牛馬は僅に五百餘頭にして、民間にて拾得飼養のものを合し二千數百頭に過ぎず、尙其の大部分は山野に放棄の儘にして、時恰も晩秋に際し寒氣漸く

殖民及農業

迫り草木枯死して食料を得ること能はず遂に斃死するもの算を爲したり。

明治三十九年五月各牛馬牧容所を合併して貝塚に種畜場を置き。種牡馬二頭（マルシエロン雜種）、種牛一頭（ホルスタイン種）を購入して場内の牝畜に種付すること同時に民間の種付に供したるを始めし、爾來諸般の施設を爲し之が改良蕃殖に努め居れり。現在は牛馬豚鶏を主とし、綿羊、家兎、水禽等の飼養せらるるもの少數あり、亦近時養狐業漸次堅實味を加へ經營宜しきを得ば將來發展すべし。今最近五箇年の家畜飼養數を表示すれば左の如し。

年次	種別	牛	馬	豚	鶏	狐
大正九年		二、二八〇	五、六五四	二、〇四七	二九、九三九	四三四
同十年		二、四七九	六、一六六	二、三二五	四五、一九九	五四三
同十一年		二、七二五	六、六七七	二、〇九二	四〇、三三三	六二〇
同十二年		二、七二六	七、一九六	一、六七〇	四六、九五五	六五八

同十三年	二、三三六	七、六八四	一、七九四	四五、八〇四	七四二
------	-------	-------	-------	--------	-----

一、畜牛

本島産牛の基礎をなせるものは在來種（露人の遺棄せるものにして繁殖用に供したるもの）及領有後北海道より移入せるものの二種に大別せらる。在來種は體格一般に矮少にして形態一定せざるも朝鮮牛に似たるもの尠からず、寒氣に堪ゆるも乳量一箇年二石乃至三石五斗にして四石を泌乳するもの尠く、肉量亦尠く四、五歳に達したるものにして骨付三十貫乃至四十貫に過ぎず。其の移入の経路詳かならざるも略馬匹と同一経路を述りたるものと思料せらる。

北海道より移入せるものはエアアシヤ、ホルスタイン、シンメンタール、シヨートホン、ブラウンスキス種等にして、其の多くは絶滅或は辛じて其の痕跡を留むるに過ぎざるも、獨りエアアシヤ種は繁殖盛にして在來種は殆どエアアシヤ種に依りて改良せられ現在畜牛の九割以上はエアアシヤ種を以て占め成績甚だ良好な

殖民及農業

り。又近時ホルスタイン種の移入増加し漸次増殖の趨勢を呈せり。

二、馬 匹

樺太産馬の基礎をなせる馬匹を大別すれば在來種及領有後内地より移入せるもの二とす。在來種は老馬多く時に體格優良なるものを見るも多く矮少緊縮し、性質敏捷持久力に富み且つ粗食寒冷に耐ふるも負擔力挽曳力少く概して能力低劣なり。是等馬匹の詳細なる移入経路は知る能はざるも、其の大部分は蒙古種に屬する西比利亞馬なりと云ふ説信なるが如し。

領有後馬匹の改良増殖を圖る爲め當局に於ては優良馬を直接移入するの外補助金を與へて民間に移入せしめ尙個人として移入せるもの尠からず。主としてトロツター、ハツクニー、ノルマン等の雜種及サラブレッド、ベルシユロン、クライヌステール、アングロアラブ等の系統に屬し、優良なる駒を産し馬匹改良上效果顯著なるものあり。

三、養 豚

在來豚は樺太占領當時殆ど食用に供せられ今は其の跡を絶ち、従つて其の何種に屬するものなるや不明な

り、明治四十年樺太廳に於てパークシャー種とチエスターホワイト種との雜種を移入したるも、今は之に屬するもの殆どなく、其の後民間に於てパークシャー種及ヨークシャー種を移入し現在殆ど此の二種を以て占むる狀況にして、其の生體量二十貫乃至四十貫、五十貫を算するもの稀にして仍改良の餘地尠からず。樺太廳に於ては獎勵品種としてパークシャー種及ヨークシャー種の二種を決定し農事試験場にて種畜の配布をなし居れり。

四、養 鶏

占領當時より露助鶏と稱する在來種の系統と認むべきもの各地に分布せり、其の起源不明にして形狀より推斷するにレグホーン種とハムパーク種との雜種なるが如きも一定の形態を存せず、體軀一般に矮少舉動輕快體量僅に三百匁乃至五百匁にして、其の産卵數一箇年五十乃至八十個を算し一個の重量十二三匁内外なり。最近漸次改良せられつつあれば近き將來に其の跡を絶つべし。

領有後移入せられたる鶏種はレグホーン種を最多とし、ミノルカ種、アングルシヤン種、オーピントン種其他數種を數ふるも、飼養試験の結果單冠白色レグホーン種並に横班ブリマスロツク種を本島に最適のもの

認め之を獎勵品種に決定し、一般に其の飼養を獎勵したる結果現在總數の約九割を占め成績亦可良なり。

五、綿 羊

露領時代に於ける牧羊業の詳細は之を知る能はずも、占領當時少數なるも綿羊の各部落に散在せるより察するに、從來之に對して特種の獎勵保護を加へざりしとすも多少望を囑せしものありしが如し、占領當時露人の遺棄せる綿羊を守備隊に收容したるも、劣等種なるを以て之を食用に供し其の跡を絶てり。

明治四十三年農商務省月寒種畜場よりシユロツプ種綿羊牝四頭牝一頭を購入して種畜場に收容し、大正二年再び同種牝一頭を購入補足して飼養試験を繼續せり。大正八年農事試験場に於ける設備を擴張し爾來三年間シユロツプ種を米國より輸入して其の繁殖を圖れるに其の成績可良なるを以て、大正十四年より之を一般農家に集團的に配布しつつあり。然れども專業的綿羊牧場の經營に至りては尙疑問の點點からざるを以て、大群飼養は未だ之をせず。

六、養 狐

養狐事業は大正四年廳種畜場に於ける飼養試験を以て嚆矢となし、爾來飼養者漸次増加し樺太特有の有望

なる産業たるを失はず、依つて樺太廳に於ては大正四年廳令第二十七號を以て養狐業の爲め其の用地として一萬五千坪以内の未開地を貸付するの途を開けり。然るに時恰も毛皮の市價暴騰し需要亦激増せるを以て養狐業經營者續出し稍堅實味を缺くに至りたるが、大正十一年毛皮市價下落の結果飼養者激減したり。

養狐場は人家を離れたる閑靜且つ高燥なる針葉混交林地を選び、飼料の關係より以上の條件を具備せる海濱附近を最適とし、其の規模は最少限六偶を可とす。飼養管理は繁殖時期及仔狐の育成中最も困難にして、狐は驚怖心及猜疑心強きを以て管理人は相當の經驗を有し、動物の習性を熟知するの外特に細心の注意と鋭敏なる觀察力を要す。熟達せる管理人は一人にて約五十偶を管理することを得べく、飼料は獸肉、魚肉を主食とし根菜類、麥粉、骨粉、果實等を適宜に給し、幼狐には牛乳を用ふ、飼料の配合蒐集貯藏等には細心の注意を要す。

七、牛 酪

露領時代に於ける牛酪製造は農家に於て自家用として簡易なる製造法に依り製造せるに過ぎず。領有後樺太廳に於て試験の目的を以て小規模の製造を行ひ來りしが、乳牛の増加に伴ひ漸次生産増加せるを以て大正

八年以後之を拂下ぐるこころせり。一方大正七年民間牧場の之が製造を創りてより漸次増加し、爾來堅實に發展の途を辿れり。

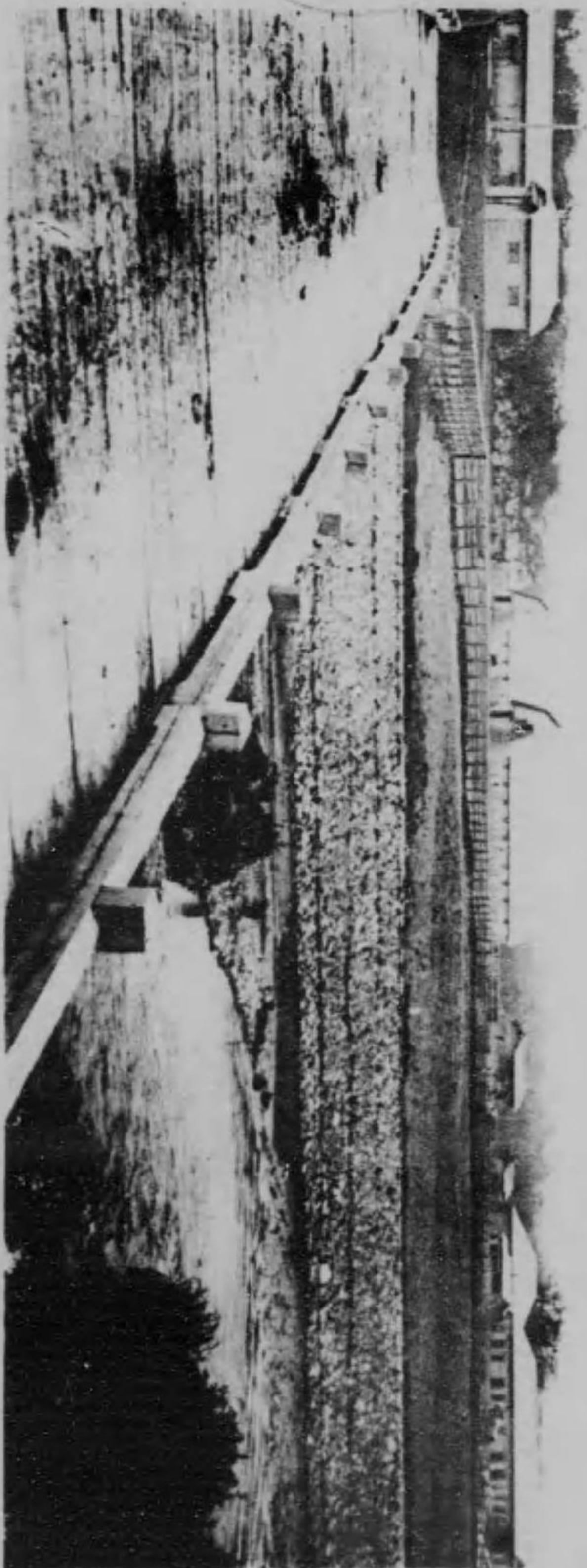
第五節 試験及調査

第一款 概 説

一、沿 革

未開の地を開拓して産業の發展を圖るには先づ農業を振興するの緊要なるは言を俟たず、依つて明治三十八年占領早々貝塚外四箇所に牛馬收容所を、翌明治三十九年並川に假試作場を設け、適種適作物の試験及調査を開始せるが之れ本島に於ける農事試験及調査の濫觴なり。

假試作場は明治四十一年之を農事試験場と改稱し、牛馬收容所は明治三十九年種畜場と改稱し同四十四年小沼へ移轉せり。然るに大正七年小沼の種畜場を農事試験場に合併して之を分場とせり。越えて大正九年並



(村北豊原農) 場 験 試 事 農 産 大 神

川の農事試験場は小沼に移轉し分場を合併して現在に至れり。是より先明治四十三年西海岸宇遠泊に農事試験場農圃を設置したるが大正七年之を分場とせり。

二、農事試験場

農事試験場は農事、化學及畜産の三部より成り尙西海岸宇遠泊に分場を置く、之を示表すれば

農事試験場	
農事部	農事に関する調査、試験、鑑定、講習、講話及種子、種苗の配付等
化學部	農産及畜産に関する分析、農藝化學に関する調査、試験、鑑定、講習及講話等
畜産部	畜産に関する調査、試験、鑑定、講習、講話及種畜、種禽、種卵の配付並貸付等
宇遠泊分場	一般農事及畜産に関する試験、調査、講習、講話及種子、種畜の配付等の外特に西海岸地方に於ける適作物の試験、調査並に養蠶に関する試験、調査等

以上の如く農事及畜産に関する各種の試験並に調査を爲すの外、隨時講習及講話を行ひ専ら新業の改善發
殖民及農業

達に努め居れり、以下其の事業の梗概を記述すべし。

第二款 農事に關する試験及調査

適作物の種類選定及作成 本事業に關しては特に主力を注ぎ、各種農作物を試作して其の成績に鑑み適作物を査定し、其の優良品種の種子を一般農家に配付し。樺太の風土に適せざる作物に就ては年々適否試験を行ひて適當なる早生種を得、適作物として一般に栽培するに至れるもの尠からず、今試験の結果樺太に於て栽培し成績良好なる作物を擧ぐれば左の如し（括弧内早生種とあるものは東部地方に於ては成績良好ならず）。

穀類 稗麥、大麥、小麥、ライ麥、燕麥、蕎麥、黍（早生種）、粟（早生種）、玉蜀黍（早生種）、豌豆、蠶豆、菜豆（早生種）、大豆（早生種）等。

蔬菜類 馬鈴薯、蘿蔔、蕪菁、牛蒡、胡蘿蔔、火焔菜、葱、塘蒿、土當歸、石刀柏、胡瓜（早生種）、南瓜（早生種）、甘藍、球莖甘藍、花椰菜、羽衣甘藍、早芹菜、高苺、白菜、休菜、水菜、苘蒿、蒺藜草、草蓐等。

果樹類 須俱利、總須俱利等。

飼料類 蕎麥、亞米利加防風、瑞典蕪菁、牧草等。

特用作物 薯蕷、甜菜、大麻、亞麻、除蟲菊、苜蓿等。

耕作法試験 播種期節試験、播種量試験、播種方法試験、除草中耕回数試験、栽培勞力調査等を行ひ、樺太に於ける適當なる耕作法を決定し、講話、實地指導等に依り之を一般に周知せしめ居れり。

品種改良 品種比較試験、品種改良試験を行ひ、尙稗麥、小麥及馬鈴薯に就ては純系淘汰を行ひ目下試験中なるが、稗麥は既に選擇せる優良品種を一般に配付せり。

病菌害虫に關する試験 本島の病菌害虫中最も加害大なる馬鈴薯疫病、胡瓜露菌病、甜菜褐斑病及蘿蔔蛆等の驅除及豫防試験を行ひ、病菌に關しては石灰ホルダー液を使用して其の濃度、回数等の試験を結了したるも、蘿蔔蛆驅除及豫防は未だ經濟的の良方法を待す。

肥料試驗 樺太は一般に地味肥沃なるも漸次養分補給の必要を認め、過磷酸石灰及厩肥の用量試験を行ひたるに、其の成績良好にして農家の之を使用するもの漸次増加せり。

殖民及農業

一七二

土壤調査 一般土壤調査、特種土壤調査、地力減耗試験、三要素試験等を行ひ、各地の土壤に於ける肥培の基礎を確立せむと著々進行しつつあり。

農産製造試験 大麻製苧、亞麻製線、オートミール製造、製粉及精麥に關して試験を行ふ。

講習及講話 農村に職員を派し或は農事試験場に於て時々之を行ふ外、大正五年以降八箇月の長期講習を行へり。

第三款 畜産に關する試験及調査

家畜の改良増殖を圖らむが爲め年々種畜を島外より移入し、種牡牛馬豚の種付、種豚種鶏の拂下並に種卵の配付を爲し。緬羊飼育試験、畜産製造試験、鵝卵孵化試験、羊毛採取試験等を行ふ外畜産に關する講習講話及實地指導を爲し畜産思想の涵養に努む。尙本島の氣候風土は毛皮動物の飼養蕃殖に適するを認め、大正四年七月種畜場内に養狐飼養場を設置し、種狐は島産野狐を主として小數を島外より移入し、爾來之が飼育並に改良蕃殖に關する試験をなし居れり。事業の概要を擧ぐれば左の如し。

馬匹 種牡馬二十七頭の内二十五頭は之を各地に貸付して適宜種付せしめ、二頭は之を場内に置き一般の希望に依り優良牝馬に限り種付しつつあり。種牝馬は目下二頭を有するのみなるが、之には優良種牝馬を配し種馬の繁殖育成に關する試験に供し居れり。

畜牛 種牡牛二十五頭中二十三頭は之を地方に貸付して適宜種付を爲さしめ、場内にはエアシャー種及ホルスタイン種各一頭を置き、場内牝牛の種付に供するの外其餘勢を以て一般の希望に依り優良牝牛に限り種付を爲せり。種牝牛は場内に十頭を置き各優良種牝牛を配して種牛の繁殖育成を圖り、尙是等種牝牛に關しては毎日泌乳量を計り、隔週一回脂肪量を檢定して一箇年の能力を調査し、剩餘乳は之を牛酪に製造して當業者の參考に供し居れり。尙豊原酪農組合の委託に依り組合生産の牛乳及乳皮を以て牛酪製造を爲しつつあり。

緬羊 大正八年以來四年間に米國より牝牡五十五頭の種羊を輸入し、之が適化並に増殖を圖れるが、漸次馴化し成績良好なるを以て、農家の副業として飼育せしむべく大正十四年度より之が拂下を始め其の普及を圖れり。而して之に伴ひ羊皮の製鞣並に羊毛加工法の研究を爲し居れるが、緬羊飼育部落に對し之が講習を

殖民及農業

一七三

行ふ豫定なり。

養豚 種牡豚二頭種牝豚八頭を常置し、種豚を育成して農家に配付するに共に、種牡豚は餘勢を以て一般の希望に依り優良牝豚に對し種付を爲しつつあり。尙不用豚に肥育法を施し之を以て燻肉製法の研究を爲す。
養狐 目下種狐二十頭を飼育して之が繁殖、育成、利用等に關する研究をなすに共に内外に於ける斯業の研究調査を爲し居れり。

養鶏 白色レグヘーン種及横斑ブリマスロツク種二十羽を定置し、孵卵器を使用し種鶏を繁殖育成して種羽及種鶏を配付し、場内種鶏はトラツアネストを用ひ常に其の能力を調査して配合の資に供し、尙種卵貯藏試験を行ふ。

第四款、動植物調査

植物調査 本島に於ける植物の分布、種類並に用途を調査する爲め北海道帝國大學教授宮部博士に委嘱し明治三十九年より翌四十年に亘り島内各地を跋渉して標本を集蒐し、明治四十三年より標本の作製並に之が分類命名を爲し、明治四十四年三月之が完成を見るに至れり。其の結果に依れば顯花隱花兩植物を合して八

十餘科七百九十餘種に達せり。

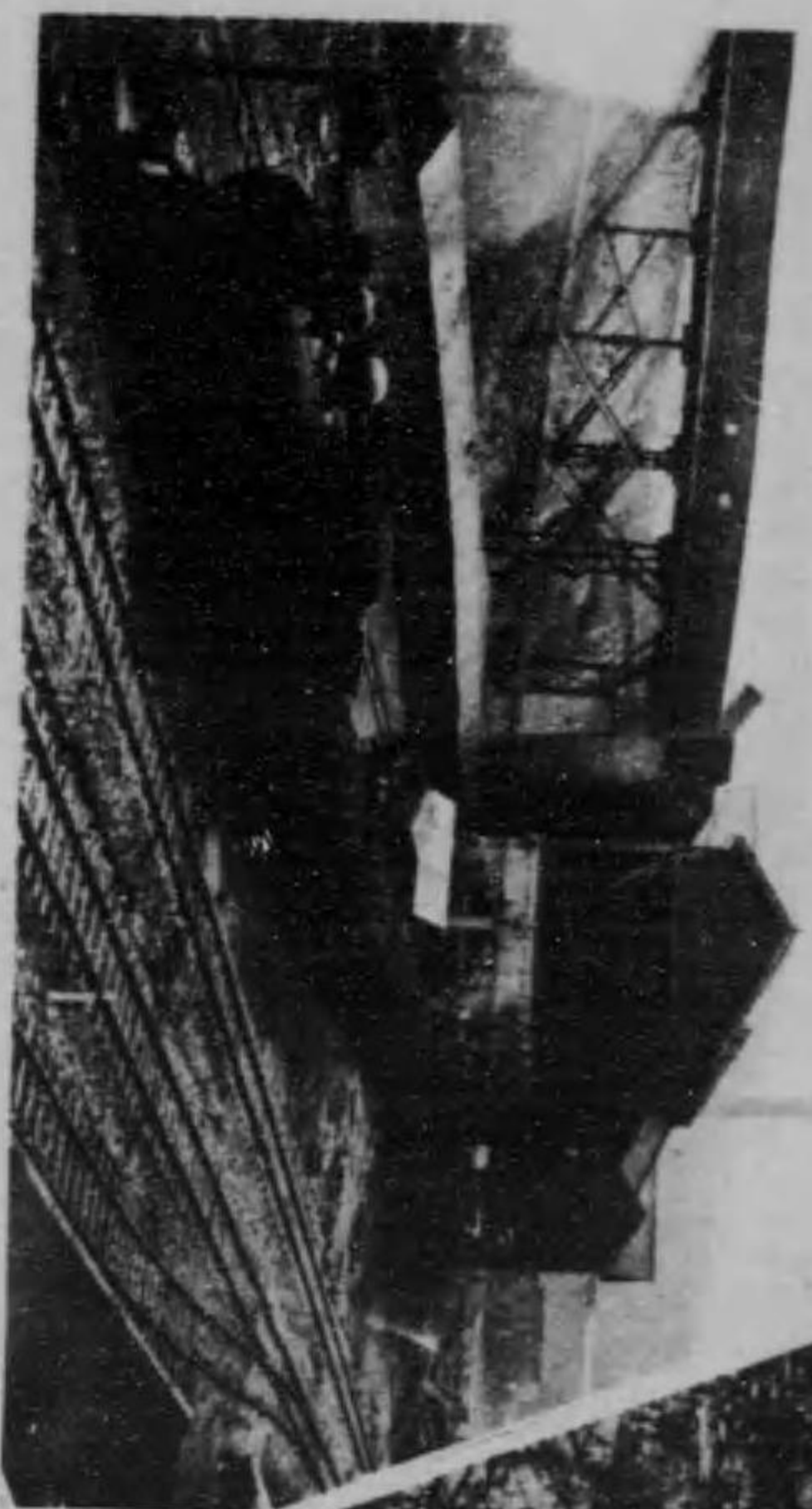
動物調査 樺太に於ける有益、有害其の他の鳥獸の種類並に其の回遊期等を知るに共に、貴重獸類の棲息蕃殖の状況を調査し以て將來の施設に資する目的を以て、囑託村田庄次郎をして明治四十三年及大正元年の兩回に渡り島内各地を汎く跋渉調査せしめ、之を分類命名し大正二年八月之が完成を見たり。

第九章 鑛業

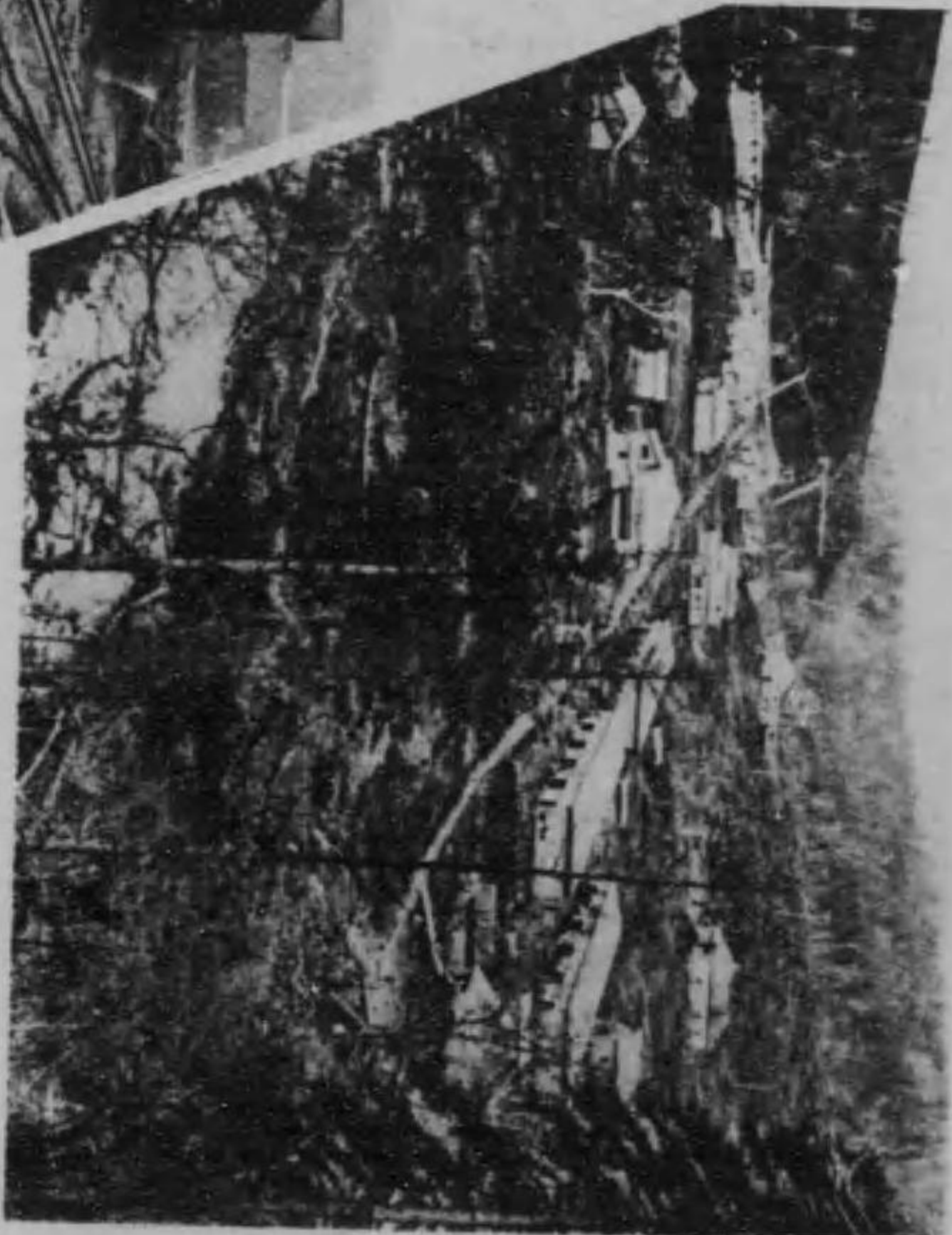
第一節 總說

樺太の鑛業は其領有前に在りては僅に猿津炭坑、落帆炭坑及西海岸小田洲附近に於て極めて短期間少量の石炭採掘を見たる外露國政府時代に於ては全く世人の腦裏に片影だも存せざりしが如く、従つて鑛産物の調査等も僅かに海岸及河口の一部分に於ける炭層の露頭、流礫の存在等に付略記せるものありしに過ぎず、内部森林地帯の鑛物に付ては何等知る所なかりし状態なり。明治三十八年邦領に歸するや先づ全管内鑛業の絶對禁止を聲明し、爾後幾多の調査と變遷とを経て漸次部分的に之が開放を斷行し、今や管内一部の石炭鑛業を除くの外總て内地同様の制度の下に一般に開放し居れり。以下項を分ちて其の梗概を述ぶ。

第一款 鑛業制度



(村上川郡原豊、礦炭上川) 車列炭運



(町居泊郡居泊) 礦炭居泊

現今樺太に於ける鑛業の制度も亦内地同様鑛業法、鑛業抵當法、砂鑛法及砂鑛區税法の全部を施行し、登録手續の如き總て鑛業登録令を準用し居れり、只此の間に在りて樺太獨特の制度として所謂封鎖炭田なるもの存在し、軍政時代以來幾多の變遷を経て明治四十五年石炭の採掘に關し法律第二十三號の發布を見、主務大臣の指定したる區域内の石炭採掘に付採掘料を徵收し、其の區域内の石炭の採掘料を競争入札に附し落札者に之を許可することとし、更に本法に基き左の法令の發布ありたり、即ち鑛業法の除外例として特殊の制度を設定し以て今日に及べり。

一、明治四十五年法律第二十三號に依る石炭採掘の許可に關する件(明治四十五年六月勅令第三百三十七號)

一、樺太に於て石炭採掘に付採掘料徵收區域(明治四十五年六月閣令第二號)

所謂封鎖炭田なるものは閣令第二號に依り其の區域限定せらる、一に之を三大炭田とも稱す即ち左の如し。

南部炭田

雨龍川及吐留保川流域以南能登呂半島一圓

中央炭田

鑛業

鑛業

内淵川流域一圓 但し第一支流落合基點より下流を除く

川上川流域一圓 但し同上

泊居川流域一圓

東は分水嶺を界とし北は泊居川流域より南追手川流域に至る一圓

北部炭田

内路川以北國境に至る間の幹線道路と其の西方分水嶺との間一圓

今少しく制度の沿革を述べれば、軍政時代に於ては明治三十八年八月軍令第四號を以て本島全域に亘りて鑛物の採取を、又同第五號を以て鑛産物の島外移出を嚴禁し、違反者は嚴罰に處し又は退去を命ぜり。之れ當時諸般の秩序未だ定らず、鑛業に關して他日一定の方針に基く制度の確立せらるる迄は全島全域を絶對に封鎖し、以て所謂鑛山師の爲めに貴重なる鑛區を先占亂掘せられ天與の鑛利を暴殄せられんことを防止するが爲めに外ならず。蓋し本島從來の鑛業制度の據るべきなく、從來の鑛業關係の顧慮すべきなく、本島地質鑛物の調査亦見るべきものなかりしを以てなり。

明治四十年民政署廢止せられ廳政時代に入るや、勅令第二百三十三號を以て先づ鑛業法の一部即ち鑛業稅に關する規定、國の鑛業法を適用するの規定、試掘に關する規定、鑛業の出願許可手續に關する規定、土地使用の規定、訴訟、訴願、裁決に關する規定を除き之を施行すると共に、勅令第二百三十四號を以て樺太鑛業令を發布し、同令第一條に依り内務大臣の指定したる區域即ち大泊榮濱間幹線道路以東の地域に對し普通の出願手續に依り鑛業權（採掘權）を許可し、其の以外の地域に於ける各種鑛業に對しては同令第十七條により樺太廳長官は内務大臣の認可を得て鑛種及鑛區を指定し、一定の資格者に採掘權許可の際納付すべき金額を競争入札に付して其の落札者に鑛業權を付與することとせり、之れ封鎖區域と稱せらるるものなり。

爾來地質鑛物の調査進捗に伴ひ、前記封鎖區域内に於ても大規模の經營を要する石炭鑛區の如き其一部分に止まり、他は之を一般の出願許可に委するも樺太開拓の大業より見て鑛利保護上何等支障なきものと認め、明治四十二年一月内務省令第二號を以て封鎖區域を現在の三大炭田及惠須取、北名好兩炭田の區域に止め他は全部之が開放を斷行し、一面同年八月に至り勅令第二百十四號を以て鑛業法中未施行に在りし第三章土地使用に關する規定及第七章訴訟、訴願、裁決に關する規定中試掘に關する場合を除き他は之を施行し、其範圍

を擴張し採掘出願に關し稍や内地同様の制度に改めたり。

次で明治四十五年六月法律第二十三號の發布を見、之に胚胎して勅令第三百三十七號及閣令第二號に依り石炭のみの封鎖區域を更に縮少して現在の區域に改むると同時に鑛業法施行の範圍も擴大し、同法中鑛業税に關する規定を除きたる以外は全部之を施行し、殆ど内地の鑛業制度と同等に爲すと共に從來の樺太鑛業令を廢止したり。

管内に於ける稼行鑛區漸次増加の趨勢にあるを以て大正十年七月勅令第三百八號を以て鑛業抵當法を施行し、次で大正十一年四月勅令第二百六號を以て從來鑛業法中未施行部分全部及砂鐵區税法を施行し、之を以て全く内地同様の制度となれり。

尙ほ砂鐵業に關しては明治四十年勅令第二百三十五號を以て砂鐵採取法中第十二條を除きたる全部を施行し、次で明治四十二年勅令第七十八號を以て同年七月一日より砂鐵法の全部を施行し爾來今日に及ぶ。

第二款 鑛務施行の狀況

樺太に於ける鑛務行政は、前款に於て述べたる如く明治四十年度開始せられてより實に二十年に及び其の間出願總件數は三千四百六十七件(大正十四年末)にして其の大部分は石炭鑛業に屬す。

鑛業出願の趨勢を見るに明治四十年の二件を初めとし爾後連年倍加率を以て進展し、大正四年に至り一頓挫を來したるも翌五年には趨勢を挽回して四十件の出願を見、大正六年には俄然として出願二百二十三件に上り、翌七年及八年は相次で倍加率を以て増進したり。是畢竟樺太に於ける鑛業の眞價漸く世人に周知せられ事業家の企業心を刺戟せると、當時戦局に原因する財界好況の影響に外ならず。大正九年には八年に比し約二割の減少を見たるが尙ほ六百余件の多きに達したり。然るに大正十年に至りて連に其の三分の一に減じ、之を出願最盛期たる八年に比すれば實に四分の一に激減したり。而して同十一年は更に減じて百二十四件となり同十三年に至りては僅かに九十三件に過ぎず、此衰勢は一般經濟界が戦時好況の反動を受け緊縮の狀態に向ひたるに因由すべし、而して翌十四年には稍や之れを挽回して二百八十五件を算するに至れり。

今大正十四年末現在許可鑛區數を擧ぐれば左の如し

種別	探掘權		試掘權		砂鐵	
	鐵區數	面積	鐵區數	面積	鐵區數	面積
石炭	三三	二五、〇一〇、三五坪	一六	二六、六九三、八〇三坪	—	—
亞炭	—	—	—	二六、二七五	—	—
石油	—	—	八	六、六七、四三三	—	—
金屬	—	—	六	四、七九、二五〇	—	—
砂金	—	—	—	—	一〇	延長一六里 一〇、〇〇〇
砂鐵	—	—	—	—	—	延長一六里 一〇、〇〇〇
砂白金	—	—	—	—	—	延長一六里 一〇、〇〇〇
計	三三	二八、六〇〇、三八二	二九	二八、四三〇、八六〇	一三	延長一六里 二六、〇〇〇

右鐵區の内現に稼行中若くは稼行準備中のものは僅々十鐵區八鐵山にして孰れも皆石炭鐵に屬す。管内の

鐵產物は鐵業創始以來未だ石炭のみにして、明治四十二年に於て初めて少量の出炭を見、爾來引續き採炭繼續せられ大正十四年に於ては二十五萬六百十五噸の出炭を見尙ほ逐年出炭増加の趨勢にあり。

現稼行鐵區一覽

名稱	所在地	鐵種	面積	大正十四年產炭	大正十五年着手	鐵業權者
川上炭鐵	豐原郡川村大字三井	石炭	三、六五九、五二〇	二、九、九八四	二、二、二八	三井鐵山株式會社
泊居炭鐵	泊居郡泊居町大字奧澤	同	七七七、九〇〇	八九五	三、一〇、三三	樺太炭鐵株式會社
東白浦炭鐵	榮濱郡白縫村大字東白浦	同	四九一、五三三	一八、六六〇	三、一、五	樺太炭鐵株式會社
登帆炭鐵	元泊郡帆寄村大字登帆	同	六三三、四七	三、六七三	五、八、一	登帆炭鐵株式會社
大榮炭鐵	泊居郡名寄村大字蘆澤	同	九五六、七一九	五、一六三	七、六、三	樺太工業株式會社
野田炭鐵	野田郡野田町大字野田	同	一、〇〇〇、〇〇〇	二、五四六	九、八、一〇	王子製紙株式會社
知取炭鐵	元泊郡知取村大字知取	同	一、八三七、五〇〇	六、七四二	一三、九、七	登帆炭鐵株式會社
	本釜、東柵丹	同				

鐵業

大平炭鑛

名好郡惠須取村大字白坂

石炭

一、〇〇六、七五

一〇、九五

三、二、二五

樺太工業株式會社

第二節 鑛物

本島に於ける鑛物は石炭を主とし石油之に亞ぐ、其の他の鑛物にありては砂金、含銅硫化鐵鑛及辰砂鑛等存在するも未だ重要なる鑛床を發見せず。

建築用及土木用の石材類には花崗岩、閃綠岩、安山岩、流紋岩等の火山岩及粘板岩、珪岩、硬砂岩、片岩類等の成層岩多く海岸に露出するを以て切割運搬に便なり、石灰岩は知床半島の海岸に露出しパルプ製造用として採掘せらる、其の花崗岩に接觸するものは往々結晶質(大理石)と爲り、之に接して含銅硫化鐵鑛を伴ふ所あり。

第一款 石炭

炭田 炭田の主要なるものは南部、中部、北部の三大炭田及猿津炭田にして、中生界白堊系の岩層よりなる西樺太山脈の兩側に於て、該中生層に接する第三紀層の下部に發達し、含炭層は概ね南北に走り單斜又は向斜構造をなす。其の海岸に近き所に於ては一般に炭層の傾斜頗る急峻にして、或は直立に近く甚しきは反轉するものありて地層の混亂せる状態を現出するも、之を過ぐれば内地に入るに従ひ漸次緩慢なる傾斜を示し整然たる層位を爲す。含炭層は普通二千尺内外の厚さをなして多きは十數層の炭層を互層す、此等炭層の露頭は概ね南北に延びて二十里乃至三十里に亘り蜿蜒として連續するの状眞に壯觀を極む、炭層は其の厚さ三尺乃至五六尺のもの多く、屢次十數尺に達する良層を存在す。

尙南部炭田に於て吐鯤保より南名好に至る海岸及知床半島の一部第三紀地層には別種に屬する厚層の上部含炭を存し、其の他東西海岸に於て數箇所に獨立したる小炭田存在す。

埋藏炭量 左に本島主要炭田の廣袤及推定埋藏炭量を示す。炭量の計算は從來の探鑛程度に於ては其の概念を得るに過ぎず、本表に示せる水準下炭量の如きも直立五百尺迄を概算するに留め、尙厚さ二尺五寸以下の薄層及夾み多く惡質の炭層は本表の計算より之を省く。

名稱	位置	面積	推定埋藏量		小計
			水準上	水準下	
北部炭田 數香	梶内川西方數香川畔より國境に至る	二五、六六七	二五、三二一	六三、三三八	八八、六五九
川上	川上川流域	一、三五〇	八、四〇〇	一一、〇〇〇	二〇、四〇〇
中部炭田 内淵	内淵川流域	一五、五五三	七九、二四〇	一五八、四八〇	三三七、七二〇
泊居	泊居川流域	六、九九七	二五、二〇〇	二六、〇〇〇	五一、二〇〇
雨龍	雨龍、泊尾	八、五五〇	二二、一八五	二二、九七四	三四、一五九
南部炭田 南名好	南名好、十和田	一〇、八二〇	五、三三四	一三、三三六	一八、六七〇
吐鯤保	自吐鯤保川至木歲川	六、六六〇	六、二三五	二五、九七二	三三、二〇七
猿津炭田	自猿津川至北名好川	一、二五〇	二、八五〇	四、七八八	七、六三八
皆別炭田	知床半島、皆別川流域	三三四	六三三	二、六三三	三、三三三
登帆炭田	東海岸登帆附近	五三六	七九八	六、七五四	七、五五五

名稱	位置	面積	推定埋藏量	小計	
惠須取炭田	惠須取川流域	二、一六〇	二、〇七二	一〇、八八六	一三、九六〇
名寄炭田	名寄川流域	五〇	三〇〇	一、〇八八	一、三〇八
計		二二、八五六	一六九、五六九	三五七、一三九	五二六、七〇八

備考 本表の推定埋藏炭量は未調査の箇所を除きたるのみならず、前記の如く地表に近き炭量のみを計上したるを以て精密なる調査を行へば相當増加の見込なり。

炭質 本島の石炭は其の性状に依り之を略左の三種に區別する、こを得。

- 第一種 一、粘結性强く 二、發熱量強大なるもの。
 - 第二種 一、粘結性微弱又は不粘結性にして 二、揮發分多きもの。
 - 第三種 一、不粘結性にして 二、發熱量少く 三、水分灰分多きもの。
- 第一種は猿津炭田及幌岸地方のもの之に屬す。
 第二種は北部、中部及南部に於ける封鎖區域の殆ど全部並に惠須取地方のもの之に屬す。

第三種は南部炭田に屬する吐鯉保炭田を主として登帆、東白浦、野田及皆別地方に於ける上部含炭層のもの總て之に屬す。

前記種類により其の平均分析表を左に掲げ以て本島石炭の品位を推知するの用に供す。

第一種に屬するもの

地方別	水分	灰分	固定炭素	揮發分	硫黄	比重	骸炭性状	燐窒素	發熱量
猿津炭田	四、〇五八	五、六八五	八五、三六	二、五三〇	四、八〇六	一、三四四	概ね強粘結性	〇、二五五 一、八六八〇	七、〇七六
幌岸炭田	一、九六三	五、〇三六	八五、一七〇	二、七〇〇	四、七四七	一、三四六	強粘結性にして膨脹	〇、三〇五 一、五二六三	七、七三九

第二種に屬するもの

地方別	水分	灰分	固定炭素	揮發分	硫黄	比重	骸炭性状	燐窒素	發熱量
北部炭田	二、二八〇	五、四〇〇	八三、三三	三、〇九五	〇、三三七	一、三二〇	辛ふじて粘結するものあれども概ね不粘結	—	—

封鎖區	川上	中部	泊内	田居	南部炭田	惠須取炭田
水分	六、二六〇	五、六八〇	三、六六〇	一〇、六八五	九、四八三	九、四八三
灰分	五、二五七	二、七三三	三、〇一七	七、〇五七	四、二九五	四、二九五
固定炭素	九六、四一	八二、二六	八四、七四	七〇、五七	八〇、三九	八〇、三九
揮發分	五、〇一	三、〇三	四、五八	四、一六	三、三六	三、三六
硫黄	〇、四〇六	〇、二四〇	〇、一〇〇	—	〇、三四	〇、三四
比重	—	—	—	—	—	—
骸炭性状	微弱なる粘結性	同	同	不粘結性	多くは不粘結性	多くは不粘結性
燐窒素	一、一七五	一、三〇〇	一、一五〇	—	〇、〇三	〇、〇三
發熱量	六、六三三	七、七三〇	七、二七〇	五、九九五	六、一八二	六、一八二

第三種に屬するもの

地方別	水分	灰分	固定炭素	揮發分	硫黄	比重	骸炭性状	燐窒素	發熱量
封鎖區南部炭田	一四、九三	五、一五〇	八〇、四〇	三、七九〇	一、九八〇	—	不粘結性	—	五、一七〇
吐鯉保	八、九三〇	八、八〇〇	四二、三五〇	三、九二〇	〇、四四〇	—	同	—	六、二二九

鑛業

第二款 石油

明治四十年樺太廳鑛産調査に際し初めて本島の南部西海岸地方に石油を含有する地層の徴候を認め、其の後本斗附近及野田以北亞牛地内に於て諸所に確實なる含油層の布延を發見し、爾來地質構造の關係も亦漸く明瞭ならむとすに至れり。

該含油層は本島第三紀層の上部岩層に廣く介在するもの如し。西海岸の吐鯤保及野田附近に於ては其の地方に存在せる上部含炭層に接近し常に之が上位をなし若くは下位をなす。

されば含油層は石炭層と共に斷續し南は十和田、呂馬内附近に起り、海岸に沿ふて北走し南名好、吐鯤保を過ぎ遠く本斗に到りて海底に入る。此の間延長約十五里に達し、地層は一大背斜層をなす。其の東西兩側の岩層は一般に急斜し且つ浸蝕によつて背斜の起隆部を削り去られ、含油層も亦空鞍狀をなせり。石油を含有する油砂は柔軟なる青色砂岩若は黄色を帯べる白色凝灰質砂岩にして、數條の薄層をなし厚さ凡そ二百尺位より三四百尺に達する砂岩及頁岩の累層中に介在するを普通とす。然れども野田附近のものは厚さ六十尺を

有す粗影なる凝灰岩層をなし含油稍や多量なり。此の部分に於て地層は淺き向斜層をなし附近に安山岩脈及玄武岩脈の露出するもの多し。

其の他西海岸には久春内附近の海底より原油の浮上することを傳へらる。是等に由つて觀れば石油層は本斗、野田の一部に留まらず該海岸に接し遠く延亘するを想像せらるるも、一般に地層構造は油田として有利ならず、若し夫れ本斗以南延長十五里に達する背斜層の地下深く更に下部含油層を發見することを得んか該油田の眞價は今俄かに斷定すべからざるものあり。

第三節 鑛業

現今樺太に於ける唯一の鑛業は石炭にして、年々産額増加の傾向にあるも、其の他は悉く之を島外に仰ぎ未だ鑛業開始の機運に到らず、本島石炭の産額及販路を示せば左の如し

鑛業

年次	川上炭鑛	泊居	同大榮	同登帆	同東白浦	野田	同知取	同大平	計
明治四十二年	一、七五五 ^噸	二、八〇九 ^噸							四、五六四 ^噸
同四十二年		一九、九九八							一九、九九八
同四十四年		九、五四八							九、五四八
大正元年		四一五							四一五
同二年	八三								〇八三
同三年	一〇、一〇四	二、一六三							一二、二六七
同四年	一一、九七一	一三、三二四							二五、二九五
同五年	一三、一三三	二二、一九三							三五、〇六六
同六年	一七、七八二	二九、九八八							四七、七七〇
同七年	四六、二一〇	二九、三〇〇	二、九六〇	一七、四五一	八、二六五	四八九			一〇四、六九五

鑛業

年次	三井鑛山	樺太廳	樺太工業	登帆炭鑛	樺太炭鑛	王子製紙	登帆炭鑛	樺太工業	計
同八年	六〇、(四一)	三〇、〇九九	八、七五四	二五、〇五〇	一一、四八三				一二五、四二七
同九年	五一、二一四	三三、二四四	三四、一三二	三九、九六四	六、八四〇				一五四、二九三
同十年	六四、〇四三	六、三一一	一〇、九七八	二二、三六六	六、二〇四	四、五八三			一五、二五五
同十一年	六八、九五五	三、一〇一	二八、八二三	一、一九一	六、五五三	五、九二四			一一四、五四七
同十二年	八五、五五三	八、五三〇	五一、二八三	一四、五二〇	一、〇六一	六、〇四一			一六六、九八六
同十三年	一二四、五一	三、七三三	三九、五二〇	二二、六七	九、一三三	七、三四〇			一九九、九八五
同十四年	一〇九、九八四	八九五	五七、一六三	三三、六三三	一八、六六〇	二、五四六	六、七四二	二〇、九五三	二五〇、六一五

大泊、豊 原工場 富士製紙 株式會社 落合工場 樺太廳 鐵道其他	泊居工場	落合工場	樺太廳 鐵道其他	野田工場 知取工場 蕨須取工 場
--	------	------	-------------	---------------------------

第一款 鐵業の現況

川上炭鐵 川上炭田は樺太に於ける最も重要な中部炭田に屬し内淵炭田の南端に接す。含炭層は厚さ約二千尺にして其の間十五層の石炭層を算す、之を下部より各層の厚炭を列記すれば左の如し

- 一番層 十 尺 二番層 四尺六寸 三番層 二尺五寸 四番層 四尺二寸
- 五番層 一尺八寸 六番層 五尺四寸 七番層 四 尺 八番層 四尺五寸
- 九番層 三尺五寸 十番層 二尺三寸 十一番層 一尺八寸 十二番層 四尺三寸

- 十三番層 九 寸 十四番層 四 尺 十五番層 四 尺

石炭延厚五十七尺八寸にして現今採掘せるものは一、二、七、八及九番層の五層にして、其の石炭延厚二十六尺六寸とす。炭層は西に傾斜し鐵區南部に於て四十五度、北部は三十度乃至三十五度の斜角をなせり、地勢南に高く北に低下す、炭層露頭の最高所は海拔約千二百尺にして、堅入坑道地並以上三百八十尺に達す。走向は略南北にして鐵區の延長八千間に達し、其の間著しき斷層等の變動なく連続として炭層を露出せり。從來の川上採炭所は海拔約九百尺の高地點に於ける露頭より二三の採炭坑道を掘進し、地表に近き炭層を採掘する姑息なる方法にして、之が運炭鐵道は樺太廳鐵道泊榮線小沼驛より分岐する川上線を通じ、大正十年以來の擴張工事今や完成して近く年額十五萬噸より將來三十萬噸を出炭せむとす。坑況の概要左の如し。堅入大坑道は川上河畔の低地に於て下部に位する地層より炭層を横斷して掘進し、千八百二十尺にして第一番層に會し現今九番層を過ぎ掘進中とす。同大坑道は總延長約四千六百尺あり全部の炭層を横斷する豫定にして、坑道の左右に炭層の走向に沿ひストーン、ガレリーを掘進し、更に之より適當なる間隔をなして小堅入を掘り、各炭層を横斷して此處に採炭をなすものとす。坑内より選炭場に至る運炭には電氣機關車を、掘

鑿には壓搾空氣鑿炭機を應用し、通風は扇風器を使用せり。選炭場は一日の扱量五百噸にして、振動スクリーンを以て篩別し、塊炭は手選帯の上に於て選別し、コムペアーにより貯炭庫に送らる。中小塊及粉炭はコムペアー及エレヴエータにより貯炭庫の上段に至り、ブッシュ・コムペアーにより庫内の隨所に送り貯炭す。將來中小塊を選別すべく水選機設置の豫定なり。建家は鐵筋混凝土造にして、貯炭庫の漏斗口より直接鐵道貨車積込をなす。原動發電所の出力は現今六百キロワット、アムペアーなり。

泊居炭鐵 泊居炭田も亦中部炭田に屬し内淵炭田の北端に接す。炭層は泊居川中流の東岸に沿ひ一の背斜層をなして北々西に走り概ね急峻なる傾斜をなす、其の緩なる所は四十五度内外なり。雖も往々七、八十度の急斜をなし甚しきは直立に近きものあり、含炭層は其の厚さ明瞭ならざるも凡そ千尺内外なるが如く、其間數枚の炭層を互層するも現今採掘せるは四尺層と五尺層の二層にして中間二百四五十尺の岩盤を狭めり。

此の地方に於て地層は著しき變動をなし、炭層は屢次斷層によつて混亂せるを以て著しく採炭作業を困難ならしむ。本炭鐵は明治四十二年樺太廳に於て採炭の試験を開始せしものなるが、現今請負の方法により樺太工業株式會社に於て採掘中にして、石炭は延長八里の輕便鐵道によつて泊居に搬出せり。

大榮炭鐵 本炭鐵は泊居炭鐵の北に接し名寄川上流に位す。地層は一小向斜層をなし厚さ約五十尺の岩盤を隔てて二層の石炭層存在す。上層は三尺五寸下層は五尺の厚さを有し傾斜頗る緩漫なり。現今横坑により採掘し、炭質は泊居炭鐵と大差なし。採掘の石炭は延長二哩半の架空索道により泊居炭鐵に送り更に輕便鐵道によつて泊居に搬出せり。

登帆炭鐵 東海岸登帆の海岸に接し數層の石炭層互層する獨立せる含炭層の一區域存在せり。此の含炭層は上部含炭層に屬し厚さ約六百尺にして六層の石炭層互層し之が炭厚平均四尺五寸とす。傾斜頗る急峻にして殆ど直立し北々東に走り炭層の連續すること約二千間に達す。地勢低く炭層は直ちに海水面下に没するを以て斜坑によつて採炭をなし、採掘の石炭は海路榮濱に輸送せり。

其の他 東海岸東白浦及西海岸野田に於ては前記登帆に於けると同じく上部含炭層(第三種炭)に屬する獨立小炭田存在し、小斜坑若し横坑によつて採炭をなせり。又最近東海岸東知取及西海岸惠須取に於ては該地に新設中の富士製紙株式會社及樺太工業株式會社製紙工場用燃料炭を採掘せんが爲め炭坑の開坑中にして孰れも一兩年後に於ては數萬噸の出炭を見る見込なり。

鐵業

第二款 鐵業の將來

一九八

需要供給の状況 本島に於ける諸種の鐵物資源に關しては之を他日に譲り、多大の埋藏量を有する石炭に就て觀察するに之が需要供給の現状左の如し

年次	産出炭	移入炭	輸入炭	計
大正元年	四二五噸			七、一九八噸
同二年	八三			八三
同三年	一四、六五三			二〇、八八三
同四年	二七、六三六			三四、八三三
同五年	三七、〇六〇			五九、〇〇
同六年	五七、八三〇			六五、八七三
同七年	一〇四、六九五			一〇八、七二三

現今本島諸港に寄港する船舶は總て島外の石炭を燃料に供し、家庭用の燃料は殆んど薪炭を使用せり。普通石炭消費量の多少は以て其の國の文化程度を卜るゝことを得と云ふ、誠に本島の之を他に比較すれば左の如し。

年次	産出炭	移入炭	輸入炭	計
同八年	一五、四二七	二六、一三六	六〇	四一、五六三
同九年	一五四、一九三	六二、三一一		一二六、五〇四
同十年	一一五、二五五	四九、四五六		一六四、七一
同十一年	一一四、五四九	五四、八四三		一六九、三九二
同十二年	一六六、九八六	五六、七八二		二三三、七六八
同十三年	一九九、三八五	七三、八八六	一一、九五〇	二八五、二二一
同十四年	二五〇、六一五	六〇、六四四	二五、一九一	三三六、四五〇

鐵業

一九九

鐵業

人口一人當一年の石炭消費量 (一九一三年)

北米合衆國	五五〇	英吉利	四二〇
獨逸	三六〇	佛蘭西	一五〇
埃太利	一一〇	伊太利	〇三二
日本	〇、二四	樺太	〇、五七
大正元年	〇、三二	大正九年	二、三七
大正七年	三、四八	大正十四年	一、七三

斯く比年需要増加の趨勢は本島産業の進展を語るものなるも、内部に開採をまつ豊富なる炭田を有する本島に於て、而かも生産工業の原動力たる石炭の島内に於ける需要をも充し得ず、尙内地に比し二、三割高の移入炭を消費し、其の年額百萬圓を突破するの狀態にして、電力の如きも一キロワット時二十五錢乃至五十錢の高價を稱ふ。さなきだに一般勞銀の高率なる本島に於て此の儘推移するときは工業の振興は勿論本島産業の發達も期し得ざるべく、炭田の採掘は本島開發上緊急事に屬するものと謂ふべし。以下本島炭田の採掘に

關し一二重要な事項を録し以て参考に資す。

埋藏量 我國石炭の埋藏量は先年農商務省地質調査所長井上禧之助の調査に依れば實測炭量九億三千萬噸推定炭量五十億六千萬噸にして、之に比較し樺太の推定炭量五億二千六百萬噸は敢て大なりと云ふを得ざるが如きも、其の内容を見るに内地炭は多年採掘の結果前途益々採掘難を感じるに反し、樺太に於ける重要炭田の大部分は封鎖炭田に屬し、豫め小炭坑分立の弊を避け統一的大經營の要素を保留せるのみならず、其の埋藏炭量は優に採掘に容易なる安全量を示せるものなり。

炭質 炭田の大部分に於ける炭質は瀝青炭に屬し、燃焼容易にして火格子上の操業簡便なるを以て燃料用に適し需用の最も多きものに屬す。

北樺太及北名好地方の炭層は一般に粘結性強く半ば無煙に近き種類に屬する優秀品なりと雖も、瀝青炭を慣用せる本邦にありては此の種石炭の用途は自ら制限せられ燃料炭として之を賞用せず、之と同質の支那開平炭が本邦に於て約二割安の炭價を以て尙且つ僅かに年五十萬噸の販路を有するに過ぎざるに由つて觀るも兩種石炭の市場的勢力を略ぼ推知し得べし。

鐵業

採炭の便否 本島石炭の採掘に關し特に不便を感じるものは冬季氣候の寒冷にして積雪多量なること、多數の労働者を招致すること比較的困難なるの二點に在り。

然れども地中^四度は緯度の關係によつて影響すること極めて少なく従つて本島に於ても採炭の如き地下採業は格段の困難を感じず、唯考慮すべきは坑外採業に關し適當なる防寒及防雪の設備を要する點なり。然れども本島未開炭田の重要なものは其の埋藏炭量莫大なるを以て、理想的の大施設を爲し大規模の採炭を行ふに適するを以て、大量生産の方法によりて採量費を節減し得べく、鑛業用地の使用に就ても恐らく他に比類なき便利を有し、坑木費の如きも内地に比し遙に廉なり。

運炭方法 川上炭鑛には樺太廳鐵道の川上線通するを以て之を利用し、泊居炭鑛に於ては樺太工業株式會社の私設にかゝる採炭所貯炭所間のケーブルカー及び貯炭所海岸間鐵道の設備あり。然れども其の他に至りては交通機關未だ全からず頗る不便なる状態にあり。



(近附香敷)林交混然天松葉落、松夷蝦、松椴

第十章 林業

第一節 總說

本島林業の沿革に就ては文献の徴すべきものなく、幕府時代に在りては濫伐を警め林間薬品の採取を奨励したるが如きも、露領時代に於ては何等施設經營の跡を見ず。

明治三十八年邦領に復歸して以來専門の學者、技術者に依頼して實地に踏査せしむると共に、過去に於ける施設を調査研究して本島森林行政に關する方針を定め、之に基き諸般の施設に努め居れり。

本島の森林は總て天然林にして樹種約百二十二種あり、内喬木四十九種、灌木七十三種に分類せらる、も實際利用價值ある林木はエンマツ、トママツ、グイマツ、イチキ、シラカバ、ドロヤナギ、ハンノキ及タモ等にして、其の分布殆んど一定し、河岸の底地にはヤナギ、ハンノキ及タモ等の潤葉樹生立し、山岳にはトマツ及エンマツの如き針葉樹を生ずるの外、中腹より白樺を混生し頂上に至るに従ひ漸次増加し遂に白樺の

純林となり、尚グイマツは主に底地濕地に生ず。而して此等樹種中最も多きはトドマツ及エノマツにして約其の八割を占む。

國有林面積及蓄積は目下調査中に屬し大正十五年度に完成の見込なり、依つて暫らく之が推定に従へば邦領樺太の面積三百三十二萬八千餘町步中數香支廳管内に於けるツンドラ地帯約二十五萬二千町步、河川海岸等に屬する餘地三萬町步、原野燒跡伐採跡地等五十四萬四千町步、殖民地及殖民據定地四十三萬町步、大學演習林八萬千町步等を除く時は立木地面積約百九十九萬千町步にして、一町步當り鈔きも二百石多きは千石以上に達するを以て、假に平均二百八十石として計算するときは總材積五億五千餘萬石に達し内針葉樹は五億三千萬石の見込なり。

第二節 森林の利用

領有當初諸般の施設未だ整はざる時代に於ては一時的利用の外森林を利用せんとするもの殆んどなかりしが、明治四十二年に電柱材、翌明治四十三年には枕木用材として移出せられてより之が利用逐年増加し、明治

三十八年度に於ける林木賣拂額千二百九圓に對し、大正十三年度に於ては實に一千六十七萬五千圓（官行研伐材賣拂額を含む）を突破するに至れり。

林木は本島の主要物産にして之が利用如何は本島の産業に影響する所大なるを以て、幾多調査研究の結果製紙原料たるパルプに適切なるを認め、且つ國産の自給自足を圖る見地より紙料として利用するを得策なりとし、爾來斯業を獎勵の結果大正二年始めて大泊及泊居に之が工場を建設翌大正三年より操業を開始せり、是れ本島に於けるパルプ工業の嚆矢とす。爾來漸次隆盛に赴き、現在之が工場七にして尙現に建設中のもの一あり、パルプの製産年額十一萬餘噸にして我國需要量の過半を占め、之に要する資材年額三百餘萬石に達す。

以上の外尙電柱、枕木、建築用材、薪炭用材其の他需要多く比年其の範圍を擴張しつゝあり。

苗圃事業 明治四十五年初めて豊原に苗圃を設け、僅かに播種及自然生苗木の移植養成等を試験的に行ひ來りしが、大正九年に至り清水外四箇所に翌十年には留多加外一箇所に苗圃を増設し専ら種苗を養成しつゝあり、大正十年以降の主なる事業を擧ぐれば

林業

二〇六

大正十年度トドマツ、エゾマツ及信州産並に島産落葉松各二石宛を播種し、尙同年秋季にトドマツ及エゾマツの自然生苗木十餘萬本を採取し、之を豊原及清水の苗圃に移殖せり。

大正十一年度にはトドマツ、エゾマツ、カラマツ等の種子不作にして採取し能はざりし爲め、信州産落葉松種子一石九斗餘を各苗圃に分播したる外、トドマツ、エゾマツの自然生苗木五十五萬本を採取し之を川上外三苗圃に移殖せり。

大正十二年度には豊原苗圃に於てトドマツ及エゾマツ九斗七升二合、カラマツ三斗、トウヒ三斗及其他の諸樹種六斗を、其の他の苗圃に於てはトドマツ、エゾマツ各二斗、カラマツ一斗、トウヒ一斗の割合に播種し、尙養成苗木の床替並に据置苗の手入等を行へり。

大正十三年度には豊原苗圃に獨逸トウヒ二斗、エゾマツ一斗、其の他の雜種四斗三升を、貝塚及留多加を除く各苗圃には、トウヒ二斗、エゾマツ一斗及カラマツ一斗宛を播種し、尙養成苗の床替並に据置苗の手入等を行へり。

大正十四年度には豊原、川上、富内岸、吐鯤保、泊居、寶澤の六苗圃に對しカラマツ、トドマツ、エゾマ

ツ、ナナカマド等二石一斗九升を播種し。尙豊原外七苗圃の養成に係るカラマツ、獨逸トウヒ、トドマツ、エゾマツ等二・〇三六・一七九本に對し一回乃至三回の床替を行ひたる外、カラマツ外九樹種四・四三四・九九八本の据置苗に對し培養を行ひ、大正十四年秋季に於ける現在苗木數は播種三・六九二・六一八本。床替一・九一七・〇三三本。据置三・七二三・三五四本。合計九・三三三・〇〇五本にして、同年度養成済苗木にして林地植栽に充當せるものカラマツ外二種二七五・七〇五本、翌年度春期に於て養成濟山行に適するものカラマツ外七種六四六・八九一本の豫定にして、漸次年を逐ふて成苗數を増加すべく着々其の實績を擧げつゝあり。大正十五年貝塚苗圃を廢し現在の苗圃を擧ぐれば左の如し。

名	稱	位	置	面積	開設年月
豊原	吐鯤保	豐原郡豊原町字旭ヶ丘		一六、〇〇〇 <small>町畝歩</small>	明治四五年五月
清水	吐鯤保	眞岡郡清水村大字清水東一		五、〇〇〇	大正九年五月
吐鯤保	吐鯤保	本斗郡本斗町字吐鯤保澤		六、〇〇〇	同上

林業

二〇七

富内岸	眞岡郡蘭泊村字富内岸澤	四、六、四	同上
泊居	泊居郡泊居町字元澤	四、七、一〇	同上
寶澤	久春内郡久春内村字寶澤	五、二〇、一八	同上
川上	豊原郡川上村字川上	六、七、九、一〇	同上
留多加	留多加郡留多加町字河西	〇、六、七、〇〇	大正十年五月
計		四九、〇八、〇三	

造林事業 大正九年六月初めて落合附近山火跡地にトドマツ、エゾマツ、カラマツ及白樺の播種造林を試験的に行ひ、其の後引續き實行の結果發芽良好にして植樹造林に比し勞費を要すること少く、本島の如き大面積の造林地を有し且つ勞力の潤澤ならざる地方に於ては本造林を最も適當と認めたり。依つて播種造林を主とし植樹造林を副とするの方針を樹て、大正十二年度より毎年約五千町歩宛の播種造林を實施し來りしが、大正十五年度よりは一萬町歩宛の播種造林を行ひ、側ら苗圃養成の成苗を以て植樹造林を行ふこととせ

り。今大正九年以降同十四年に至る造林面積を舉ぐれば播種造林一六・五〇九町歩八。植樹造林二二五町歩九。本數六一四・六〇五本なり。

第三節 森林保護

森林危害の最も著大なるものは火災にして五、六月の候融雪後氣温俄かに上昇し地物の乾燥せるに際し一度火を失せむか、爆々たる音聲熾々たる煙天を蔽ひ地を捲き、之に風威の加はるあらむか其の猛威は萬物を燒盡せざれば已まざるの概を呈し、遂に人力を以て消火し能はざるに至る。山火の被害は獨り貴重なる林木を消失するに止まらず朽土層を燒損する結果乾潤懸疎となり、肥料分は失はれ科學的性質を不良にし、後繼稚樹を滅却する等森林の基礎を根本的に破壊し去り、之が復舊は極めて困難なる事業に屬す。本島の森林は火に弱く而かも燃焼性に富む林木より成るを以て山火の危険極めて多く、依つて防火線開設、法令に基く取締、防火組合の設置等種々畫策して之が禁遏に努め居れり。山火の原因は煙草吸殻、焚火不始末、汽車煤煙、開墾火入等最も多し。本島は邦領復歸前既に燒損せられたるもの實に十六萬町歩と稱せられ、其の大なるもの

は眞継久春内閣及榮濱附近一帯にして其の状況慘然たるものあり。過去十箇年の山火統計を見るに一年を通じて最も多きは五月にして、六月及八月之に次ぎ九月は第四位にあり、尙五月の發生数は六、七、八の三箇月間の發生數と略其の割合を同ふす。山火の大部分は以上五箇月間にして殊に五、六月は最も注意を要する季節なり。

既往十箇年の火災總數は七百餘回にして、年平均燒失面積一萬餘町歩、損失額十萬圓の見込みなり。以上の如く連年山火の被害激甚にして本島の森林政策竝に財政上忽緒に附すべからざる大問題なるを以て、消極的に愛林思想を鼓吹すると共に火防獎勵金の制を設け、積極的には防火線の開設、法令に依る取締等を勵行して之が防遏に努め居れり。

防火線 森林保護及造林の完璧を期せむが爲め大正十年以降毎年幅員十間乃至十五間の防火線を開設し、以て之が目的の達成を期せり。大正十四年末現在の延長一〇七・二一四間九に達す。

森林の誤伐は既往六箇年の平均に依れば年十九回、面積三十六町歩、損失價格六千餘圓にして、盜伐件數は年平均百十五回、面積百十町歩、損失價格二萬五千餘圓に達す。

虫害は大正八年に發生し、被害區域二十二萬町歩材積八千八百萬石に達したるも今や全く終熄せり。

以上の外本島森林被害にはナラタケ、トドマツ、エソマツ腐朽菌、針葉樹心腐菌等の被害あるも極めて微々たるものなり。

第四節 森林調査

本島の邦領に復するや其の森林概況調査の計畫を樹て島内を十區に區劃し、明治三十九年度に調査に着手し同四十一年度に之を完了せるが、大正二年更に十五箇年計畫を以て之が基本的調査を爲すことせり。即ち全域三百三十餘萬町歩より開拓豫定地四十三萬町歩を控除し、之を三十箇の經營區域に分ちて事業區及保安林を設定せむとするものにして、此の計畫は經費其の他の都合により漸く大正五年度に至り經營調査事項中先づ林種區分及施業案の編成等をなすべく三組の調査班を設け、最も急要の地點より調査に着手せり。

大正五年五月訓令を以て經營調査に關する業務は林別區分、森林區劃、林況調査、更新方法、斫伐豫定案、説明書調製の六項と定め、其の内林別區分は左記に據りて調査することとなれり。

- 第一、經濟林（第一種林、第二種林）
- 第二、保安林
- 第三、將來拓殖用地となるべき見込の森林
- 第四、除地

而して之等の區分をなすに就ては次の標準に依る。

- 一、第一種林は森林を法正なる状態に導き、其の施業を永遠に保續し得べき區域
- 二、第二種林は地方居住者の用材、薪炭材又は礦業用の材料を供給すべき區域
- 三、保安林は別に定むる所により保安上必要なる區域
- 四、將來拓殖用地となるべき見込の森林は傾斜二十度以下の土地にして農業に適する區域
- 五、除地は將來見込なき區域

大正七年度より既定計畫に基き調査班十二組を増して十五組とし、同時に十五箇年計畫にては長きに失する憾あるを以て之を十箇年に短縮したり、爾來調査著々進捗し近く完了の豫定なり。

第五節 林業試験

本島開拓の途を講ずるに當り無盡の森林を如何に利用すべきかは重大なる問題として夙に苦心せる所にして、先づ本島木材の工藝的性質を研究して其の用途を開かんとし、明治四十三年六月廳内に臨時工業調査所を置き、更に同所所屬大泊工場を設置して化學工藝に關する試験及調査を行へり。即ち松脂よりテレピン油製造試験、樟油製造、木材乾留、割箸製造、ツンドラ製紙應用試験、パルプ試験、三井紙料工場廢液調査及乾留資材の調査等を行ひ斯業に寄與せる所尠からず、今日パルプ工業の盛大なる實に其の賜ものと謂ふべし。

本島は北部に僻在し本土と其の氣候風土を異にするを以て林木の種類及林況等同じからず、従つて森林更新の方法、主副産物の利用、造林樹種の選定等に關しては慎重に研究するの要あり、依つて先づ豊原の近郊大澤に面積二千二十七町歩を卜して試験林を設定し、大正元年以降毎年各種の試験を行ひつゝあり、其の科目を擧ぐれば左の如し。

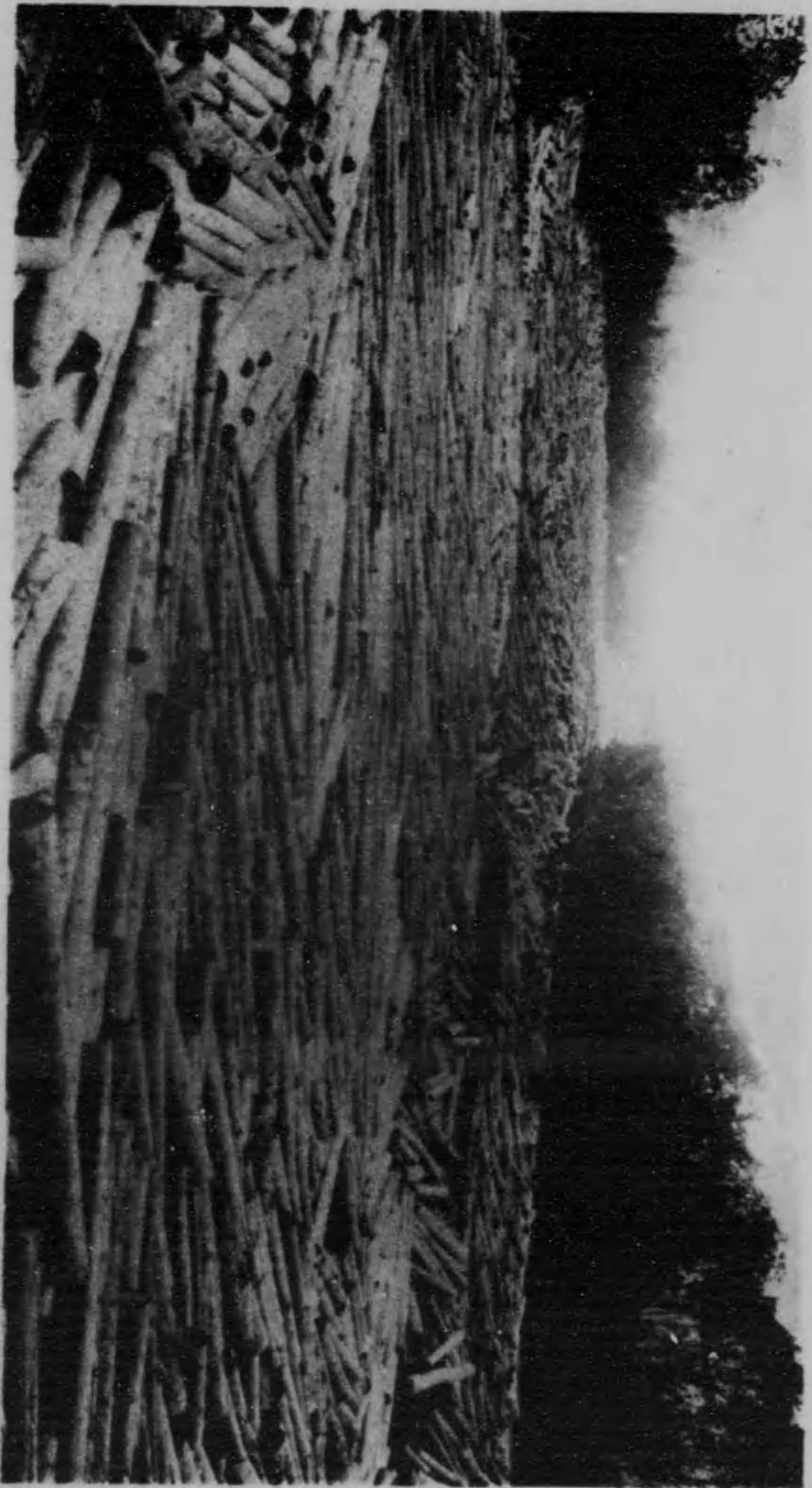
- 一、傘伐更新法に基く後伐

- 一、帶狀皆伐側方天然下種

- 一、傘伐更新法に於ける下種伐
- 一、擇伐更新法
- 一、皆伐更新法
- 一、末木試験
- 一、薪材層積と實積の比較
- 一、白樺上方天然下種
- 一、帶狀皆伐更新法
- 一、立木材積と丸太材積の比較
- 一、雪中伐採による根際試験
- 一、その他

然るに右試験林は大正十年中火災及松毛虫の爲め其の殆ど全部を侵害せられたるを以て、之が驅除及豫防法を講ずると共に大正十四年度に於て更に東海岸東白浦の南方保呂に試験林を設け、各種の試験を施行すること、なれり。

松毛虫繁殖して世人の注目を惹くに至りしは大正八年なるも、其の發生は大正五年頃なるもの、如く其の侵害の最も猛烈を極めたるは大正九年以後に屬す、當時其の驅除方法として誘蛾試験を行ひたるに良好なる成績を得たるを以て、大正十、十一兩年に亘り全局に焚火誘殺法を行ふと共に尙松毛虫に關し左の試験を行へり。



(村呂登能加多留、川龍雨) 場 止 材 木 送 流

松毛虫の経路、昆虫學上の位置、發生の原因、食餌物研究、形態、經過習性、焚火誘殺法、ミツビシライトに依る驅除法、トリートンゲルフト及ライムに依る驅除法、遮斷法（板圍及空溝に依る遮斷法）燻煙に依る驅除法等。

以上試験の結果に徴し松毛虫驅除方法は誘蛾撲殺を爲すの外方法なきが如し。

第六節 官行斫伐

第一款 概 説

第一項 事業の端緒

大正八年晚秋鐵道泊榮線沿線中里及西海岸小能登呂附近に於て初めて松毛虫の被害を發見したるが、爾來急激に蔓延し大正十一年には其の面積約二十二萬町歩、材積約八千八百四十五萬石に達せり。其の被害當初は葉部を食害せられたるのみにして材質は生木と何等異なる所なきも、年を経るに従ひ材部に漸次諸種の害虫

林 業

林業

二一八

尙事業現場には事業所を設け、主任以下の職員及備員を置き伐木、造材、運搬及引渡等の現業に従事す、
配置人員左の如し(大正十五年三月十五日現在)

職別	内務			現業(事業所)			合計
	所長	庶務	經理	主任	詰員	製品検査員補助員	
技師	1						1
技手		1	4	1			6
雇員		3	5	3	9		20
山頭				1			1
山尺				1			1
検尺				1			1
雑役				1			1
夫				1			1
合計	1	4	9	5	9		29
合計	1	4	9	5	9		29

土場	監守	計
1	1	2
4	1	5
9	1	10
15	1	16
19	1	20
9	1	10
5	1	6
15	3	18
19	3	22
29	3	32

第四項 労働者

本事業に要する樵夫、流送夫等は之を局内に求むること不可能なるを以て、斯業に熟練せる者を内地より招來することとし、伐木、造材及陸運に従事する労働者は臨時森林作業所並に事業所に於て直接之が募集の衝に當り、流送に従事する労働者は事業の性質上直接の募集は不利益なるを以て確實なる者をして供給を請負はしむ、而して直接募集の労働者には左記に依り渡航手當を支給す。

- 一、樺太及北海道方面 一人に付 金十七圓
- 一、青森、秋田、岩手方面 一人に付 金二十圓
- 一、山形、宮城、福島方面 一人に付 金二十五圓
- 一、其の他の地方 一人に付 金三十圓

二一九

労働者の労働は流送作業の外は主として協定単價に依る功程拂さし、其の収入は日額樵夫三四五十錢、流送夫四圓、馬夫(馬匹共)十圓内外を普通とす。

労働者は官設の小屋に居住し、二十名以内を以て組を組織して各組に組頭を置き、事業地には醫師を囑託して醫療に備へ、尙公務に基因する疾病、死傷に對しては傭人扶助令に依り扶助金を支給する外共濟組合其他救濟及慰安的施設を爲す。

第二款 事業の概況

伐木造材 事業は各所共大體夏山三割、冬山七割の割合を以て伐採し、兩期事業を通じ伐木、造材及小出迄を一區切りの作業とす、造材法は利用の集約運搬並に用途等の關係上エンマツ、トドマツは總て丸太材末口直徑五寸以上長さ十二尺七寸、カラ松は末口直徑三寸五分以上長さ十三尺五寸とすし、尙夏山は皮剥、冬山は皮付及皮剥の兩種とす。

集材及運搬 夏山小出は修羅、木馬、手落し及玉曳等に依り流送地點に搬出卷立を爲し翌春流送に付するを普通とするも、流送上の都合に依り直に流送に付する場合あり。冬山小出はバツ、ヨツ、馬籠等にて流送

地點又は軌道邊に卷立て翌春流送又は軌道搬出を爲す。

製品引渡 事業地は森林地帯なるを以て其の地形概ね複雑狹隘にして、河口河岸地域に適當なる集積土場尠く、従つて製品は各河川共管流後網場に之を貯材し積取船の入港を待ちて水中引渡を爲すを普通とす。水中引渡は受渡に勞力を省き至便なるも一面天候の支配を受くると共に配船如何に依り影響を受くること尠からず。

第三款 事業の成績

事業 大正十一年度は當初計畫の通り丸太三百萬石を造材し内五十萬石搬出の豫定なりしも、民間造材の勃興に伴ふ勞力の不足並に勞銀騰貴等の關係を考慮し伐木數量を減じて搬出數量を増加せり。大正十二年度は虫害蔓延狀況當初の豫想に反し大体終熄の状態に在りしも、恰も關東地方の震災あり、需要の激増に應ずべく増伐計畫を企てたるも勞力の拂底、勞銀及船運賃の暴騰等に累せられ成績豫期の如くならざりき。大正十三年度は増伐を豫定せるも、議會解散豫算不成立及政府の事業緊縮方針に餘儀なくせられ、二百三十萬石

林業

伐採、二百五十萬石搬出の計畫に改めたるが比較的順調に進行せり、今各年度の成績を表示すれば左の如し。

事業成績表

年度	伐	木	搬	出	引	渡	備	考
一	二、七三、六〇一	三三、〇〇〇	六七三、六六六	二七二、六〇〇	六二五、一七五	〇	一、搬出は鐵道沿線に在りては鐵道各驛附近土場其の他に在りては海岸最終土場迄とす。	
二	二、二五九、四八五	一〇、〇〇〇	一、九〇一、五八七	三三三、四〇〇	二、一一一、六〇〇	二七二、六〇〇	二、數は薪材なり。	
三	二、三六六、五四九	一、〇一九	二、五〇二、八二〇	四三三、九〇〇	二、五四七、二八八	七三五、八〇〇	三、大正十四年度繰越事業二十二萬五千八百四十四石一斗六升を含む。	
計	七、三五九、六三三	一、三五七、〇〇〇	五、〇七八、〇七三	一、〇八八、九〇〇	五、一七四、〇九三	一、〇八八、九〇〇		

賣拂 大正十一年度より同十三年度迄に搬出したる製品は事業の状況及市場の關係等を考慮し、大正十一年には六十一萬五千餘石大正十二年度には二百一十一萬一千餘石、大正十三年度に於ては二百五十四萬七千餘石を販賣せり。即ち之を表示すれば左の如し。

石を販賣せり。即ち之を表示すれば左の如し。

年度	賣拂區分	年	期	豫約	公	募	特	賣	計
大正十一年	材積	三三〇、七〇六	石	九六、二〇〇	石	二六、一〇〇	石	二八、三六八	六二五、一七五
大正十二年	材積	五六〇、三六九	石	二六、一〇〇	石	二六、一〇〇	石	五九、七二七	一、四三二、七六八
大正十三年	材積	八〇八、七八二	石	五三三、八二五	石	一、四七六、八二二	石	七六九、〇三三	二、一一一、六三〇
計	金額	二、五七六、八八八	元	一、〇三九、二九一	元	二、九〇九、四九二	元	一、六五七、九〇三	五、二七四、〇九三

林業

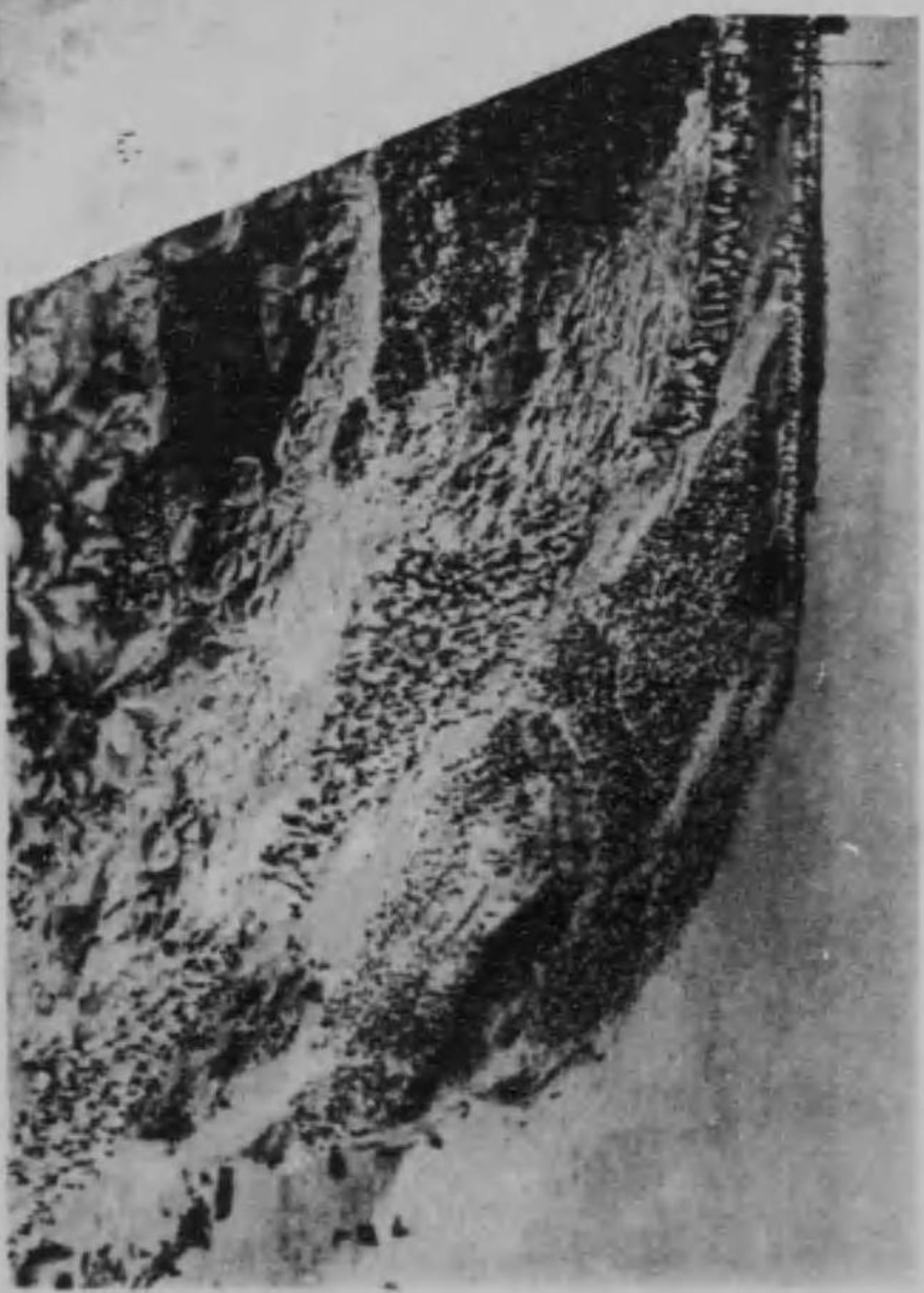
第十一章 水産業

第一節 總說

樺太に於ける鯨、鱒及鮭の漁業は遠く松前氏の經營時代に於て既に邦人に依り行はれたりしが、明治八年千島樺太交換條約の結果樺太が露領となりたる後に於ても漁業は尙依然として邦人に依り經營せられたり。而して鯨、鱒及鮭のみならず、其の他の魚族亦尠からざれば水産は樺太に於ける唯一の富源として重要視せられ、明治三十八年邦領に歸するや其の主要魚族たる鯨、鱒、鮭に付ては其の漁利を永遠に保持し、該漁業の健實なる發達を期せむが爲め建網制度を採用し、其の漁場は露領時代に設けられたる漁區に基き之を定め、邦人の經營したる漁場は従來の經營者に免許し、其の他の漁場は競争入札に依り漁業者を定めたり。鯨、鱒及鮭以外の漁業に付ては鯨、鱒、鮭の蕃殖保護に妨なき範圍内に於て一般に之を許可したりと雖も、是等の漁業に従事する者の多くは資力乏しき樺太定住の漁業者にして、其の收益亦鯨、鱒及鮭に比し尠く生計の維



(集群の鰓田鹽)



(集群の鳥ツムツロ)

島 狩 海

持困難なる状況に在りしを以て、大正四年漁業法規の一部を改正して樺太定住の漁業者を以て組織する漁業組合に對し鯨、鱒、鮭の専用漁業を免許し、其の漁業組合員をして一般漁業に従事するの傍ら鯨、鱒及鮭の漁利に均霑せしめ以て漁業經濟の一端を補はしめたり。越えて大正十年専用漁業の數を増加し漁利の均霑に努め、更に大正十一年漁業法規を改正し漁業免許の入札制度を廢したる外漁具流法等漁制上改革せられたる點少からず。今現行漁業法規の主なるものを擧ぐれば左の如し。

- 一、漁業法
 - 一、樺太に於ける漁業法施行規則
 - 一、漁業登録令
 - 一、樺太に於ける漁業登録令施行規則
 - 一、樺太漁業取締規則
 - 一、鐘詰及塙詰製産業取締規則
 - 一、水産物検査規則
 - 一、漁業組合令
 - 一、漁業組合令施行規則
 - 一、水産組合格則等。

漁業を爲さむとする者は是等の法令に基き鯨、鱒及鮭の定置漁業、魚類介類藻類等の區劃漁業及専用漁業に付ては樺太廳長官の免許を受くることを要す。而して鯨、鱒及鮭の免許漁業は特定の事項（樺太ニ於ケル條ノ二）に該當する場合に非ざれば免許を與へず、其の漁具は鯨に付ては建網、鱒、鮭に付ては建網又は飄網に限られ、又専用漁業は鯨に付ては刺網及地曳網又は船曳網、鱒、鮭に付ては地曳網又は船曳網に限らる。

水産業

許可漁業の種類は十五種ありて支廳長の許可を受くることを要し、漁業の場所が二支廳以上の管轄に亘るときは樺太廳長官の許可を受くることを要す、而して鯨及鱒の漁利は漁村維持の爲め特に必要なるものに付許可漁業中鯨刺網、鯨流網、鱒配繩漁業の許可は漁業組合員に限定せり。

免許又は許可を要せざる漁業は樺太に於ける住所地又は居住地を管轄する支廳長に届出で何人とも雖も之を爲すことを得。

漁業制度の概要斯の如しと雖も樺太に在住する土人に對しては例外規定を設け、土人にして土人以外の者を使用せず漁業を爲す場合に於ては免許を要する漁業を除き、鯨、鱒、鮭の捕獲に付ては慣行の區域及特に定められたる區域に於て、其の他の水族の採捕に付ては殆ど自由に之を放任せり。

第二節 漁業並に水産製造

樺太に生産する水産物の主なるものは鯨、鮭、鱒、鱈、鱈、鮫、蟹、海鼠、帆立貝、北寄貝、鯨、鰮、胸獸及昆布にして、鱈及鮭定置漁業者並に三千五百戸の定住漁業者に依り採捕處理せらる。定置漁業者の

使用する漁船凡そ千五百隻内外にして、定住漁業者に依り使用せらるる漁船凡そ六千五百隻に達す。以下主要水産物に付其の漁業並に製造の概況を記述すべし。

鯨 鯨漁業は其の産額漁業中の首位を占め年額五、六百萬圓を普通とするも大正十四年の如きは一千萬圓を突破せり、東海岸國境より北知床岬に至る間及中知床岬より愛郎岬に至る間を除くの外到る處之が漁獲を見るとき雖も、就中近時漁獲最も多き地方は東海岸一帯及亞庭灣内に沿へる貝塚遠淵間にして、之に次ぐは西海岸に於ける眞岡西宗谷間及野田有部間とす。

鯨漁業は領有以來二十年に過ぎざるも此の間各地方の漁況には著しき變遷を見たり、即ち領有當初より大正二年に至る頃迄は野田より北部の西海岸各漁場は最も優秀なる漁場と稱せられ、全島鯨漁獲高の過半數は此地方に於て生産せしも、爾來年々共に激減して今日野田附近の數漁場を除くの外復昔日の觀なし。之に反し眞岡本斗附近及亞庭灣に於ける大泊長濱附近に東海岸中部に於ける漁場は大正二年頃より次第に其の漁獲高を増加し、西海岸北部地方と全然反對の結果を現出し殊に大正十年以來東海岸は異常の豐漁を見るに至れり。

水産業

本漁業に使用する漁具は明治三十九年は露領時代の例に倣ひ建網一統及曳網一統なりしが、翌明治四十年より曳網を廢し副網に代へ建網二統を使用せしめたり、然るに大正九年漁業法規を改正し一漁業權に付一建網の制に改め、鱒、鮭と鯉とは別個の漁業權とし、鯉漁業に對しては副網に代ふるに待網を以てせり。大正十一年再び漁業法を改正し之に伴ひ待網に代ふるに建網を免許したる結果、大正六年度に於ける定置漁業權三百六十四漁場に對し現在建網四百七十八、鱒及鮭漁網又は建網二百八十六に及べり。尙大正五年より専用漁場を設け現在其の數六十五に達せり。

鯉は其の大部分は漁業者に依り搾精に製造せらるゝと雖も、近時身欠鯉並に鱈の製産次第に増加し品質亦漸次改良せらるるに至れり。

鯉漁獲高 (生鯉ノ重量ニシテ、百石ナニ萬貫トシテ計算シタルモノ)

年度	支應別	敷香管内	元泊管内	豊原管内	大泊管内	本斗管内	眞岡管内	泊居管内	計
大正十二年		三、一八五、二六〇	四、三〇六、四三〇	五、七三九、五〇〇	二、九八一、六八五	一、九五八、四九四	四、三六九、二四〇	二、八二二、六九五	三七、四七七、八一五

大正十三年		三、五六一、八〇〇	四、七〇〇、六八〇	六、六二五、三七五	三、五三四、五〇〇	九八四、八五三	六、二九一、六六三	三、〇八八、〇〇〇	四九、一三七、一一〇
大正十四年		四、六二五、〇〇〇	五、八三一、七〇七	六、六〇六、二〇〇	四、二二一、九四五	一、九九八、八〇五	八、五八、九五三	三、八七〇、一〇〇	六五、五九四、三二五

鯉 鯉漁業は鯉漁業に次ぐ重要漁業にして東海岸を主とし、就中幌内川を中心とする多來加新間及内淵川を中心とする元泊富内間を最とす。此の外亞庭灣に在りては中知床岬及鈴谷、留多加川を中心とせる一帯は稍漁獲多く西海岸に於ては内幌、樂摩附近及來知志川口附近を除きては鯉漁場として價値あるものなし。

本漁業に使用する漁具は従來建網に限られたるが大正九年より飄網をも使用し得ることなれり。

漁況は年に依り豊凶著しと雖も大凡そ五年を以て周期となすもの、如し。

鯉は冷蔵船に依り生魚の儘内地市場へ移出するもの及罐詰原料に供するもの次第に増加せるも尙其の大部分は凍藏せらる。

鯉漁獲高 (生鯉重量ニシテ、一尾三百四十六トシテ計算シタルモノ)

水産業

水産業

1110

年度	支應別	敷香管内	元泊管内	豊原管内	大泊管内	本斗管内	真岡管内	泊居管内	計
大正十二年		二六、一七	五八、五七五	七四、〇三	二八〇、八七三	一九、六五三	四三、〇九二	二〇三、二二八	七九五、六三七
大正十三年		二、七、二九	四九、八六三	七〇、五五三	九二〇、八六六	八一、〇三五	二七、一一六	八八、九七一	四、六五、五三一
大正十四年		五二、六六	一四、九六三	二六、八三〇	五四二、六三三	四六、五二五	二六、七八三	二六八、三八二	一、八〇三、九〇七

鮭 鮭は夏期秋期の二期に漁獲せられ前者を夏鮭又はトキシラズと稱し後者をアキアデと稱し其の分布區域狭く豊凶の差少し、夏鮭は東海岸敷香附近を主として一漁場にして漁獲高六萬貫内外に達するものもあるも他の地方は甚だ稀薄なり。アキアデは西海岸に於ては多關泊、麻内、阿幸及南名好川附近、東海岸に在りては内淵川附近に多く一漁場にて三萬貫以上漁獲するものあり。
鮭は鱒と同じく一部冷蔵船に依り生魚の儘移出し又は罐詰原料に供するも其の大部分は塩鮭に製せらる、近時鮭燻製品の製造を企圖するものもあるも尙其の産額多からず。

鮭漁獲高(生鮭ノ重量ニシテ、一尾九百五)
十奴トシテ計算シタルモノ

年度	支應別	敷香管内	元泊管内	豊原管内	大泊管内	本斗管内	真岡管内	泊居管内	計
大正十二年		二八七、七四	七五八一	五五、八四一	一三五、八八八	八七、四九五	四〇、六〇三	一五三	六二五、三三四
大正十三年		一八〇、九六九	四、七九	一三、五六四	八一、八六七	四三、八八八	二四、六〇四	一	三四九、〇九一
大正十四年		一四八、九七五	一、七〇八	一〇、一〇一	五八、四三三	四一、〇七五	二五、五九一	三六	二九五、九一八

鱒 鱒は沿海沖合一帯に棲息せるも其の主産地は西海岸野田より武意泊に至る間に於ては、該地方に於ては夏期三箇月を除くの外殆ど該漁業に従事す。同地方に於ける盛漁期は所謂春漁季節即ち二月より六月に至る時期にして、此の期間に於ける漁獲高川崎船一隻にて三萬尾乃至四萬尾、發動機付漁船一隻にて五萬尾乃至十萬尾に達す。十月より翌年一月に至る秋及冬漁は漁獲高春漁の中に達せず。大正十四年夏以來小型發動機

水産業

1111

水産業

船激増したるを以て今後は其の産額著しく増加すべし。

鱈は主として棒鱈に製するも夏季に於て棒鮫又は開鱈に製するもの亦尠からず、尙大正六年頃より歐米輸出向鱈、特にストックフイツシュの製造企業せられ、大正八年の如き其の年産額二十五萬五千貫に達したるも、大正九年以降歐米市場の變動と一般經濟界の打撃とに依り漸次減少し現在は殆ど休止の状態に在り、晚秋より冬期に於ては鹽鱈として移出せらるゝもの尠からず。

尙副産品たる鱈肝油の製造盛にして主要なる鱈漁業地には其の工場を見ざるなく、製品は工用油及藥用肝油の二種にして其の年産額二萬兩に達す。

鱈漁獲高(生鱈ノ重量ニシテ、一尾八百匁トシテ計算シタルモノ)

年度	支應別	敷香管内	元泊管内	豊原管内	大泊管内	本斗管内	眞岡管内	泊居管内	計
大正十二年		1貫	1,385貫	14,005貫	271,945貫	4,055,890貫	1,692,440貫	87,445貫	6,145,150貫
大正十三年		1貫	556貫	7,710貫	331,150貫	4,832,270貫	1,762,738貫	100,517貫	6,875,751貫

大正十四年	1貫	1元	5,277貫	100,050貫	5,833,559貫	2,681,113貫	29,011貫	8,695,188貫
-------	----	----	--------	----------	------------	------------	---------	------------

鰈の種類は十數種に及び到る處之が棲息を見る。漁業は延繩及手繰網漁業の二種なりしも最近發動機船に依る底曳網漁業續出せり。鰈は少量の生賣を除き他は悉く棒鮫に製造せらる。

鰈漁獲高(生鰈ノ重量ニシテ、百石ヲ二萬貫トシテ計算シタルモノ)

年度	支應別	敷香管内	元泊管内	豊原管内	大泊管内	本斗管内	眞岡管内	泊居管内	計
大正十二年		220,950貫	35,990貫	151,040貫	31,970貫	84,960貫	619,145貫	50,255貫	1,095,310貫
大正十三年		350貫	33,155貫	100,770貫	940貫	6,605貫	366,635貫	36,910貫	545,375貫
大正十四年		8,648貫	88,834貫	275,640貫	49,666貫	24,599貫	333,756貫	76,806貫	847,899貫

蟹の最も多く利用せらるゝものは、タラバガニと稱するものにして、沿海到る處に棲息し就中西海岸

水産業

水産業

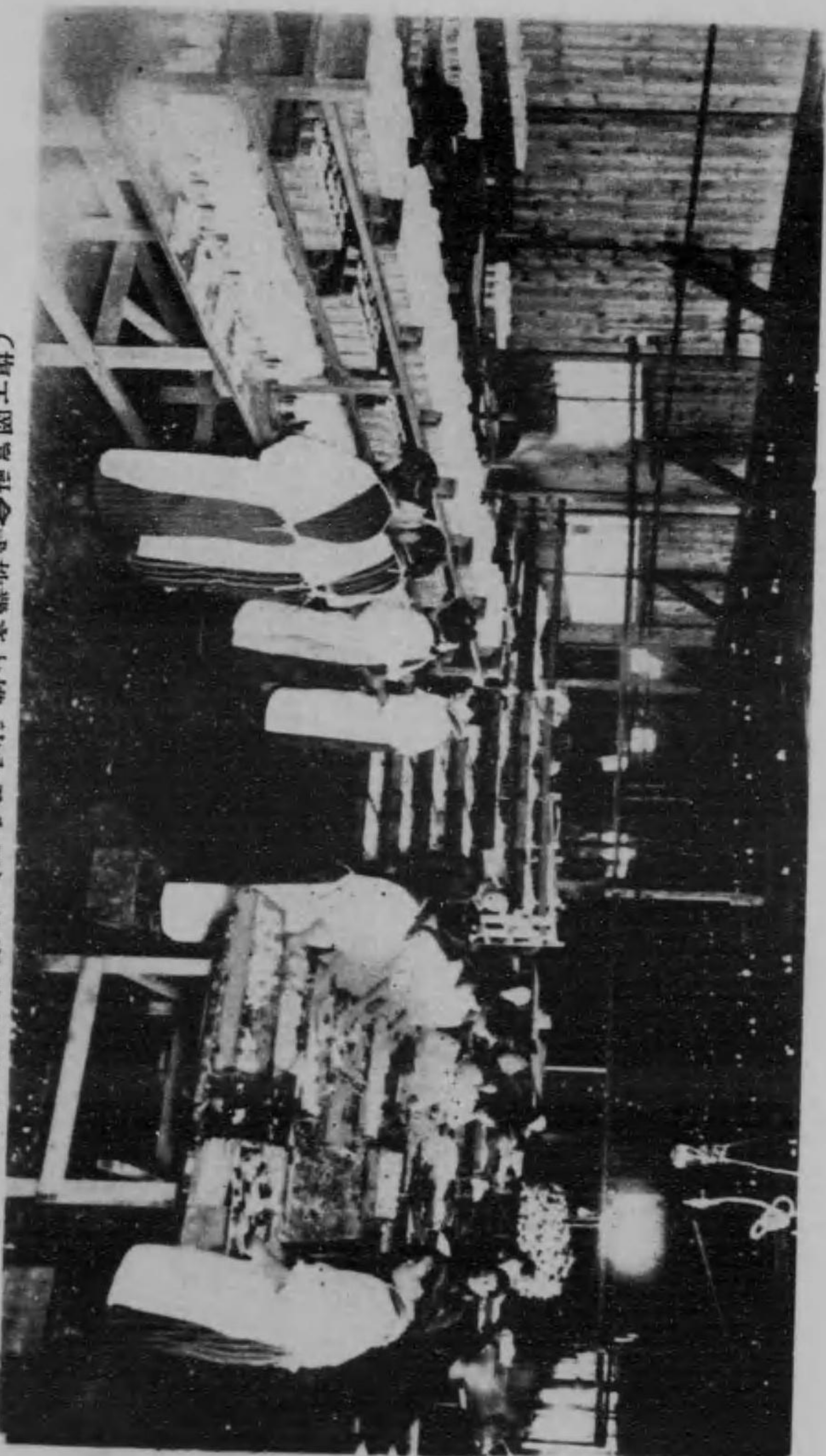
及亞庭灣口に多く、専ら刺網を使用して漁獲せらる。

明治四十二年以降鐘詰製造業勃興に伸び本漁業の隆盛を來せしが、濫獲の弊に陥るを避け之が蕃殖保護の爲め雌蟹及背甲五寸以下の稚蟹の漁獲を禁止し、且つ一定の禁漁期を設くる等力めて漁利の維持を圖れり。

蟹は少量の生賣を除くの外全部鐘詰に製造せられ大正六年には其の産額十二萬兩價額三百十六萬五千餘圓に上れるが、蟹漁獲高漸減の傾向を呈せるを以て大正九年工場の手合を行ひ、蟹の濫獲を防ぐと共に一面製品の改良統一を計り、樺太の重要水産物として其の聲價を擧ぐるに努め居れり。販路は從來米國を主とせしが近時歐洲各國(特に英國)及南洋方面に販路を開拓しつゝあり。

蟹漁獲高

年度	支廳別	敷香管内	元泊管内	豊原管内	大泊管内	本斗管内	真岡管内	泊居管内	計
大正十二年		1尾	1尾	102,166尾	345,229尾	945,239尾	3,355,334尾	16,588尾	4,664,538尾
大正十三年		1尾	1尾	36,662尾	88,603尾	433,556尾	87,533尾	13,809尾	1,500,151尾



(場工岡真社會式株業産太樺、詰肉及肉運) 況實造製詰離蟹

大正十四年

一

1,000,000

1,000,000

1,000,000

1,000,000

1,000,000

1,000,000

1,000,000

●昆布 昆布は其の分布頗る廣く全沿海殆ど産せざるなく就中西海岸及亞庭灣に多産す、西海岸に於ては有部以南西能登呂に至る間及海馬島最も多く品質亦良好なり。亞庭灣に於ても大泊、池邊瀆間産額多く品質西海岸に次ぎ、東海岸は品質一般に劣れり。昆布は豊凶隔年にして凶年には豊年の二分の一にも達せざることあり。

昆布は其の種類品質等に應じ反昆布、長切昆布、花折昆布、細目昆布、トロ、昆布、島田昆布等に製せられ、食用に堪へざるものは沃度製造の原料としてケルプに製せらる。沃度及加里製造業は一時海岸到る處盛に行はれたるも近時全く休止の状態に在り。

昆布製 品(大正十四年)

水産業

二三五

品種	支廳別						計
	敷香管内	元泊管内	豊原管内	大泊管内	本斗管内	真岡管内	
反昆布	1貫	1貫	20貫	429、35貫	259、68貫	254、07貫	11、240貫
長切昆布	1貫	8貫	1貫	296貫	7、488貫	1貫	954、33貫
花折昆布	1貫	1貫	1貫	8、270貫	4、292貫	3貫	7、792貫
トロ、昆布	1貫	1貫	1貫	2、860貫	980貫	925貫	2、597貫
烏田昆布	1貫	86、456貫	4、00貫	1貫	1貫	1貫	90、504貫
細目昆布	1貫	1貫	1貫	1貫	1貫	3貫	3貫
猫足昆布	1貫	1貫	1貫	505貫	30貫	1貫	535貫
計	1貫	1貫	1貫	505貫	30貫	1貫	1、143、546貫
							數量
							計
							額

鯨 沿海は鯨族の洄游から殊にコクテラの一種カンクミ稱するもの極めて多く、南部に於ては座頭長

鬚の洄游を見ることあり。捕鯨業は露領時代に於て既に之に従事せしものありしも、當時設備の不充分と交通の不便に依り其の發達を見るを得ざりしが、明治四十三年以來大日本水産株式會社は亞庭灣内音を根據として諸威式捕鯨業を開始し、大正三年以降休業の状態にありしが其の後東洋捕鯨株式會社と合併し、亞庭灣内札塔に根據地を選定し事業に着手して今日に至れり。最近に於ける捕獲頭數は大正十二年十六頭、大正十三年は休業し大正十四年は三十六頭なり。

臘肭獸 海豹島は我國唯一の臘肭獸蕃殖場にして、米領プリヒロフ群島及露領コマンドルスキー群島と共に北太平洋に於ける三大棲息地として並び稱せらる。明治三十八年樺太の我が領有に歸するや直に獵獲を禁止し、尋で之が蕃殖状態を調査し翌明治三十九年より年々監視員を駐在せしめ専ら臘肭獸蕃殖保護及調査に従事せしめたり。

明治四十四年英米露三條約の結果大正元年より之が獵獲を開始せり。

臘肭獸蕃殖狀況

水産業

二三八

年別	最大上陸數	生兒數	死兒數	獵獲頭數
大正十二年	二二,四〇五 <small>頭</small>	七,五二五 <small>頭</small>	四〇二 <small>頭</small>	八二四 <small>頭</small>
大正十三年	二六,六四三	九,四二一	一九二	九四三
大正十四年	二四,八〇一	八,五三六	二六一	八六八

以上各種水産物の最近三ヶ年の總價額を示せば左の如し。

水産物總價額

種類	大正十二年	大正十三年	大正十四年
鯨	五,九九〇,一五三 <small>円</small>	五,八〇〇,三五〇 <small>円</small>	一〇,七二六,八三七 <small>円</small>
鱈	四二〇,八五六	一,七三六,九四七	八九三,三三三
鮭	四一八,六九八	二八七,五九九	二九三,〇一八

水産業

二三九

種類	大正十二年	大正十三年	大正十四年
鱈	一,七五五,九七三	一,四五三,八五九	二,〇〇〇,一〇八
鯨	一一四,二二四	四四,六四七	六四,五九〇
蟹	八六三,七九四	三八五,三七〇	二九,〇六九
鮫	三四三,四三八	一六〇八,九五〇	一,一四三,五八六
鯨	九,二九四	—	三六,一〇四
鮫	五,八〇三	一〇,八六七	三四,五八一
鮫	三三,九八八	四五,三三〇	七七,〇五七
貝類	一四七,六七二	三三三,〇六七	一〇七,八四五
其他類	三,一六八,六〇一	二,一九二,六二七	一,八〇〇,三四五
計	一三,二六二,三五三	二二,六四〇,五九三	一七,五〇六,四五一

第三節 水産物検査

水産製造物の改善を圖るには之が検査を勵行するを最も緊要なりとす。明治四十三年西海岸南部水産組合に於て鱈、昆布等の検査を行ひたるを始めとし、津網漁業水産組合、亞庭灣水産組合及鐘詰業水産組合等相繼ぎ之を行ひ其の成績稍や見るべきものありたるも、検査の統一を缺き尙不備の點尠からざりしを以て、大正三年樺太廳に水産物検査所を置き之が統一改善を計れり。現在検査員六十七名を沿岸各所に駐在せしめ、一定の擔當區域を巡回して検査を行はしむると同時に製品改良の實地指導に當らしめつゝあり。

検査を受くべき水産物の種類は水産肥料、身欠鰯、鰯鱈、鹽鱈、鹽鮭、鹽鱈、鰯及鮭の筋子、開鱈、開鱈、棒鱈、棒鱈、乾鮓、魚油、昆布、銀杏草、海參、乾貝、剥蝦、鰯、鮫鱈、玉筋魚及小鰯の煮乾及素乾、タラバ蟹、蝦、北寄貝、鱈及鮭の水産罐詰等にして殆ど主なる水産製品を網羅せり。而して検査實施以來何れも品質、量目、荷造等改善せられ成績良好なり。

第四節 水産に関する組合

漁業組合は明治四十一年十二月漁村部落を二十區に分ちて漁業組合を組織せしめ之に三十九の定置漁業權を與へたるに始まり、其の後大正五年組合の分合新設を行ひ二十八の漁業組合を設置し鰯、鮭の定置漁業權の外更に専用漁業權を附與し、組合員をして直接鰯、鮭の漁利に均霑せしむるの途を開きたり。指導獎勵の結果軌近共同施設事業の發達を促し漁村の基礎漸く健實の域に進みつゝあり、其の主なるものは漁業資金の貸付、共同販賣、共同購買、共同貯蓄、遭難救恤、暴風警報周知、講習講話其他魚介藻類の保護蕃殖及餌料の蕃養等とす。目下漁業組合數三十一、組合員三千五百餘名、積立金二十七萬圓に達せり。

水産組合は定置漁業者を網羅せる樺太定置漁業水産組合あるのみなり、同組合は元建網漁業水産組合と稱し(明治四十二年設立)たるが大正十四年現在の組織に改め、専ら魚族の蕃殖保護其他組合員共同利益の増進に努め居れり。

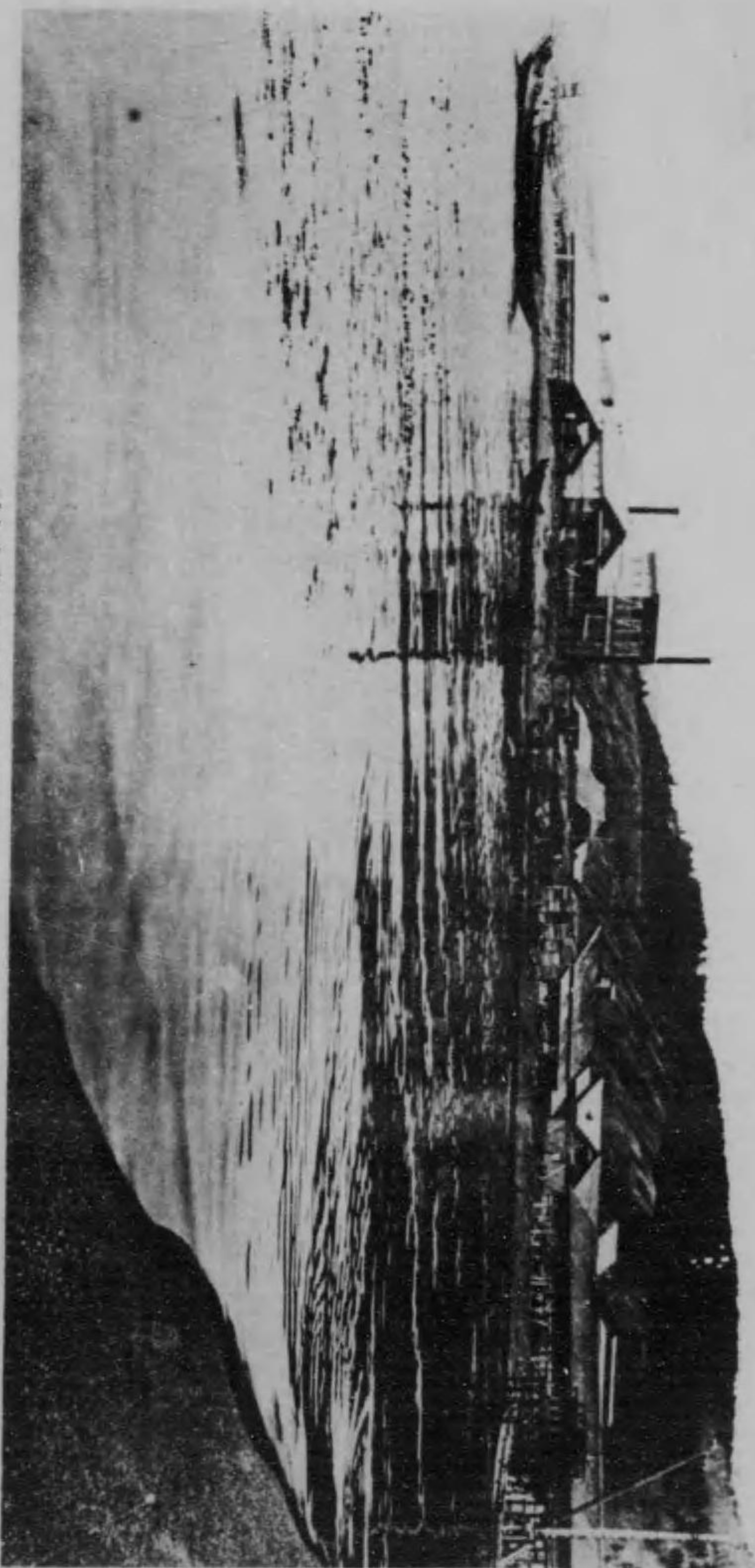
第五節 水産試験及調査

第一款 概説

樺太の水産は所謂世界三大漁場の一を控へ水産の寶庫と稱せられ本島主要産業の一なり、從て其の消長は本島産業の上に大なる影響を及ぼすを以て之が調査研究を行ひ、漁利を永遠に保持し斯業の健全なる發達を期せんが爲め明治四十一年十月西海岸樂磨に水産試験場を設置せり。

同場に於ては當初主として水産製造に関する調査、試験のみを爲せしが、大正七年之を擴張して漁撈部、製造部、養殖部に分ち、水産に関する各種試験調査の外製造品其他の分析、鑑定、講習、講話並に其の實地指導を爲し斯業の獎勵發展に努力しつゝあり。

第二款 試験及調査



(村泊蘭郡洞真) 場 驗 試 産 水 臨 太 樺

第一項 漁 撈

鰹・漁場調査 西海岸に於ては鵜城安別間及其の對岸沿海州近海は魚群饒多にして棲息區域亦廣く夏季漁業に適し、野田久春内間沖合百尋線附近は秋季漁場として有望にして、泊居及久春内附近にては既に起業計畫中のもの尠からず。亞庭灣内に於ては登及内砂沖合に好漁場あり、其の他に於ては魚群の濃度西海岸に比し遙に稀薄なるを以て生實を目的とするもの、外漁業困難なるべし。

鰹漁業試験 母船式漁法及刺網漁業に就き試験せる結果、夏季鵜城近海に於ては母船式漁法可能にして其の成績良好なることを確め得たるも、底刺網漁業は張網中漁獲物の過半を潮虫の爲に齧食せらる。

沿海州漁場調査 沿海州サヌノ岬より北上しセントイノケンチャ灣に至る約百五十哩間はタラバ蟹豊富にして、刺網漁場としては好適の場所少からざるも手繰網を使用し得る場所は殆んど皆無なり。

亞庭灣底魚漁場調査 登沖合より西能登呂岬沖合には鰹、鰈及タラバ蟹等棲息し其の饒多なること亞庭灣内に於て他に比類なきも、中知床岬附近沖合は夏季漁場として望み少きが如く、灣内中央部は軟泥帯にして底魚の棲息に適せず、大罾の如きは建網に入網漁獲せらるゝものあるも魚群頗る稀薄にして漁業としての價

値なし。

練流網漁業試験 春鯨の洄游移動は植物性浮游生物の去來及多寡と密接の關係を有するもの、如く、西海岸に於ては三月下旬乃至四月上旬既に沖合に於て魚群の來游を認め、亞庭灣に於ては四月中旬以降にあらざれば水温魚群の來游に適せざるもの、如く、夏鯨は鶴城近海に於ては西海岸中部及中南部近海に於けるが如く魚群豊富にして流網漁業有望なり、秋鯨は十月以後西海岸中南部に於ては魚群比較的沿岸に來游せること天候の關係上却て底刺網を使用する方安全にして有望なり。

發動機手繰網漁業試験 西海岸に於ては泊居及久春内近海鯨族豊富にして、一網多きは四、五十兩平均十四、五兩(容器石油函)の漁獲を示し、亞庭灣内に於ては登沖合最も良好にして、女麗及長濱近海之に次ぎ鯨族饒多なり。

深海手繰網漁場調査 タラバエビ調査の必要を認め鶴城近海に於て實施せるが、泥塊海底に介在し網を使用すること至難にして當分營業として經營するの見込なし。

東海岸漁場調査 榮濱沖合に於てエビ漁場、富内沖合に於て大形蟹の漁場を發見し、多來加灣に於ては鯨

の棲息區域比較的廣汎なることを知り得たり、然れども東海岸に於ける底魚漁場は多來加灣を除きては大体に於て陸岸に沿ひ恰も帶狀を爲せるが如く其の範圍極めて狭小にして、鯨及タラバエビは水温二度以上にあらずれば漁獲多からず。

流網漁業試験 鯨、鯨、鯖及鮪に就き試験せる結果鯨の去來は動物性浮游生物の多寡及集散と至大の關係を有するもの、如く、鯨は蟹底刺網との關係上延繩を使用する方却て有利にして、鯖は眞岡、泊居及鶴城近海に於ては沖合漁業として相當に望みあり、鮪は大正十三年度以來中知床岬附近沖合及海馬島近海に於て試験せるも其の成績思はしからざるを以て、大正十五年度に於ては更に延繩を併用し其の實績を明かにせむとす。

蟹漁業試験 機船手繰網を使用すれば入網せる雌蟹は充分なる生活力を有し漁業取締規則の實行には最も適切にして、且つ罐詰原料として新鮮なるものを提供し得べきも、蟹漁場として一般に囑望せらるゝ海區は何れも底刺網漁場にして漁期中殆んど手繰網を使用するの餘地なし。

本斗以南漁場調査 秋季手繰網を以て試験、調査せる結果本斗沖合より海馬島近海に至る海區は水深百米

突以上にして、底質細砂の場所にありては赤鯿及宗八鯿棲息せるも、水深百米突以内の比較的淺所にありてはアタ蝶多くカジカ及小鱈等亦相當に棲息せり。

以上の外延繩の強弱、淨子及漁網染料の如き漁具材料に關する試験、本島近海に於ける三大漁族の根本的調査等を行ひ、各種試験、調査の結果其の成績良好なるもの又は漁業上參考となるべき必須なる事項は可成其の都度之を發表し、當業者に向ひて極力指導獎勵に努めつゝあり。

大正十四年度に於ては各府縣下に於て好成績を示しつゝ、ある小型發動機漁業を指導獎勵したるに、僅に一箇年を出でずして本斗野田間沿岸漁村に於て五馬力乃至十五馬力程度の小型動力を川崎漁船に据付け着業せるもの五十餘艘の多きに達し、其の成績顯著にして今後益増加せむとするの趨勢を示しつゝあり。

第二項 水産製造

魚粕製造試験 米國プロセス會社製機械を設置し、主として鯿粕製造試験を施行の結果操業の利便、製品々質の精良、魚油の増收等見るべきもの多々あり、然れども機械及建築物等に多額の資本を固定せしむるを以て經濟上不利なる缺點あり。

魚粕壓搾試験 動力、手廻兼用の簡易なる機械を考案し鯿、鱈粕につき試験しつゝあり、尙大正十五年度より九州帝國大學工學部岩岡博士に依頼し其の考案に成れる壓搾装置につき試験を行はむとす。

魚類人工乾燥試験 燻製室の一部を利用し主として冬季間棒鱈、明鱈等の人工乾燥を行ひて製品の速成及品質の向上等に就き研究したるに成績概して良好なりしを以て、更に輕便なる送風機を据付け動力にて運轉し室内へ送風したる結果前記製品に比し色澤香味共に優良なるものを速成し得たるも、尙進んで經濟上に関する試験を重ねむとす。

食糧品製造試験 其の主なるものを示せば左の如し。

- 一、鯿 鹽藏品、味付乾、粕漬、三五八漬、鍋漬、酢漬、燻製各種、身欠鯿粕漬、磯干鳥、粟漬、魚團、富貴鯿罐詰、鱈粕漬、味淋漬、御所漬等
- 一、鱈 鹽藏、燻製、削節、各種罐詰等
- 一、鮭 鹽藏、卷鮭、栗漬、各種燻製等
- 一、鱈 鹽藏、凍乾品、素乾品、凍乾品、福多良佃煮、粟漬、紅葉漬、燻製、凍乾品味付乾、多加良

揚、各種罐詰、鱈卵大和煮罐詰等

一、蟹 水煮、油漬罐詰、味付乾、佃煮、塩蔵、蟹味噌、蟹あられ、粕漬等

一、鯖 燻製、節類、各種罐詰等

一、海栗 雲丹、彌貴雲丹、木の華雲丹、罐詰等

一、鮭鱒卵、塩蔵、粕漬、イクラ等

一、魚介藻類、氷下魚利用品各種、つぶ味付罐詰、海苔佃煮罐詰、昆布佃煮罐詰、いか味付罐詰、のし

壽留女、そい、ほつけ水煮罐詰等

以上各種食糧品製造試験の結果成績良好なるものは之を當業者に奨励指導したる結果近時一般に水産物加工事業に着目し、現在既に燻製事業を開始せるもの三、着手せむとするもの二を算し、雲丹製造業に従事するもの海馬島及西海岸の一部に於て既に十指を屈するに至れり、鯖粕漬は大量生産に適するを以て有望視せられ本年より着業せむとする者あり、其の他鱈魚團、鱈魚水煮罐詰は原料豊富にして比較的安値なるを以て支那、臺灣向として之が製造を計畫中のもの二、三あり、尙凍鱈及氷下魚凍乾製品は本島特産品なるを以て

之が製造法の研究改良及販路調査を爲しつゝあり、岩海苔及昆布佃煮の需要は漸次増加の傾向を呈し居れるを以て此の機を利用し島産品の聲價向上に努力せむとす。

第三項 水産養殖

鯨調査 本調査は大正十年度より繼續施行し、主として脊鯨の形態及生態に就き生物學的調査を爲し、形態調査の結果 (一) 西海岸沿岸に於ては年齢滿五年生にして脊椎骨數五十三個を有するもの多く、海馬島及安別近海にては年齢滿十一年乃至十三年生にして脊椎骨數五十五個のもの多く、(二) 亞庭灣内圓留以東の沿岸に於ては年齢滿五、六年生にして脊椎骨數五十三個のもの多く、雨龍沿岸にては年齢滿三年生脊椎骨數五十二個を有するもの多數を占め、能登呂近海にては年齢滿十一年脊椎骨數五十四、五個を有するものも來游す。(三) 來游期節に依り鯨の型に相異點あるの事實を確めしも東海岸産に就ては後日の調査研究を要す。又生態調査の結果は (一) 沖合洞游の場合と沿岸に襲來する場合とは洞游適温範圍を異にし、(二) 沖合洞游の場合には概ね未熟なるも沿岸に襲來するものは然らず。(三) 沿岸に襲來する場合は其の海水砒藻類中キートセラス、タラシオシイラア等の多量に發生せるにより混濁せし時最も適當なり。

蟹抱卵飼育孵化試験 本試験はタラバ蟹孵化事業の準備試験にして、大正十年度より繼續實施し大正十四年度迄に判明せる事實次の如し。(一) 仔蟹は孵化後水温攝氏四度より零下八分までの間に於ては二十三日間、四度八分乃至九度に於ては九日間飼育し得たり。(二) 孵化後塩分三三・〇〇乃至三四・五一%に於ては二十三日間、三三・〇二乃至三三・〇六%に於ては十三日間、三一・〇四乃至三三・〇二%に於ては九日間生存せり。(三) 水温攝氏四度より零下八分に至る間に於ては三分三一・〇〇乃至三四・五一%に於ては仔蟹の發育良好にして十四日目に脱皮し二十日後に於てメタゾエ型に似たる状態を呈せるも、其の場合に於ては脱皮することなく發育不良にしてゾエア期を脱せずして死せり。(四) 發眠前の卵を飼育するも發眠に至らずして死に至れり。(五) 仔蟹孵出後鰹肉、蟹肉、昆布、鵝卵黄味を乾燥粉末となし飼料となして投入せるに、鰹、蟹肉粉末の場合には參集捕食し、昆布粉末の場合には參集するも之を食するの狀なく散去し、鵝卵黄味粉末の場合には投入するや相争ふて群來捕食し粉末沈下するに隨ひ沈降するもの、如し。

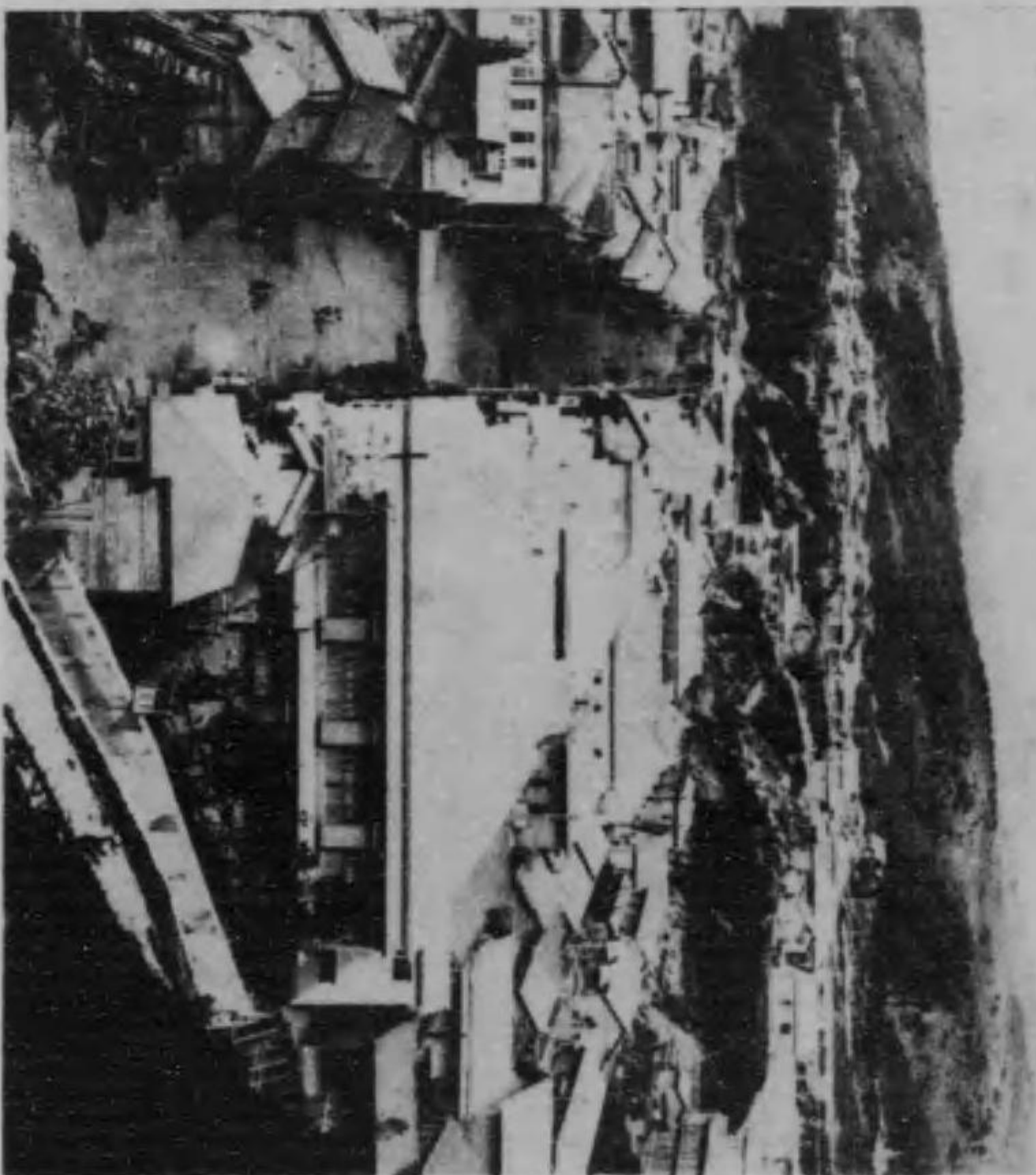
海洋調査 本島近海の海洋状態を顯明ならしめむ爲め鶴城、久春内、樂磨、海馬島、西能登呂、長濱、元泊、敷香等に宗地觀測點を設け、自四月至十一月間或は周年觀測をなし以て各月に於ける海洋の變化を調査

すると共に、自三月至十一月間各月樂磨正西一湊點を基點とし西方二十一湊線上二湊毎に横斷觀測をなし夏季本島近海全般に亘る大横斷觀測を實施し、且つ標識海流壘を放流し表層流の概要を調査せし。(一) 本島近海を環流する海流に對馬、韃靼、オホツクの三海流存在し。(二) 對馬海流は北海道西海岸を洗ひつゝ北進し來り其の主部は本島西海岸に沿ふて北上するも、宗谷海峽を横斷するに際し分流を出し海峽深く浸入し、其の主部は北海道北見沿岸に沿ふて南下千島列島に至り諸島の海峽を通過して千島海流と合し再び南下するもの、如く、分流の一部は亞庭灣に入りオホツク海流の分派と合し灣内を時計針の廻轉方向と反對方向に流れ去り、他の一派は中知床岬を廻りて北知床岬方面に北上して海豹島近海に於てオホツク海流の南下に相遇し之がため多來加灣内に壓入せらるゝが如し(北知床岬以北にまで其の一部北上するものならんも未調査に付き斷定し得ず)。(三) 韃靼海流は本島西海岸を北上せる對馬海流が間宮海峽に至り冷却し且つアマール河水を混入して沿海州側を南下するものにして、常に韃靼海灣に於ける對馬海流を深層より壓迫しつゝあり(本島西海岸沿岸を南下する寒冷水は韃靼海流と關係あるもの、如きも未調査に付き斷定し得ず)。(四) オホツク海流は源をオホツク海に發し本島の東海を南下し北知床岬を廻り多來加灣に入り沿岸に沿ふ

て南下するもの、及中知床岬を廻りて亞庭灣に入り沿岸に沿ふ二分派を出し、主部は北海道の知床岬近海に至りて對馬海流分派の北海道北見沿岸を洗ふものと合し千島列島北側を洗ふもの、如し（太平洋より浸入する黒潮の一派と合し北上する分派あるならんも未調査に付き断定し得ず）。（五）對馬海流は暖流、其の他のものは寒流にして其の勢力の消長は四季により異なる。

鱒・鮭人工孵化事業 大正十一年度留多加川上流逢坂に二百萬粒收容の鱒人工孵化場を設置したるが、其の後鱒の溯上急速に減少し所要親魚数は其の十分の一をも得る能はざるに至りしを以て當分之を閉鎖し、大正十三年度新に東海岸幌内川支流保惠川上流に五百萬粒收容の鮭人工孵化場を設置し、翌十四年度に於ては西海岸多蘭泊川上流に二百萬粒收容の鮭人工孵化場を設置せしに共に其の成績良好なり。

以上の外本島重要水族たる鮭、鱒、タラバ蟹、昆布等の分布、習性、生活形態等に付き調査し、海洋調査の結果と相俟つて漁況の判斷豫察に努め、且つ該水族の蕃殖保護に關する方法をも研究しつゝあり。



至りて對馬海流分派の北海道北見沿岸を洗ふものと合し千島列島北側を洗ふもの、如し（太平洋より浸入する黒潮の一派と合し北上する分派あるならんも未調査に付き斷定し得ず）。（五）對馬海流は暖流、其の他のものは寒流にして其の勢力の消長は四季により異なる。

鱒・鮭人工孵化事業 大正十一年度留多加川上流邊坂に二百萬粒收容の鱒人工孵化場を設置したるが、其の後鱒の湖上愈速に減少し所要親魚数は其の十分の一を得る能はざるに至りしを以て當分之を閉鎖し、大正十三年度新に東海岸磯内川支流保基川上流に五百萬粒收容の鮭人工孵化場を設置し、翌十四年度に於ては西海岸多聞泊川上流に二百萬粒收容の鮭人工孵化場を設置せしに共に其の成績良好なり。

以上の外本島重要水族たる鮭、鱒、タラバ蟹、昆布等の分布、習性、生活形態等に付き調査し、海洋調査の結果と相俟つて漁況の判斷觀察に努め、且つ該水族の蕃殖保護に關する方法をも研究しつゝあり。



街市圖

蝟集し忽にして市街地を形成せり。次で歐洲大戰に際し一般經濟界の好況に伴ひ活況を呈し會社工場等の設置せらるゝもの尠からず、而して經營者は漸次資力の合同を行ひ基礎を鞏固にし堅實なる發達を爲せり。附近農村の開發及豐眞鐵道の開通と相俟つて將來の發展は期して待つべきものあり。

大泊町 明治三十八年民政署設置當時既に居住者二千人を算し商業亦盛況を呈せしが、明治四十一年樺太廳及樺太守備隊の豊原に移轉してより市況一時不振に陥りたるが、内部の開發、鐵道の開通等に伴ひ出入船舶増加し物資集散の要地を爲し。其の後各種會社工場等の設置せらるるもの多く、バルブ製造、酒精製造、電力供給等の事業起り副業の活潑なること島内第一にして、將來本島の支關、物資の吞吐港として倍々發展すべし。

眞岡町 西海岸一帯は漁業頗る盛にして其の中心たりしが、大正十年本斗野田間の鐵道開通し、眞岡の築港事業起工せられ翌大正十一年眞岡港の開港を見るに至り頓に活況を呈し、西海岸に於ける商取引の中心地たるに止まらず、大泊と共に本島に於ける物資の二大集散地と爲り市況頗る殷盛なり。將來鐵道の延長沿岸の開發と共に倍々發達すべし。

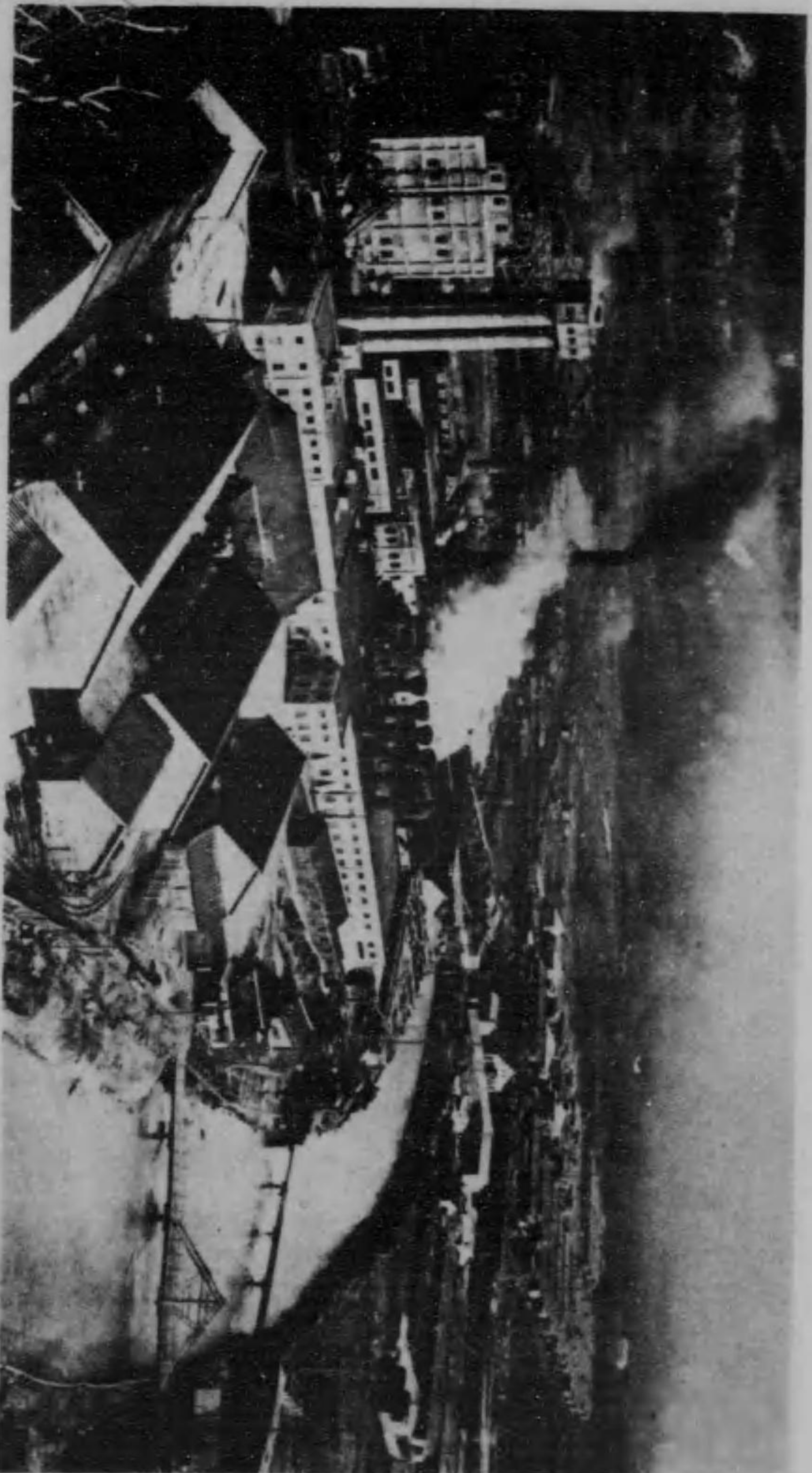
其の他 西海岸に在りては本斗、野田、泊居、惠須取、東海岸に在りては落合、榮濱、元泊、東知取、數香等あり夫々特殊の使命を有し、内部の開拓交通機關の普及と相俟つて漸次發展すべし。

第二節 工業

本島は天産物豊富にして水産、林産、農産等の粗原料は無限に而かも助成原料たる石炭亦無盡蔵と稱せらるるも、人口稀薄にして勞銀高く金利亦内地に比し五朱方の高率を示し其の發達遲々として進まず、今其の概況を見るに本島に於ける大正十三年各種生産物總額五千七百三十三萬五千六百二十六圓中工産物は二千七百七十萬六千八百三十七圓にして其の五割強を占め、之を六年前の大正七年の實數生産總額三千七百五十六萬九千三百六十六圓中工産物一千七百九十八萬七千八百四十二圓に對比すれば相當の成績を挙げたるものと云はざるべからず、然れども斯の如き無盡の原料と助成原料を有する我が樺太に於て尙進歩發展の遅々たるは畢竟資本と勞力の缺亡に歸せざるべからず、最近我が樺太の資源も漸く一般識者の認むる所となり、資本家の視聽を惹くと共に勞働者の渡來する者漸次増加し來れるは喜ぶべき現象なり。

我が富有なる天産物を如何に利用すべきかに就ては領有の初期に於て夫々斯道の専門家を招聘して調査研究を爲したるが、明治四十三年廠に臨時工業調査所を設くると共に大泊に附屬工場を設置し主として林木の利用に關し松脂よりテレピン油製造、樟腦製造、木材乾餾、割管製造及パルプ製造等の試験研究を爲し、一方明治四十四年に豊原に乾餾工場を設け潤葉樹材を乾餾して醋酸、石灰、木精及木タールを製造して之を移出し、其の副産物たる木炭は之を一般の需要に應ずるの外鍊鐵工場を起して其の需要に充つる計畫の下に著業し、次で大正六年工場を大倉組に拂下げて之を經營せしめたるが大正八、九年の經濟界の變動に依り化學製品下落し、爲に工場の維持困難となり大正十年以降一時閉鎖するの止むなきに至れり。針葉樹の利用は建築材、鐵道用材の外製紙原料たるパルプ製造用に充つるを以て策の得たるものとし、之を奨励したる結果遂に今日の盛大を致せり。

而して一方臨時産業調査所を設け本島産業の獨立を得せしむべく調査研究を重ね、直接に或は間接に其の助成に努めたる結果漸次發達し遂に今日の進境を開けり、尙將來資本並に勞力の移入と相俟つて益々堅實なる發展を爲すべし。



(場工居泊社會式株業工本樺) 場エナルマ

一、パルプ

林木は樺太に於ける重要産物にして其の利用方法の如何は直に樺太に於ける産業の盛衰に關係するを以て、夫々専門家及學者に依頼して調査研究の結果針葉樹の利用に關しトド松、エノ松は其の一部を建築其他の用材に供する外製紙原料たるパルプ製造に利用するを最も策の得たるものとなし、諸般の事情を斟酌して工場設置箇所を豫定し之が奨励に努めたり。

當時我が國に於けるパルプ事業甚だ不振にして且つ樺太の事情の未だ一般に知悉せられず、加之勞力の缺乏、冬季操業の不安等に脅威せられ有利なる條件、特別の保護も企業者の意を惹くに至らざりしが、漸次具體的調査の進むに従ひ冬季操業可能にして、勞力の供給亦其の方途立ちたるを以て大正二年始めて大泊に王子製紙株式會社の工場創設せられ、次で泊居に樺太工業株式會社工場の設置を見何れも大正三年より操業を開始し漸次好況に向へるが、時恰も歐洲大戰に際會しパルプの輸入杜絶せるのみならず返つて逆輸出の情態を順致して茲に形勢一變し、工場増設の氣運を醸成してより次第に發展し、現在七工場あり尙目下工事中のもの一ありて近く操業を見るに至るべく、現在製産年額十一萬餘噸に達し本邦需要の大半を供給しつつあり。既

商工業

二五八

設工場の基礎、強固を以て將來倍々堅實なる發展を爲すべし。

二、醸造業

邦領後移住者の増加に伴ひ酒類の醸造を企圖するものありたるが、氣候の變化及設備等大に内地と異なるものあり好結果を得る能はざりしが、鋭意研究の結果遂に今日の成功を収むることを得たり。新なる植民地に加ふるに沍寒の地なるを以て酒精飲料の需要比較的多く生産量亦逐年増加し、現在醸造業者四十六、醸造高酒精三萬餘石、燒酎六百石、酒精及酒精含有飲料一千石等にして尙年を逐うて隆盛に向ひつつあり。而して斯業の發達に伴ひ一般の嗜好亦向上し、濁酒の如き劣等酒は漸次減少し大正八年以後は全く其の跡を絶ち、燒酎及酒精含有飲料等比年増加しつつあり。醬油の醸造は酒類に比し未だ頗る幼稚なるも將來相當發展すべし。

三、鑛業

水産工業は領有前既に相當發達せしことを認め得るも徴すべき文献なきを遺憾とす。明治四十一年西海岸樂磨に水産試験場を設置し漁場及漁業方法の調査を爲すの外水産物の製造方法に就き

調査研究して範を示し直接に間接に之を奨励し斯業の發展を促せり。

本島に於ける鑛業(重に蟹鑛業)は明治四十二年始めて事業を開始し、爾來銳意努力の結果漸次發達せるが偶々歐洲大戰に際し俄然勃興し、大正六、七年の好況の後を承け大正八年には製造工場百四十五、製産高七萬一千七百二十一兩、二百四十七萬一千六十五圓に達したるが、好況時濫獲に因る蟹回游の減少並に經濟界の變動は兩々相俟ちて斯業を沈滞せしめ、整理緊縮の餘儀なき状態に立至らしめたり。依つて大正九年工場の大廢合を行ひたる結果工場數三十八、製産額二萬八千五百七十七兩、百四十五萬八千圓に激減し、大正十一年には工場數更に減じて十四とされるが大正十四年には工場數十六、製産額二萬二千七十二兩、八十八萬二千七百九十七圓なり。

本島に於ける蟹鑛業は我が國生産高の約九割を占むる本島の特産品にして、主として米國に輸出せらるるも近時歐洲及南洋方面に販路を開拓しつつあり、從來東京及横濱を中繼として輸出せられ居たるが最近北海道より直輸出を爲すもの相當數量に達せり、然れども本島よりは未だ直輸出を見るに至らず。

四、製材業

商工業

二五九

明治三十八年領有後政府に於て露人の遺棄したる亞庭灣沿岸荒栗の木工場を修理し廬舎及兵舎の建築用材を製材したるを嚆矢とし、漸次發展して大正十三年末現在工場五十六、一箇年の消費原木九十四萬九千石に達せり。是等製品は主として島内の需要に充て島外に移出するは甚だ僅少なり、大正十二年關東地方大震災に際し斯業は一時活況を呈したるも豫想は現實を伴はず、製品濫漚事業不振に陥りたるが、昨今漸く景氣回復し順調に向ひつつあり。

五、其の他の工業

澱粉製造 農産工業に馬鈴薯を原料とする澱粉製造あり、一時非常の勢を以て發展し大正七年には製造戸數二百八十八、製産金額四萬四千四百四十一圓に達したり。然るに漸次不況となり大正十三年末には製造戸數は四百七十三に激増せるも製産額は七千二百十五圓に激減し僅かに産業誌に片影を止むるに過ぎざるの狀態なり。之畢竟原料の高價なると海運の關係等に依り北海道品に對抗し得ざるに因る。

牛酪製造 牛酪製造を奨励し之に補助金を交付し居れり、漸次發展しつつあるも未だ盛なりと稱するの域に達せず。

其の他の各種工業は未だ幼稚にして僅かに島内消費に充當するに過ぎず、要するに本島の工業はバルブ及一部水産製造品を除くの外は何れも之を將來に俟たざるべからず。

第三節 外國貿易

本島の貿易港は現在大泊及眞岡の二港にして大泊港は明治四十二年三月、眞岡港は大正十一年二月の開港に係る。貿易先は最初殆ど朝鮮、支那、露領東部亞細亞に限られしが、大正八年以來朝鮮貿易は杜絶し、大正十二年より關東州との貿易を見、大正十四年には英國、米國及獨逸等の間に貿易を見るに至れり。

本島の貿易は最初朝鮮への鐵道枕木其の他の木材、支那への木材、露領亞細亞への石炭等の輸出及朝鮮より軌條其の他の鐵道用具、露領亞細亞より鱒、鮭等魚類の輸入に始まり、明治四十三年の貿易額輸出十萬六千八百九圓、輸入三十萬七千九百七十九圓、計四十一萬四千七百八十八圓を算したり。爾來漸次減退し大正六年最も不振を極め輸出入合計六萬八千五百九十九圓に過ぎず、然るに翌大正七年より再び漸増し大正九年に至り俄然輸出激増し、翌大正十年には尙増加して輸出八十七萬九千八百二十八圓、輸入四萬四千七百二十五

商工業

二六二

圓、計九十二萬四千五百五十三圓を示したり。越えて大正十一年二月真岡港の開港を見たるも貿易は却て逆調を呈し減少せるが、大正十四年には俄然輸入激増し貿易額は領有以來の首位を占む、過去五箇年の貿易の消長を表示せば左の如し。

關東州	支那	露西亞	區別	
			大正十四年	大正十三年
輸出	輸出	輸出	二九一、八六三	二五三、八五四
輸入	輸入	輸入	二七、三四九	四、八〇九
輸出	輸出	輸出	七、〇〇〇	六、九一七
輸入	輸入	輸入	一八八、三四二	二〇五、〇二二
輸出	輸出	輸出	一、八〇〇	一、八〇〇
輸入	輸入	輸入	四三、八二二	四三、八二二
輸出	輸出	輸出	一、八〇〇	一、八〇〇
輸入	輸入	輸入	八七九、八二八	四、七三五

超過	合計	其他の外國	
		英國	米國
輸出	輸出	輸出	輸出
輸入	輸入	輸入	輸入
輸出	輸出	輸出	輸出
輸入	輸入	輸入	輸入
輸出	輸出	輸出	輸出
輸入	輸入	輸入	輸入
輸出	輸出	輸出	輸出
輸入	輸入	輸入	輸入

本島の貿易は從來輸入不振にして輸出を主とせしが、大正十二年以後其の地位轉倒し輸出甚だ振はざるに反し輸入額に増加せり。

輸出貿易は北樺太及沿海州其他東部露領亞細亞を販路とするを以て盛衰は其の地方の經濟狀況に依り左右せられ、大正九年以後尼港事件に依る北樺太の保障占領に依り同地方への輸出激増せるが、大正十一年同

商工業

二六三

關工業

二六四

地方の金融逼迫し經濟界不況に陥るや遂に輸出せる物品も却て逆輸入の情勢を呈し、爾來不振の状態を持續せり。

大正十四年輸入の順に激増せるは英、米、獨等より製紙機械類其の他の輸入ありたるに因る。今最近に於ける輸出入品の主なるものを擧ぐれば左の如し。

輸出 木材及板、漁網、酒類、食鹽、米及粃、鐵材及鐵製品、醬油、小舟、鮮魚介、打綿絲、繩索、陶提靈、旅櫃及佩衣類、絹綿織物、車輛及機械類、衣類、農具及工匠具、穀粉及種子、味噌、木竹製品、小麥粉、陶磁器及硝子製品、鐵油其の他油脂類、石油、木炭、足袋、化學藥及調合品、履物、燐寸、麻網等

輸入 機械類、石炭、燕麥、牛、馬、食鹽、鹽鱈、鮭、筋子、米及粃、粟、パイプ、アール、シガー、陶磁器、酒類、玉蜀黍、小麥粉、農具及工匠具其の他鐵製品、衣類、金地金、魚粘、鳥獸肉魚介、蟹罐詰、鐵材、綠豆、學術品及部分品、セルロイド製品等



所議會業南原豊

第四節 商業會議所

本島の主要市街地たる豊原、大泊及真岡には従前より商業會議所類似の私設団体あり、専ら商工業の向上發展に努め公設商業會議所の権限に屬する事務を掌理し來り其の効績尠からざりしと雖も、法規に依據せるものにあらざるを以て事業遂行上常に不便不利尠からざりき。依つて大正十一年九月商業會議所法の施行せらるるに同時に廳令を以て商業會議所法施行規則及商業會議所議員選舉規則を公布したり。因つて前記三団体は之を解散し、新に商業會議所法に據り正規の手續を経て茲に其の設立を見るに至れり、爾來銳意新興地に於ける斯業發達の爲め活動しつつあり。今其の概況を擧ぐれば左の如し。

區別	成立年月日	議員		特別議員		官選議員特別
		定數	現在	定數	現在	
豊原商業會議所	大正十二年三月二十日	三	三	六	四	四
大泊商業會議所	大正十一年九月二十八日	三	三	五	四	四

商工業

商工業

二六六

真岡商業會議所

大正十二年二月十六日

二四	二〇	四	三	二
----	----	---	---	---

大正十五年度各商業會議所經費收支豫算

豊原商業會議所		大泊商業會議所		真岡商業會議所	
收入	支出	收入	支出	收入	支出
一〇、五九八、五五	一〇、五九八、五五	一六、五三三、〇〇	一六、五三三、〇〇	一四、六六八、九四	一四、六六八、九四

第五節 度量衡

明治三十八年邦領に歸するや住民の大部分は退散し、先住民として在留せるは隠昧にして長度極めて低き

小數の土人極めて僅なる露人にして、度量衡制度の如きも何等遺跡なく従つて系統を異にする度量衡器を見ざりしは後年之が制度施行上非常に都合なりき。然るに邦領後比年住民増加し商取引亦漸く繁盛を加へ來りたるが未だ度量衡制度の施行なく之が確立の必要愈々迫れるを以て、大正五年其の準備調査に着手し遂に大正八年九月廳令を以て度量衡規則を公布し之を統一して其の據る所を定めたり。

本規則は内地に於ける度量衡制度を斟酌し制定せるに依り其の内容内地に於けると異なる所なきも、法系を異にする結果實際運用上不便尠からざるを以て、大正十二年遂に度量衡法及其の附屬法令を施行せられ茲に内地と同一制度の下に立つに至れり。

營業免許 度量衡器、計量器の製作は商工大臣の免許を要し、度量衡器、計量器の修覆及販賣は樺太廳長官の免許する所なり、大正十四年度末營業者數を示せば左の如し。

製	度	計量器販賣
作	量	
修	衡	
覆	器	
販		
賣		

商工業

二六七

金額	數量	區別	平均一箇の小賣價格		
			計	計	計
四〇三	三三	器 壓 計	器 壓 計	秤 浮	計 度 溫
九四	三〇	秤 浮	秤 浮	計 度 溫	生 織 檢
五、二六七	二、四七	計 度 溫	計 度 溫	生 織 檢	計 脂 乳
		度 織 生			
		器 定 檢			
		計 脂 乳			
		計			
五、七八二	二、三二	計	器 壓 計	秤 浮	計 度 溫
		器 壓 計	器 壓 計	秤 浮	計 度 溫
		秤 浮	秤 浮	計 度 溫	生 織 檢
		計 度 溫	計 度 溫	計 度 溫	計 脂 乳
		生 織 檢			
		計 脂 乳			
		計 脂 乳			
		需 用 割 合			
		對 於			
		人 口 千 に			

第十三章 警察

第一節 總說

第一款 沿革

明治三十八年八月本島を占領するや其の警察權は樺太占領軍司令官に屬し、最初は所屬憲兵隊其の執行に任じたりしが樺太民政署開設と共に同署に移管せり。

明治四十年四月樺太廳設置せらるるや廳に第一部及第二部を置き、第一部に警務課を設けて警察事務を管掌せしめ、地方に支廳を設置し支廳に警務係を置き支廳長に警察權を付與して警察事務を執行せしめたり。

明治四十二年五月官制を改正し第一部の警務課を獨立せしめて之を第三部とし部長は事務官を以て之に充てたり、尙第三部に警務長を置き三部長たる事務官を以て之に充て、警務長は警察事務の執行に關し事急な

警察

二七四

警察部に警察官練習所を設置し警察官練習所に教習科、講習科及特科を置き、警察官吏に必要な學術業務を教授し併せて警察官吏の品性の陶冶、人格の鍛練を圖り居れり。

教習科 新任の巡查を收容し警察官吏として必要な學術技藝其他基礎的教練を爲すものにして期間を四箇月とす。

講習科 現職の警察官吏を收容し警察官吏として必須なる一般學術を教養するものにして期間は三箇月なり。

特科 現職の警察官吏を收容し警察官吏に必須なる専門的學術を教養訓練するものにして期間は其の都度之を定む。

二、其他

内務省警察講習所へ普通講習生として現官現職の警察官吏を派遣するの外、同所に於ける各種特別講習及中央衛生會主催の衛生講習其他此の種の催しには努めて職員を派遣し、智識の普及向上並に素質の改善に努め居れり。

第二節 行政警察

第一款 保安警察

一、工場

工場は逐年其の數を増加しつつありて其の規模の最も大なるはバルブ工場とす、近時労働問題の高唱せらるるに鑑み從來の取締規則に適當なる改廢を加ふるの必要を認め、研究調査の結果工場法の精神を採り大正十年之を改正したり。工場に於ける労働爭議は從來絶無の状態にして健實なる發達をなしつつあり。大正十四年末現在製紙工場八、製材工場五八、鐵工場四九、鑛詰工場一三、綿打工場一〇、其他の工場四八、計一八六にして之に使用する職工男工四・二六五 女工五五三 計四・八一八名なり。

二、原動機

原動機は主としてバルブ工場、製材工場及鑛詰工場等に設置せられ常に技術員として巡回検査せしめ事故

警察

二七五

防止に努め居れり。大正十四年末現在一三八にして、内五馬力以上のもの五五、五十馬力以上のもの一七、百馬力以上のもの一五、二百馬力以上のもの一五ありて總動力三一・〇八九馬力なり。

三、労働者

拓殖の進展に伴ひ軌道建設の建設、道路の開鑿、港灣の修築其の他の土木事業並に林業、鑛業等の諸事業勃興して各種労働者著しく増加し、加ふるに勞力の不足を補ふ爲め支那人労働者の使用を許可せる状況にして、従つて警察上取締を要するもの及保護を要するもの尠からざるのみならず、使用者、監督者の暴戾にして取締を要するもの無きを保せざるを以て、大正十三年勞務者使用取締規則を制定し之が取締を勵行し居れり。大正十四年十二月末現在職工二・二八八 樵夫九・七七〇 土工一・〇九三 坑夫七八五 其他二・八二四計一六・七六〇名にして尙外に朝鮮人労働者九三七支那人労働者一〇〇名あり。

四、危険物取締

危険物としては火薬類を其の主なるものとす、軌道各種事業の勃興に伴ひ火薬類の需要著しく増加せるを以て之が取締を勵行し危害防止に努め居れり。大正十四年度に於ける火薬類の消費量は火薬一・六三七貫

爆薬一〇・一二二貫 雷管三〇八・四四五發 導火線六四二・七〇五尺 其他火工品一五・〇〇〇發なり

五、建物火災

本島は冬季寒烈にして火氣を使用すること多く且つ其の期間長きを以つて危険率亦多きを免れず、依つて大正十一年屋上制限規則を制定し、大正十六年四月より豊原其の他の市街地に施行することゝなれるが、其の他の地域に於ても之に準ずることを懲導すること共に煙筒の取締を嚴重にし、尙ボスターの頒布、火防劇及講演會の開催、活動寫眞の映寫等警火思想の宣傳普及を圖り災害豫防に努めつつあり。大正十四年中に於ける火災度数は一一一、燒失家屋三九一棟、損害一、六一三・五八三圓 死傷者三七名にして、之が原因はスト―プ及煙筒に因るもの最も多く、焚火の不始末、煙草の吸殻、炬燵等之に次ぎ、火氣を多く使用する一月乃至四月に最も多し。

六、林野火災

本島に於ける林木の多くは火に弱く而かも燃焼性に富み、加ふるに開發に伴ふ奥地の人口増加は倍々山火發生の機會を多くせるを以て、各種の方法を講じ其の豫防に努め居れり。

警察

二七八

林野火災は建物火災と異なり天候に左右せられ、融雪後地物の乾燥せる五、六月最も多く、原因は煙草の吸殻第一位を占め焚火の不始末、汽車の煤煙等之に次ぐ、豫防方法の主なるものを擧ぐれば左の如し。

- 一、ホスターの配付、活動寫眞の映寫並に講演等を爲し警火思想の宣傳普及に努む。
- 二、融雪乾燥期に入るに同時に林野火災取締専務の警察官を派し、又國有林野警防委員を囑託し各町村毎に受持區域を定めて巡回せしめ、之が取締を勵行して其の豫防及發見に努めつつあり。
- 三、汽車の煤煙に關しては火粉の飛散防止其の他の方法を以て災害未然防止の方法を講じ居れり。
- 四、林野火災原因の一として火入の延焼より來るもの少しせざるを以て、林野火入取締規則を制定して之が取締を勵行しつつあり。

七、消防

消防組の設備に關しては補助金を交付し之が改善發達を圖りつつあり。大正十四年十二月末現在の公設消防組三十九、組員四千六百二十二名にして、物的設備としては自動車ポンプ二、瓦斯倫ポンプ一八、蒸氣ポンプ四、腕用ポンプ一二五あり。

第二款 風俗警察

新興地の弊として動もすれば無節制に陥り、風俗頹廢の虞あるを以て之が取締を勵行し居れり。大正十四年十二月末現在料理店四九七、藝妓八二三、酌婦一・二九〇名 貸座敷業は豊原及眞岡の兩地に於て三四、娼妓二〇〇名なり。

第三款 交通警察

海上 海上交通は近年著しき發達を來せるが、航路の増設船舶の増加に伴ひ事故亦逐次増加の傾向あるを以て海上衝突豫防法、出入船舶届出規則、艇船及小廻船の各營業取締規則其の他諸規則に依り取締を勵行し事故防遏に努めつつあり。大正十四年度に於ける海難罹災船舶は汽船九、帆船七、發動機船三六、漁船五四、其の他三七、計一四三、死者三六、負傷者六、損害八一・一三五圓なり。

陸上 軌道各種交通機關漸次發達し、殊に自動車は各地に普及し年々共に著しく其の數を増加しつつあり

二七九

従つて事故亦漸次増加の傾向あるを以て、道路取締令、自動車取締令、馬車營業取締規則、自轉車取締規則等に依り之が取締を勵行し以て事故防止に努め居れり。大正十四年十二月末現在自動車五〇、自轉車二・九一六、人力車一八、客馬車一九九、荷馬車二・三二六、馬橋二・八八一、荷車一・四〇四、犬橋二九七、馴鹿橋五二あり。

第四款 營業警察

新領土の通弊として領有後一攫千金を夢想して渡來する浮薄なる商人頗る多く、従つて之に伴ふ弊害亦夥からざりしを以て、各種取締規定を制定し之が取締を勵行してより爾來堅實なる發展を爲しつつあり。大正十四年十二月末現在旅人宿五二四、飲食店六三四、實屋一四三、古物商三五七、湯屋九八、乗合馬車一七一、解菜一一八、小廻船營業一二〇、雇人口入業七〇、代書業一二六、遊戯場六〇なり。

第三節 司法警察

輒近各種事業の勃興と共に人口増加し世態漸く複雑を加ふるに従ひ一般犯罪亦著しく増加の傾向を呈せり依つて警察機關の充實を圖り之が豫防に努むると同時に其の捜査並に檢舉の充全を期し居れり。大正十四年中に於ける主要なる犯罪を擧ぐれば詐欺八六四件、窃盜九七五件、横領三二五件にして、檢舉歩合は九割の成績を示せり。

第十四章 醫事衛生

第一節 總 說

領有以來衛生設備は漸を趁ふて備り衛生思想亦次第に普及發達し、市街地に於ては稍意を強ふるに足るものあり。加之本島には風土病と稱すべきものなく、傳染病の如きも時に少數の發生を見たることあるも部分的にして殊にコレラ、ペストの如きは未だ曾て發生したることなし。然れども村落にありては衛生施設未だ全からず衛生思想の普及も亦充分ならざるものあるを以て、衛生思想の喚起を計るに共に施設の改善を要するもの尠からず。軌近拓殖の進展に伴ひ交通機關の發達及人口の増加著しく、従つて交通亦頻繁を加へ各種病菌傳播の機會多きを以て、衛生思想の普及、施設の完備を計り之が豫防に努めつつあり。

醫藥機關は醫師一四八、齒科醫師三九、藥劑師二二、藥局一六あり。人口の比率より見れば内地及各殖民地に比し寧ろ優れる觀ありと雖も、本島は人口に比し面積廣汎にして寧ろ過少の憾あるを以て尙之が充實の

計畫中なり。而して病毒傳播上最も注意を要する飲食物及接客營業に關しては嚴重取締を勵行するに共に之を指導し、自發的病害豫防に努む。

衛生營業者(大正十四年末)

署別	種別	市場	理髮業	清涼飲料水	氷雪營業	牛乳採取	屠場	賣肉業	屠獸業	屠夫	汚掃	除物
豐原	豐原	三	三	三	二	八	一	六	二	三	三	三
元泊	元泊	一	三	一	二	三	一	一	一	一	一	一
大泊	大泊	三	三	一	二	六	一	七	一	一	一	一
留加	留加	一	三	一	二	一	一	二	一	一	一	一
眞岡	眞岡	一	三	二	一	三	一	三	一	一	一	一
野田	野田	一	三	一	三	二	一	七	一	二	一	一
本斗	本斗	一	三	一	一	一	一	七	一	一	一	一



院 醫 原 豊 廳 太 樺

明治四十年四月コルサコフ(大泊)に樺太廳醫院を設置し、ウラジミロフカ(豊原)及マツカ(真岡)に其の分院を置き一般患者の診療を開始せるを始めとす。同年九月マツカ分院を廢止し、翌明治四十一年四月ウラジミロフカ分院を豊原分院と改稱したるが、同年十月樺太廳醫院を豊原に移すと共に大泊を分院とし、尙真岡

第二節 醫療機關

第一款 醫院

計	泊 惠 數			居 取 須			醫 事 衛 生
	數	惠	泊	須	取	居	
二	一	一	一				二 八 四
三 元 四	二	三	三				
六	一	一	一				
八	一	一	五				
二 六	一	一	一				
七	一	一	一				
三 〇 九	三	七	八				
八	一	一	一				
一 四	一	一	六				
一 六	一	一	一				

分院を復活して同年十一月より診療を開始す。越へて大正五年四月分院を廢止して豊原の外大泊及真岡に樺太廳醫院を置く、爾來之が擴張改善を圖り一般診療の傍ら看護婦及助産婦の養成に努めつゝあり。

區別	職				計	分科	病室		大正十四年中患者延人員	
	醫長	醫官	醫員	藥局			普通	傳染		定員
豊原醫院	一	三	四	一	六	內科、外科、婦科、小兒科、眼科、耳鼻喉科	二	八	一九六〇、〇〇一、六、六三	二、一九六
大泊醫院	一	一	四	一	五	內科、外科、婦科、小兒科、眼科、耳鼻喉科	一	四	七八一、五五三、二九七	九三六
真岡醫院	一	一	四	一	五	內科、外科、婦科、小兒科、眼科、耳鼻喉科	一	八	一七五、八五五、一〇、五七二	二、一九

醫事衛生 第二款 公 醫

醫事衛生

管内樞要の地に開業せる醫師に公醫を命じ、一定の受持區域を指定して一般醫務、傳染病豫防、種痘、一般保健事務等を擔任せしめ一定の補助を與ふ。現在五十二名あり。

第三款 醫師、齒科醫師其他

本島は土地の廣大なるに比し人口稀薄にして未だ大都市を形成せるものなく、従つて病院の如きも多くは個人經營にして概れ小規模なり。大正十五年五月末現在醫師一四八、齒科醫師三九にして、醫師一名に對する人口割合一・四八〇名、齒科醫師一名に對する人口割合四・八三九名なり。大正十四年末醫師、齒科醫師産婆、看護婦、鍼灸術營業者左の如し。

1、醫師

資格	警察署別										
	豊原	元泊	大泊	留多	眞岡	野田	本斗	泊居	惠須取	敷香	計
官公立大學卒業	二	一	四	一	三	一	一	二	一	一	三
計	二	一	四	一	三	一	一	二	一	一	三

口、齒科醫師

資格	警察署別										
	豊原	元泊	大泊	留多	眞岡	野田	本斗	泊居	惠須取	敷香	計
官公立専門學校卒業	二	七	七	一	三	一	二	三	一	二	三
私立醫學専門學校卒業	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	三
醫術開業試験及第	二	一	五	一	七	三	八	五	六	三	六
假許	三	四	二	一〇	一四	二	三	一〇	八	七	三
計	三	四	二	一〇	一四	二	三	一〇	八	七	三

醫事衛生

資格	警察署別										
	豊原	元泊	大泊	留多	眞岡	野田	本斗	泊居	惠須取	敷香	計
私立醫學専門學校卒業	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五
齒科醫術開業試験及第	一	一	五	一	三	一	一	一	二	一	四
假許	三	二	二	四	一	一	四	一	一	一	三
計	三	二	二	四	一	一	四	一	一	一	三

醫事衛生

計	六	三	八	四	四	一	五	三	三	一	三六
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

八、産婆、看護婦、鍼灸術

業別	警察署別		留多	眞岡	野田	本斗	泊居	惠須	數香	計
	豐原	元泊								
産婆	四二	八	七	三	七	九	四	六	六	二九
看護婦	三四	一	一	三	一	一	一	一	一	三六
鍼灸術	七五	八	三	四	八	九	四	二	一	二〇八

第三節 救療機關

財團法人樺太慈惠院其の他あり、第六章第二節所記のものにして貧困患者の救療を爲す。右の内樺太慈惠

院最も整備し資産七五・八五三圓餘を有し、普通病室八室精神病室四室、患者收容定員普通五五名精神病者四名にして、現在收容しつつあるは町村の委託に依る行旅病人及精神病者並に私人委託の精神病者及貧困者にして外來患者なし、最近三箇年の收容人員左の如し。

年次	區別		院	死亡	一年末現在	延人員
	前年より越	收容				
大正十二年	七	九二	六	二六	三九	九、九四一
大正十三年	三九	六九	三九	三八	三二	八、八七七
大正十四年	三二	九五	五三	四八	二六	九、五九九

第四節 藥品

警察部及各警察官署並に樺太廳醫院に藥品監視員を置き藥品の取締に任ずるの外、醫師藥室、藥局、藥種醫事衛生

商及製藥場等に對し年一回以上警察官吏をして一齊に臨檢せしむること共に時々部分的に巡視し、必要に應じ藥品の分析、試験を行ひて之が取締を勵行しつつあり、現在製藥品目は沃度、沃度加里、鹽化加里、硫酸加里、硝酸加里、クロールナトリウム、肝油、酒精、ヤアスターゼ、石炭酸水、亞鉛華軟膏及グリセリン等とす。

賣藥製造に就いては樞要地に賣藥検査員を配置し、其の製造及製品を検査監視す。現在賣藥製造業者三八此の免許方數三九二方にして、尙以上の外内地より移入せらるゝもの相當量あり、大正十四年には一三一・九九六圓を算し、之等に對しては實地に就き検査取締を勵行しつつあり、現在營業者左の如し。

藥劑師、藥種商其他

警察署別	種別	藥劑師	藥局	藥種商	製藥者	賣藥業	賣藥請賣	賣藥行商
元 豐	泊 原	一	一	三	一	一	二	一

大 留 本 眞 野 泊 惠 數	計
多 加 斗 岡 田 居 取 須 香	
七 一 一 二 二 二 一 一	二〇
四 一 一 二 二 二 一 一	一六
三 四 三 七 三 八 二 二	二六
一 一 四 一 一 一 一 一	一六
六 一 八 五 四 五 一 一	三六
一三 三 九 六 一 七 三 一	三六
二 三 七 八 一 二 一 一	三六

第五節 海港檢疫

海外との交通は従來北樺太及沿海縣との間に於て小船舶の往復頻繁なりしが、北樺太に於ける日本軍撤退後は其の跡を絶ち沿海縣浦邊より入港するもの少數あるのみにして、傳染病殊にコレラ、バスの流行地と目せらるる南支那、印度、ヒリッピン諸島方面との航通なく、従つて従來斯種病原の侵襲を見たることなきも、近時滿洲方面諸港よりの入港船舶増加の趨勢にあり、従つて病菌傳播の機會亦多きを以て之が取締に關しては最金を期するの必要あり。海港檢疫に關しては未だ之が法規の制定を見ざるも、是等船舶の入港に際しては醫師、警察官吏立會の上船員船客の健康診断を行ふ外貨物の陸揚、鼠族の驅除等に監視を嚴にし之が防遏に努めつつあり。

第六節 檢 微

娼妓 豊原及真岡に貸座敷の設置あり、娼妓には各貸座敷組合の建設に係る保健院に於て毎週一回醫師の健康診断を受けしめ、其の傳染性疾患の輕症患者は保健院に於て治療し、重症患者は樺太廳醫院に入院治療せしめ其の料金を半減す。大正十四年中の受診延人員九・〇九七人に對し有病者微毒五、淋病三九、軟性下疳

一三、其の他の傳染性疾患七六、計一三三名にして有病率は一・四%を示す。

藝妓酌婦 藝妓及酌婦は土地の状況に依り毎月一回乃至三回指定したる醫師の健康診断書を所轄警察官署に提出せしめ、傳染性疾患者は治癒に至る迄就業を停止し、入院治療者には娼妓同様其の料金を半減す。大正十四年中の成績は藝妓受診延人員二二・五六二名に對し有病者微毒一六、淋病一六八、軟性下疳一五五、其の他の傳染性疾患九七、計四三六名此の有病率は一・九%にして、又酌婦受診延人員三五・九三七人にして内有病者微毒七三、淋病四九四、軟性下疳二四五、其の他の傳染性疾患二四四、計一・〇五六名にして有病率二・九%なり。

第七節 飲料水及水

第一款 上 水

現に上水道の設備あるは豊原町及泊居町のみにして真岡町、本斗町、名好村、野田町及大泊町の一部には

簡易水道あるも其の他の地に於ては一般に井水、泉水又は河水を濾過して飲料に供し居れり。最近各地共人口激増し之が飲料水の供給に關しては相當考慮せられつつあり、就中大泊町及眞岡町に於ては其の人口の増加に鑑み設計を急ぎつつあれば近く之が實現を見るに至るべし。尙飲料に供する井水に就ては順次水質検査を行ひ、飲料としての適否を明にして衛生上の不安なからしむべく計畫中なり。

第二款 清涼飲料水

清涼飲料水營業者及之が製造場は豊原町、榮濱村、大泊町、眞岡町及本斗町にあり、其の水質並に製品に對し理化學的試験を行ひ且つ販賣業に就ては賣品の検査を施行して不良品の取締を勵行せり。大正十四年中に於ける製造高はラムネ七七・七九六本、サイダー類三七八・六〇〇本、果實蜜其の他四四・四〇〇本にして、尙サイダー類九九〇・〇二三本の移入ありたり。

第三款 氷

本島は冬期寒冷にして四圍の事情は天然氷の採取に最も適す。従つて人工製氷場は本年度より大泊に一工場の設置を見たるに過ぎず。天然氷は氷結前現場の設備及水質検査の結果優良なるものに付尙成氷検査の上採取せしむ。而して採取後其の融解水の試験表を徴するの外販賣場に就き現品を収去し検査する等品質改善に努めつつあり。大正十四年中に於ける營業者一四、採氷量五〇八・五〇〇貫、内冷蔵用二〇〇・〇〇〇貫を示し、其の品質良好にして近年内地移出を企てるもの續出するの状況にあり。

第八節 傳染病

法定傳染病 法定傳染病は腸チフスを首位としザフテリア、パラチフス之に亞ぎ、其の他赤痢、猩紅熱、流行性腦脊髄膜炎、痘瘡、發疹チフス等の發生に至りては微々たるものにして、コレラ及ペストは曾て其の侵襲を見たることなし。

傳染病に關しては從來應に於て直接之が豫防及消毒を行ひ、各醫院に傳染病室を設け患者を收容治療するの外一切の事項を處理し來りたるが、大正十一年及大正十二年に町村制施行せられてより其の一部は之を町

醫事衛生

二九六

村に於て行ふことなれり、然るに人口増加し交通頻繁なるに伴ひ各種病菌の傳播する虞れあるを以て大正十四年六月廳令を以て傳染病豫防法施行規則及同施行細則を公布し、各町村に於ては相續して隔離病舎を設くるの外蠅の驅除、豫防注射其の他の豫防施設を爲し之が防遏に努め居れり。左に最近十年間に於ける發生狀況を表示すべし。

區別	年次	
	患者	死亡
肺チブス	203	3
チフテリア	26	2
パラチブス	8	7
患者	233	6
死亡	118	2
患者	109	1
死亡	159	2
患者	159	7
死亡	226	4
患者	187	1
死亡	230	3
患者	279	5
死亡	293	3

醫事衛生

二九七

死	計		流行性 腦脊 膜炎	痘	瘡	赤痢	猩紅熱
	患者	死亡					
率%	328	45	1	1	1	1	8
患者	170	50	1	1	1	1	10
死亡	233	48	1	1	2	2	9
患者	208	25	1	1	1	2	4
死亡	303	43	1	1	1	6	7
患者	365	71	1	1	1	4	4
死亡	303	57	1	2	1	8	4
患者	341	76	1	3	3	7	4
死亡	559	128	1	2	4	6	3
患者	429	96	1	1	1	4	7

醫事衛生

結核 結核患者は比年其の数を増加しつつあり、最近五年間に於ける患者及死亡左の如し。

年次	區別	呼吸器結核		結核性腦膜炎		腺結核		其他の結核		計	死亡者率%	一般患者總數	總死亡に對する結核死亡率%
		患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡				
大正十年		九五七	一三九	五三	三六	二〇〇	二	三三三	四一	一、五七四	二、二〇〇	二、二〇〇	一〇・〇%
大正十一年		一、五八一	一九二	九四	六六	三六四	三	三八三	五二	二、四三三	二、二六六	二、二六六	一三・九%
大正十二年		二、二一六	二〇六	一三一	六二	四五一	六	三九一	四六	三、〇八九	三、〇二四	二、八二九	一三・三%
大正十三年		二、五一	一七六	九三	五六	三五九	一一	五四一	四七	三、五四三	二、九二二	三、三三一	一三・八%
大正十四年		二、三九三	二四五	一四九	九八	二七五	一〇	四五八	六三	三、二七四	四、一五二	三、〇八七	一三・四%

性病 性病患者は人口増加に伴ひ遞増しつつあり。大正十四年中に於ける患者は一三・三七九名を算し、一般患者の總數に對する割合は八・四%にして人口に對し略同一の率を示す之を表示すれば左の如し。

醫事衛生

癩病 癩病は殆ど算するに足らざる少數にして、大正十四年醫療を受けたる患者は十二名あり稍々増加の傾向あるも慮ふるに足らず。

其他 其他傳染性疾患者は大正十四年中一三・五八九名あり、内トラホーム五六・四%、流行性感冒

年次	區別	微毒			軟性下疳	疥癬	諸症	合計	人口萬に對する患者
		第一期	第二期	第三期					
大正十年		一、一五七	一、二二一	四六一	九〇九	二、五三八	六、六二七	六三九	
大正十一年		一、〇六六	一、三四四	六四〇	一、〇四四	二、五七三	七、〇六九	五八八	
大正十二年		一、七七一	一、八四七	七九四	一、五〇〇	四、〇七三	一〇、四八三	七四六	
大正十三年		一、七六八	一、七七五	七二八	一、四九一	四、四一七	一〇、九六六	六五三	
大正十四年		二、一三七	二、一三三	七五三	一、九三三	五、七五二	一三、三七九	六〇九	

一二・七%、麻疹九・四%を占む、而して流行性感冒は漸次其の数を減じつつあるもトラホームは逐年増加の傾向を示せり。

第九節 汚物掃除

塵芥 比年人口増加するに伴ひ塵芥の處分に就きては各地に於て種々考慮研究されつつあるも未だ確實なる成案なく、現在郊外に汚物投棄場を指定し之に搬出投棄しつあり。搬出は豊原、大泊、眞岡の各市街地に於ては町に於て之を経營せるも、泊居、落合、留多加及本斗は各汚物掃除業者ありて之を處分し野田町に於ては衛生組合の事業として之を處理しつあり。

屎尿及汚泥 各地共附近農民に於て適宜搬出し肥料に供するもの多く、農民に於て消費し得ざる部分は汚物掃除業者に依り郊外汚物投棄場に諸溜し自然乾燥せしめ、又は農家に供給しつありて今後之が處分に就ては尙充分の研究を要す。

第十五章 法制

樟太は各般の状態未だ未開の域を脱せず、曾ては我が領土たりし地なりと雖も曖昧なる土人の在るあり之を本土と同一に律する能はざる實狀に鑑み、軍政撤廢と同時に明治四十年法律第二十五號を以て特に樟太に施行を要する法律は勅令を以てすることとし、一定の事項に關しては尙之が特例を定め得ることとなれり。

爾來右に依り樟太に施行の法律漸を逐ふて増加し、現在全部施行のもの民法外百三十八件一部施行のもの訴願法外七件に達し、尙明治四十年勅令第九十四號等を以て特例を定め來りたるが、大正九年勅令第百二十四號を以て之を統一し以て施政の圓滑を期せり。

◎樟太ニ施行スヘキ法令ニ關スル件（明治四十年法律第二十五號）

法律ノ全部又ハ一部ヲ樟太ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ左ノ事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

法制

一 土人ニ關スルコト

二 行政官廳又ハ公署ノ職權ニ關スルコト

三 法律上ノ期間ニ關スルコト

四 裁判所又ハ裁判長カ職權ヲ以テ選任シ又ハ選定スル辯護人、訴訟代理人又ハ訴訟承繼人ニ關スルコト

◎樺太ニ施行スル法律ノ特例ニ關スル件（大正九年勅令第二百二十四號）抄

第一條 樺太ニ於ケル土人ノ外ニ關係者ナキ民事ニ關スル事項及土人ノミニ對スル刑事ニ關スル事項ハ從來ノ慣例ニ依ル

前項ニ規定スル事項ニ關スル訴訟手續ハ裁判所ノ便宜ニ從フ

第二條 樺太廳支廳長及稅務、林務、鑛業又ハ水産ニ關スル事務ヲ管掌スル官吏ハ刑事訴訟法第二百四十八條ニ規定スル司法警察官ノ職權ヲ有ス

刑事訴訟法中地方長官ノ職務ハ樺太廳長官之ヲ行フ

第三條 民法又ハ商法ニ規定スル登記ヲ爲スヘキ期間ハ之ヲ二倍トス

第四條 民事訴訟法第六十七條第一項及刑事訴訟法第八十二條ノ場合ニ於テハ海陸路四里毎ニ一日ヲ伸長ス

第五條 裁判所又ハ裁判長カ職權ヲ以テ辯護士ヲ訴訟承繼人、訴訟代理人又ハ辯護人ニ選定シ又ハ選任スヘキ場合ニ於テハ辯護士ニ非サル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第六條 漁業法第七條ノ規定ハ土人ノ漁業ニ關シテ之ヲ適用セス樺太廳長官ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケルコトヲ得

第二十二條 商業會議所法中農商務大臣及地方長官ノ職務ハ樺太廳長官之ヲ行フ

第二十三條 戶籍法ニ規定スル届出又ハ申請ヲ爲スヘキ期間ハ之ヲ二倍トス

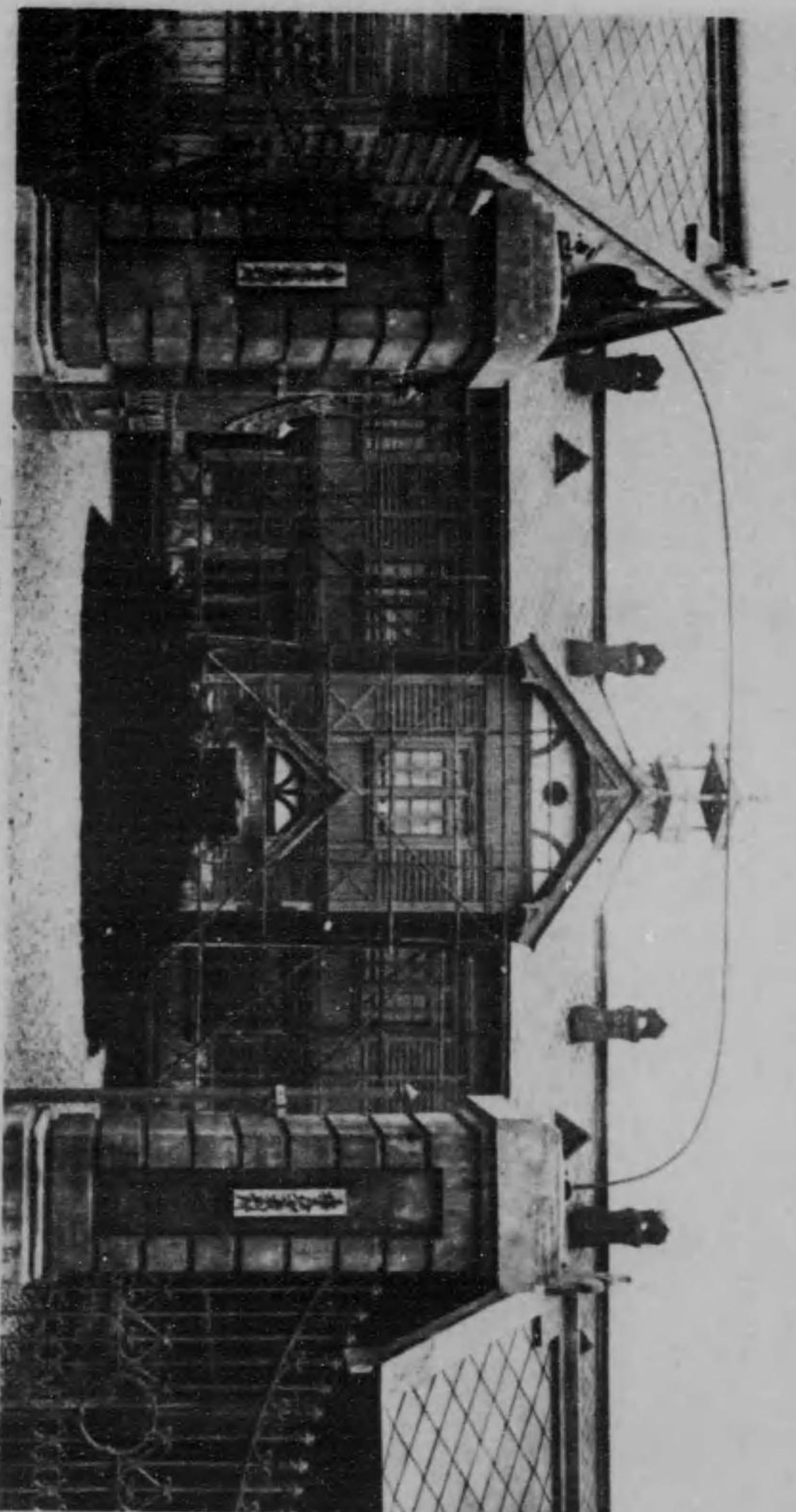
第二十四條 國籍法及明治三十一年法律第二十一號中內務大臣ノ職務ハ內閣總理大臣之ヲ行フ

第十六章 司法

第一節 沿革

明治三十八年八月本島を占領するや軍令第二號を以て民政を布くと共に民政署に於て民事及刑事の審判を行ふことゝなれり。

亞で同年十月占領地人民刑罰令(軍令第二十一號)、民事審判條例(軍令第二十二號)及民政署司法委員條例(軍令第二十三號)を制定し、民政署職員中に就き民政長官の任命せる民政署司法委員が民事及刑事の審判(軍令裁判所の權限に)を爲すことゝなり、其の職務を行ふ所を民政法院と稱せり。然るに明治四十年三月軍政の撤廢せらるゝや司法事務は行政事務と分離し、同年四月より司法省管轄の下に裁判所の設置を見るに至りたり。



(明原臺)所列裁方地太庫

第二節 裁判所

明治四十年軍政の撤度と共に同年法律第二十八號を以て四月一日より豊原に樺太地方裁判所及區裁判所を、眞岡に區裁判所を設置せられ尙勅令第九十四號を以て司法に關する各種法律を樺太に施行せられ特殊の事項を除くの外殆ど内地と同一の制度となれり。即ち樺太に於ける裁判所は司法大臣の管轄に屬し裁判所構成法に依り構成せられ、其の組織に關しては内地に於ける裁判所と同一なり、左に其の概況を記述すべし。

地方裁判所	區裁判所	區裁判所出張所	設置年月日	位置
樺太地方裁判所	豊原區裁判所	大泊出張所	明治四十年四月一日 同 明治四十年十一月一日	豊原郡豊原町 同 大泊郡大泊町

司法

眞岡區裁判所	
元泊出張所	大正十一年十月十六日
泊居出張所	明治四十年四月一日
鵜城出張所	大正八年七月一日
	大正十一年十月十六日
元泊郡元泊村	
眞岡郡眞岡町	
泊居郡泊居町	
鵜城郡鵜城村	

裁判所開設當時に於ては各種事件何れも少數なりしが、拓殖の進展、人口の増加するに従ひ逐年増加を來せり。

民事 領有の初期に於ては事件の内容概ね簡易にして又件數も少かりしが、近時人口の増加に伴ひ人事漸く繁く、事件は逐年増加するに共に其の内容亦復雜となり來れり、然れども人事訴訟は極めて少數なり。

刑事 刑事事件亦逐年増加し詐欺、軍人服役及召集に關する犯罪最も多く、窃盜、殺傷、横領、失火及漁業に關する犯罪之に次ぐ。殺傷犯の比較的多きは新開地の常として壯年血氣の者多く、就中本島に在りては漁業、林業等に從事する血氣の労働者多きに基因すべく、失火は冬期寒冷にして火氣を使用するに多し且

つ其の期間長きに因るべし。最近に於ける民事、刑事事件の概況を表示すれば左の如し。

新受理件數（地方裁判所）

年次	民事					刑事				
	第一審控訴	抗告	假差押分	假處分	計	第一審控訴	再審	抗告	私訴	計
大正十一年	一〇五	一五	一	一五	一九五	二七	一	一	二	三〇
大正十二年	一〇九	四三	一	三六	一五八	一八	一	一	二	二二
大正十三年	一四四	一三	二	五四	二七八	二六	一	一	一	三〇
大正十四正	九六	一七	一	三八	一六八	五三	一	一	二	五七
						二九				九一
										一〇四

備考 左側數字は民事の部は故障事件、刑事の部は保釋請求なり。

新受理件數 (區裁判所)

區別	區 原 豐				
	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	
民 事	第一審	一四九	二五五	三三五	四三五
	和解	二	一	一	一
	新治產 准禁治 產失踪	一	一	二	一
	督促	二六八	五三	五二	一
	破産	一	一	一	一
	和議	一	一	一	一
	公示	一	一	一	一
	假差 押假 分假 處分	五六	六七	八一	五九
	強制 執行	三	五	一四	二五
	競賣	六	一五	一八	二二
刑 事	非訟事件	一五	一〇	四三	四九
	其他事件	三〇四	五三七	七〇	一、三〇八
計	八〇三	一、四〇三	一、七三七	二、四二四	
刑 事	第一審	一一四	一六	九三	一四一
	略式	一八三	四一五	四八	一六七
刑 事	私事件	二	一	三	一
	其他事件	一〇	六	九	二
計	一〇	五四八	五三	一八三	

區 岡 眞	區 岡 眞			
	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年
大正十一年	四八	二八	一六	二六
大正十二年	一四	三	三	一
大正十三年	一七二	一八三	二三四	二四六
大正十四年	一	一	一	一
罪 名	四〇	六三	一五	八
件 數	三	一	三	三
罪 名	一六	二二	二五	三二
件 數	二二	二七	二七	二八
計	一、一七	一、四四	一、九四	二、〇〇
第一審	一七	一	一	一
略式	二三四	三五八	三三	一〇三
私事件	一	一	一	一
其他事件	八	一四	一	一
計	三一九	四五六	四六九	三六一

備考 左側數字は故障事件

犯罪檢舉件數 (一)

罪 名	大正十三年		大正十四年	
	件 數	罪 名	件 數	罪 名
殺人	三	二	三	二
領	二	二	二	二
計	三〇九	一六四	一九二	一九二

司法

局別	年次	件数	人員
計	大正十一年	六三六	七六三
	大正十二年	一、三三三	一、〇八八
	大正十三年	一、三三三	一、〇八八
	大正十四年	一、三三三	一、〇八八
	計	六三六	七六三
強盗	二	九	三
強姦	一	七	三
窃盗	二五二	二八九	一四八
傷害致死	二	一八	四
傷害	一七〇	二二二	一四八
放火	三	八	四
失火	一三三	一〇八	五三
詐欺	六三六	七六三	二、三三三
誘拐	九	三	二、三三三
賭博	七	三	二、三三三
瀆職	二八九	一四八	二、三三三
森林法違反	一八	四	二、三三三
漁業法違反	二二二	一四八	二、三三三
樺太漁業取締規則違反	三三三	二二二	二、三三三
陸海軍々人召集又は服役に關する規則違反	八八	五三	二、三三三

三三〇

犯罪檢舉件数 (二)

局別	年次	件数	人員
計	大正十一年	六三六	七六三
	大正十二年	一、三三三	一、〇八八
	大正十三年	一、三三三	一、〇八八
	大正十四年	一、三三三	一、〇八八
	計	六三六	七六三

局別	年次	件数	人員
計	大正十一年	一、九一九	二、五二七
	大正十二年	一、八四九	一、三三三
	大正十三年	一、八四九	一、三三三
	大正十四年	一、八四九	一、三三三
	計	一、九一九	二、五二七

登記事務 登記事件は國有土地の拂下増加故に人口増加し取引關係頻繁なるに従ひ逐年著しく其の數を増しつゝあり、従つて現在の機關に不足を來し尙出張所三、四箇所増設の必要に迫れり。
 執達吏事務 從來事件多からざりし爲め未だ執達吏を置くに至らず區裁判所書記に於て其の事務を取扱ひ居れり、然れども近年著しく事件増加せるを以て近く執達吏を置かるゝに至るべし。
 公證人事務 未だ事件多からざる爲め公證人を置くの時機に至らず區裁判所判事に於て其の事務を取扱ひ居れり。

司法

三三一

辯護士 領有當時に於ては百般未開の状態にありて辯護士を得るこゝ亦困難なる事情ありしを以て、衆人

の便宜を圖る爲め辯護士にあらざるも特に適當と認めたる者に民事訴訟代理及刑事辯護を認可し來れり、是れ所謂訴訟代理業者にして從來民事訴訟に於ける一機關たり、然るに近年辯護士の登録を受くるもの漸次多きを加へ最早訴訟代理業者を認むるの必要なきに至りたるを以て大正十三年七月限り其の業務を差止め、當時繫屬中の事件に限り尙處理し得ることとせり。

戸籍事務 明治四十年樺太廳令を以て居住、移轉、出生及死亡に關する届出規則を制定したるか、大正九年之を廢止して居住者届出規則を制定し、戸口に關する事務は支廳に於て掌理し來りたるが、大正十一年及大正十二年に樺太町村制施行せられたるを以て之を町村に移管せり。然れども樺太には未だ戸籍法の施行なく、各種手續上不便尠からざるのみならず延ては本島開拓の上に及ぼす影響亦尠からず甚だ遺憾とせり。然るに大正十三年八月に至り遂に國籍法、戸籍法其の他關係法令施行せられて茲に内地樺太は同一法の下に統一せられ、爾來樺太に轉籍するもの相踵ぎ大正十三年中に二・九二六戸一六・五六七人に達し、大正十四年末には四・七三一戸二四・三四三人を算し、尙漸次増加の趨勢にありて本島開發上裨益する所大なるものあり。

第三節 供託事務

大正十一年四月供託法を施行せらるゝと共に供託局官制の公布を見、豊原に獨立せる樺太供託局を置き眞岡に其の出張所を設けて供託事務を取扱ふこととなれり、然れども取扱件數竝に金額未だ多からず。

第四節 刑務所

明治三十九年一月樺太民政署拘禁所條例（軍令第三十一號）を制定し、樺太守備隊憲兵隊長管理の下に大泊に民政署拘禁所を、豊原及眞岡に拘禁所支署を置き、民政署司法委員の管掌に屬する未決既決の囚人を收容せり。明治四十年軍政の撤廢せらるゝや同年四月豊原に札幌監獄樺太分監を置き、大正十一年十月官制改正の結果獨立して樺太刑務所設置せられたるが、大正十三年十二月札幌刑務所樺太支所となれり。最近に於ける收容人員左の如し。

計				人置留場役勞			
年	出	新	前	年	出	新	前
末			年	末			年
現			より	現			より
計	所	入	越	在	所	入	越
一三八	五六一	五四四	一五五	一	八	九	一
一四〇	三五八	三六〇	一三八	一	八	七	一
一七一	三六一	三九三	一四〇	一	二	二	一
一六三	三七九	三七〇	一七一	一	八	九	一
二二二	四八二	五三〇	一八七	二	一〇	二	一

人告被事刑				者刑愛種				年次
年	出	新	前	年	出	新	前	
末			年	末			年	
現			より	現			より	
在	所	入	越	在	所	入	越	
一九	三三	二四	二七	一八	三三	三〇	二八	大正十年
二二	一五	一七	一九	一九	二五	二六	二八	大正十一年
一一	一六	一六	二二	一〇	一八	三三	一九	大正十二年
一七	一五	一五	一一	一四	三〇	一〇	一〇	大正十三年
一七	三三	二八	二七	一九	三〇	三〇	三二	大正十四年